

官報 号外

平成二十四年七月二十七日

○第百八十回 参議院会議録第二十一号

平成二十四年七月二十七日(金曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成二十四年七月二十七日

正午開議

第一 裁判所法の一部を改正する法律案(第百七十九回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)

第二 海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 雨水の利用の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)

第六 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)

第七 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。

日程第一 裁判所法の一部を改正する法律案(第百七十九回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長西田実仁君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(西田実仁君登壇、拍手)

○西田実仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講じようとする内容で提出され、衆議院においてその全部が修正されたものであります。

修正により追加された主な内容は、第一に、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、この法律の施行後一年以内に学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする、第二に、裁判所法の一部を改正し、修習資金を貸与する制度については、法曹の養成に関する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする、こととあります。

委員会におきましては、法科大学院の教育の充実と修習制度の在り方、給費制の復活とその適及適用の検討、修習生の修習専念義務と兼業禁止の合理性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百二十三
反対 六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第二 海上運送法の一部を改正する法律案

日程第三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

日程第四 船員法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)

日程第五 雨水の利用の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。国土交通委員長岡田直樹君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(岡田直樹君登壇、拍手)

○岡田直樹君 ただいま議題となりました四法律案のうち、海上運送法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、海上運送法の一部を改正する法律案は、我が国の安定的な国際海上輸送の確保を推進するため、航海命令に際して日本船舶として確実かつ

速やかに航行することが可能な外国船舶を準日本船舶として認定し、当該準日本船舶が日本船舶に転籍するために必要となる船舶の大きさの測定に關する手続の特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律等の一部を改正する法律案は、海洋汚染防止条約の附屬書の改正等に対応するため、新造船に對する二酸化炭素排出量の算定及び基準適合の義務付け、新造船及び現存船舶に對する二酸化炭素放出抑制航行手引書作成の義務付け等の措置を講じようとするものであります。

次に、船員法の一部を改正する法律案は、二千六年の海上の労働に關する条約の締結に伴い、船員の労働条件の改善や、國際航海に従事する日本船舶及び我が國に寄港する外国船舶に對する船員の労働条件に對するの検査制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、準日本船舶制度導入の意義、日本船舶及び日本人船員確保の重要性、環境技術による我が國海事産業の競争力強化の必要性、改正船員法の円滑な施行に對した政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、船員法改正案について、民主黨・新緑風会の白理事より、附則の条文の一部を手直しすることを内容とする修正案が提出されました。

順次採決の結果、海上運送法改正案及び海洋汚染等防止法改正案についてはいずれも全会一致を

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、船員法改正案について、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に對して附帶決議が付されております。

次に、雨水の利用の推進に關する法律案につきまして、委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年の氣候変動等に伴い、水循環の適正化が課題となつており、雨水の有効利用促進により、下水道、河川等への集中的な流出の抑制に寄与することが期待されます。

このような趣旨から、第一に、国、地方公共団体、事業者及び国民等に雨水の利用の推進に對ける責務を定めております。

第二に、国土交通大臣は、雨水の利用の推進に關する基本方針を定めなければならないものとしたしております。

第三に、国、地方公共団体等による雨水の利用施設の設置目標を定めるとともに、雨水の利用を推進すべき建築物に對する税制上又は金融上の措置等を講じなければならないものとしたしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、昨二十六日、国土交通委員会において全会一致をもつて起草、提出したものであります。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

まず、海上運送法の一部を改正する法律案及び雨水の利用の推進に關する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十八

反対

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十二

反対

六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、船員法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百二十九

反対

よつて、本案は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第六 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。経済産業委員長 長前川清成君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔前川清成君登壇、拍手〕

○前川清成君 たいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行うとするグローバル企業の活動を促進するため、当該事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けたグローバル企業に対して、租税特別措置法と相まって、法人の所得を二〇％控除し法人税負担を軽減する措置、特許料や審査請求料を軽減又は免除する措置を講じようとするものであります。

委員会においては、我が国の国際競争力が低下した理由と産業政策の重要性、アジア諸国の法人実効税率引下げ等の企業誘致政策と比較した場合の本法案の評価、外国企業の誘致拡大に向け、税制面での支援強化と併せて生活環境整備などの施策を実施する必要性、外国企業誘致における電力安定供給の必要性、我が国企業の海外移転による産業空洞化を防ぐことの重要性等について質疑が行われましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知お願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一

致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九

賛成 二百十九

反対 十

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第七 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。財政金融委員長 長尾立源幸君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔尾立源幸君登壇、拍手〕

○尾立源幸君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、商品先物取引法上の一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのできる総合的な取引所の実現に向けた制度の整備を行うとともに、一定の店頭デリバティブ取引についての電子情報処理組織の利用の義務付け、インサイダー取引規制及び課徴金制度の見直し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、総合的な取引所の早期実現に向けた具体的なスケジュール、いわゆる増資インサイダーに対する規制を強化する必要性、銀行間取引における金利指標の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十

賛成 二百二十

反対 十

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 平田 健二君
副議長 尾辻 秀久君

議員
上野ひろし君 竹谷とし子君
石川 博崇君 吉田 忠智君
松田 公太君 横山 信一君
秋野 公造君 山内 徳信君
自見庄三郎君 小熊 慎司君
谷合 正明君 山本 博司君
又市 征治君 西村まさみ君
中西 健治君 桜内 文城君
西田 実仁君 山本 香苗君
浜田 昌良君 福島みずほ君
中谷 智司君 寺田 典城君

柴田 巧君	加藤 修一君	奥石 東君	池口 修次君	石井みどり君	磯崎 陽輔君	金子原二郎君	中山 恭子君
長沢 広明君	渡辺 孝男君	榛葉賀津也君	小川 勝也君	石井 準一君	古川 俊治君	主濱 了君	中村 哲治君
室井 邦彦君	広田 一君	直嶋 正行君	北澤 俊美君	福岡 資麿君	松下 新平君	市田 忠義君	林 芳正君
林 久美子君	江口 克彦君	玉置 一弥君	舟山 康江君	佐藤ゆかり君	岡田 直樹君	松村 龍二君	山本 一太君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	行田 邦子君	米長 晴信君	岸 信夫君	北川イツセイ君	山崎 力君	岸 宏一君
松 あきら君	小林 正夫君	中西 祐介君	亀井亜紀子君	小泉 昭男君	松山 政司君	藤井 孝男君	片山虎之助君
今野 東君	小野 次郎君	谷岡 郁子君	高階恵美子君	末松 信介君	中川 雅治君	佐藤 公治君	森 ゆうこ君
水野 賢一君	白浜 一良君	有田 芳生君	金子 洋一君	中村 博彦君	山谷えり子君	広野ただし君	
山口那津男君	草川 昭三君	吉川 沙織君	梅村 聡君	宮沢 洋一君	世耕 弘成君		
木庭健太郎君	福山 哲郎君	松浦 大悟君	佐藤 正久君	脇 雅史君	鶴保 庸介君		
増子 輝彦君	長浜 博行君	大河原雅子君	相原久美子君	関口 昌一君	岡田 広君		
郡司 彰君	横峯 良郎君	轟木 利治君	加賀谷 健君	吉田 博美君	山崎 正昭君		
浜田 和幸君	安井美沙子君	藤谷 光信君	松野 信夫君	小坂 憲次君	鈴木 政二君		
小西 洋之君	石橋 通宏君	川上 義博君	佐藤 信秋君	岩城 光英君	中曾根弘文君		
平山 誠君	斎藤 嘉隆君	足立 信也君	藤本 祐司君	溝手 顕正君	衛藤 晟一君		
大野 元裕君	徳永 エリ君	水岡 俊一君	津田弥太郎君	伊達 忠一君	谷川 秀善君		
小見山幸治君	難波 奨二君	芝 博一君	柳澤 光美君	渡辺 猛之君	荒井 広幸君		
田城 郁君	植松恵美子君	辻 泰弘君	平野 達男君	はた ともこ君	田村 智子君		
江崎 孝君	大久保潔重君	山根 隆治君	神本美恵子君	石井 浩郎君	赤石 清美君		
風間 直樹君	牧山ひろえ君	谷 博之君	高橋 千秋君	舩添 要一君	谷 亮子君		
金子 恵美君	水戸 将史君	羽田雄一郎君	野上浩太郎君	山下 芳生君	山田 俊男君		
徳永 久志君	蓮 舫君	岡崎トミ子君	柳田 稔君	義家 弘介君	青木 一彦君		
大島九州男君	尾立 源幸君	前田 武志君	田中 直紀君	外山 斎君	紙 智子君		
藤末 健三君	白 眞勲君	江田 五月君	石井 一君	片山さつき君	山本 順三君		
前川 清成君	藤田 幸久君	鴻池 祥肇君	山東 昭子君	水落 敏栄君	猪口 邦子君		
大久保 勉君	櫻井 充君	中原 八一君	長谷川 岳君	友近 聡朗君	平山 幸司君		
那谷屋正義君	川崎 稔君	藤川 政人君	若林 健太君	大門美紀史君	二之湯 智君		
岩本 司君	松井 孝治君	三原じゅん子君	大家 敏志君	野村 哲郎君	松村 祥史君		
武内 則男君	磯崎 仁彦君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	川口 順子君	大江 康弘君		
鈴木 寛君	塚田 一郎君	磯崎 仁彦君	上野 通子君	姫井由美子君	藤原 良信君		
大塚 耕平君	森 まさこ君	牧野たかお君	西田 昌司君	井上 哲士君	有村 治子君		
小川 敏夫君				加治屋義人君	愛知 治郎君		

議長の報告事項
去る十三日議長において、次のとおり特別委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任
安井美沙子君
補欠
吉川 沙織君
社会保障と税の一体改革に関する特別委員
辞任
今野 東君
補欠
相原久美子君
田城 郁君
補欠
西村まさみ君
那谷屋正義君
補欠
岡崎トミ子君
同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。
災害対策特別委員会
理事 那谷屋正義君（平山幸司君の補欠）

国務大臣	法務大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国務大臣	内閣府特命担当大臣（金融）	松山 忠洋君
金子原二郎君	主濱 了君	市田 忠義君	松村 龍二君	山崎 力君	藤井 孝男君	片山虎之助君
佐藤 公治君	広野ただし君					森 ゆうこ君

滝 実君	枝野 幸男君	羽田雄一郎君
------	--------	--------

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会
保障と税の一体改革に関する特別委員会に付託し
た。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本
的な改革を行うための消費税法等の一部を改正
する等の法律案(閣法第七二号)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本
的な改革を行うための地方税法及び地方交付税
法の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

MV22オスプレイの配備に関する第三回質問主
意書(佐藤正久君提出)(第一九三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秋野公造君提出伝統ある国産麦栽培
を守るためのカラスムギによる雑草害対策の強
化に関する質問に対する答弁書(第一七三三号)

参議院議員福島みずほ君提出法務省で検討して
いる死刑の執行方法に関する質問に対する答弁
書(第一七四号)

参議院議員川田龍平君提出放射性物質の拡散防
止対策及び原発の安全設備に関する質問に対す
る答弁書(第一七五号)

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復旧・
復興関係経費の執行状況に関する質問に対する
答弁書(第一七六号)

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復旧・
復興関係経費の不用額に関する質問に対する答
弁書(第一七七号)

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復興交
付金の執行状況に関する質問に対する答弁書
(第一七八号)

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復旧・
復興関係経費の今後の執行体制に関する質問に
対する答弁書(第一七九号)

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員草川昭三
君、同平山幸司君及び同予備員友近聡朗君の辞任
を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予
備員の職務を行う順序は中村哲治君を第三順位と
し、第二順位の森まさこ君を第一順位とし、第三
順位の加藤修一君を第二順位とした旨本院事務総
長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総
長に通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

小川 敏夫君
白浜 一良君

同 予備員

中村 哲治君

同日本院は、裁判官訴追委員中村哲治君の辞任を
許可し、その補欠として次の者を選挙した旨本院
事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院
事務総長に通知した。

森 ゆうこ君

同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した
旨内閣に通知した。

参議院議員 白 眞勲君

同日議長は、国土審議会特別委員(離島振興対策
分科会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知
した。

友近 聡朗君

同日内閣から、海賊行為の処罰及び海賊行為への
対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海
賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
に基づく海賊対処行動についての報告を受領し
た。

去る十七日議長において、次のとおり特別委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任

補欠

上野 通子君 林 芳正君
福島みずほ君 又市 征治君

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成二十四年七月の大雨による被害
状況等の実情調査

一、派遣委員

第一班 松下 新平 牧山ひろえ
加治屋義人 渡辺 孝男

第二班 那谷屋正義 小坂 憲次
平山 幸司 山下 芳生

一、派遣地

第一班 熊本県

第二班 福岡県 大分県

一、期間 両班とも七月二十日 一日間

一、費用 概算七四三、二〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八
十条の二により承認を求めます。

平成二十四年七月十三日

災害対策特別委員長 松下 新平

参議院議長 平田 健二殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秋野公造君提出福岡県田川郡添田町
のような国民の共有財産である水源を存する自
治体の汚水処理の推進に関する質問に対する答
弁書(第一八〇号)

参議院議員山谷えり子君提出次世代スーパード
ンピュータ「京」に関する質問に対する答弁書
(第一八一号)

参議院議員山谷えり子君提出北京常設展示館事
業に関する質問に対する答弁書(第一八二号)

参議院議員佐藤正久君提出メドヴェージェフ・
ロシア連邦首相の国後島訪問に関する質問に対
する答弁書(第一八三三号)

参議院議員宇都隆史君提出日韓秘密情報保護協
定の締結に関する質問に対する答弁書(第一八
四号)

参議院議員田村智子君提出後発医薬品の利用促
進のための環境整備に関する再質問に対する答
弁書(第一八五号)

去る十八日議長において、次のとおり特別委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任

補欠

梅村 聡君 牧山ひろえ君

高階恵美子君 世耕 弘成君

竹谷とし子君 山本 博司君

渡辺 孝男君 松 あきら君

大門実紀史君 井上 哲士君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東京電力福島第一原子力発電所事故の未解明問
題のフォローアップに関する質問主意書(浜田

昌良君提出)(第一九四号)

証券大手のインサイダー取引に関する質問主意
書(丸山和也君提出)(第一九五号)

国家戦略会議フロンティア分科会に関する質問
主意書(山田俊男君提出)(第一九六号)

子宮頸がんを予防するワクチンに関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第一九七号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 障害基礎年金及び障害厚生年金の周知広報の在り方及び実態に即した弾力的な認定に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第一八六号) 東京電力福島原発事故直後の放射能汚染図情報に関する質問主意書(宇都隆史君提出)(第一八七号) 次期戦闘機F-35Aに係る引合受諾書署名に関する質問主意書(宇都隆史君提出)(第一八八号) 米エネルギー省提供の放射線測定データに関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第一八九号) 国連安全保障理事会の北朝鮮制裁に係る年次報告書に関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第一九〇号) 小型惑星探査機「はやぶさ2」に関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第一九一号) 航空自衛隊の次期主力戦闘機(FX)の機種選定に関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第一九二号) MV22オスプレイの配備に関する第三回質問主意書(佐藤正久君提出)(第一九三号) 去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 厚生労働委員 辞任 石橋 通宏君 補欠 谷岡 郁子君 環境委員 辞任 谷岡 郁子君 補欠 石橋 通宏君	行政監視委員 辞任 行田 邦子君 補欠 藤末 健三君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 社会保障と税の一体改革に関する特別委員 辞任 大島九州男君 補欠 ヅルキン マルティ君 牧山ひろえ君 梅村 聡君 蓮 舫君 川合 孝典君 世耕 弘成君 高階恵美子君 林 芳正君 上野 通子君 松 あきら君 横山 信一君 山本 博司君 竹谷とし子君 井上 哲士君 大門実紀史君 又市 征治君 福島みずほ君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 学校施設における予防接種に関する質問主意書(上野通子君提出)(第一九八号) 去る二十日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 社会保障と税の一体改革に関する特別委員 辞任 川合 孝典君 補欠 ヅルキン マルティ君 横山 信一君 渡辺 孝男君 大門実紀史君 田村 智子君 福島みずほ君 吉田 忠智君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 医師の応召義務に関する質問主意書(丸山和也君提出)(第一九九号)	オスプレイの訓練、米軍航法ルート等に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第二〇〇号) シリアの治安情勢に関する第三回質問主意書(佐藤正久君提出)(第二〇一号) 去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員 辞任 江口 克彦君 補欠 中西 健治君 予算委員 辞任 櫻井 充君 補欠 川崎 稔君 谷岡 郁子君 江崎 孝君 林 久美子君 大久保潔重君 佐藤ゆかり君 牧野たかお君 草川 昭三君 横山 信一君 山本 博司君 秋野 公造君 中西 健治君 江口 克彦君 紙 智子君 山内 徳信君 大門実紀史君 福島みずほ君 大久保潔重君 林 久美子君 草川 昭三君 横山 信一君 行政監視委員 辞任 秋野 公造君 補欠 山本 博司君 議院運営委員 辞任 江崎 孝君 補欠 芝 博一君 川崎 稔君 櫻井 充君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 社会保障と税の一体改革に関する特別委員 辞任 西村まさみ君 補欠 ヅルキン マルティ君 藤本 祐司君 蓮 舫君 田村 智子君 大門実紀史君 吉田 忠智君 福島みずほ君 同日議長は、次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。 海上運送法の一部を改正する法律案(閣法第三九号) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 船員法の一部を改正する法律案(閣法第四一号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 東京電力福島第一原子力発電所事故の未解明問題のフォローアップに関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第一九四号) 証券大手のインサイダー取引に関する質問主意書(丸山和也君提出)(第一九五号) 国家戦略会議フロンティア分科会に関する質問主意書(山田俊男君提出)(第一九六号) 子宮頸がんを予防するワクチンに関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第一九七号) 学校施設における予防接種に関する質問主意書(上野通子君提出)(第一九八号) 去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員 辞任 中西 健治君 補欠 江口 克彦君
--	---	---	---

予算委員	辞任	石橋 通宏君	補欠	竹谷とし子君	山本 香苗君
		江崎 孝君	安井美沙子君	大門実紀史君	田村 智子君
		大久保 勉君	谷岡 郁子君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	
		大久保潔重君	相原久美子君	国土交通委員	
		川崎 稔君	水戸 将史君	理事 白 眞勲君 (友近聡朗君の補欠)	
		牧野たかお君	櫻井 充君	理事 藤本 祐司君 (藤原良信君の補欠)	
		秋野 公造君	佐藤ゆかり君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	
		横山 信一君	山本 博司君	MV22オスプレイの安全確認等に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第二〇二二号)	
		山口 克彦君	草川 昭三君	国連平和維持活動(PK〇)協力法改正論議に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第二〇三号)	
		山内 徳信君	中西 健治君	今後の緊急時における緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の活用に関する質問主意書(上野通子君提出)(第二〇四号)	
決算委員	辞任	林 久美子君	補欠	同日内閣から次の答弁書を受領した。	
		安井美沙子君	大久保潔重君	参議院議員浜田昌良君提出障害基礎年金及び障害厚生年金の周知広報の在り方及び実態に即した弾力的な認定に関する質問に対する答弁書(第一八六号)	
		草川 昭三君	石橋 通宏君	参議院議員宇都隆史君提出東京電力福島原発事故直後の放射能汚染図情報に関する質問に対する答弁書(第一八七号)	
行政監視委員	辞任	白 眞勲君	補欠	参議院議員宇都隆史君提出次期戦闘機F-35Aに係る引合受諾書署名に関する質問に対する答弁書(第一八八号)	
		山本 博司君	福山 哲郎君	参議院議員山谷えり子君提出米エネルギー省提供の放射線測定データに関する質問に対する答弁書(第一八九号)	
議院運営委員	辞任	相原久美子君	補欠	参議院議員山谷えり子君提出国連安全保障理事会の北朝鮮制裁に係る年次報告書に関する質問に対する答弁書(第一九〇号)	
		櫻井 充君	大久保 勉君		
		芝 博一君	川崎 稔君		
		水戸 将史君	江崎 孝君		
		林 久美子君	林 久美子君		
社会保障と税の一体改革に関する特別委員	辞任	シルネン・マルティ君	補欠		
		林 久美子君	西村まさみ君		
			大河原雅子君		

参議院議員山谷えり子君提出小型惑星探査機「はやぶさ2」に関する質問に対する答弁書(第一九一号)	参議院議員山谷えり子君提出航空自衛隊の次期主力戦闘機(FX)の機種選定に関する質問に対する答弁書(第一九二号)	参議院議員佐藤正久君提出MV22オスプレイの配備に関する第三回質問に対する答弁書(第一九三号)	一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	辞任	はた ともこ君	補欠	佐藤 公治君	補欠	高橋 千秋君	有田 芳生君	難波 獎二君	有田 芳生君	高橋 千秋君	補欠	難波 獎二君	古川 俊治君	谷 亮子君	中村 哲治君	補欠	はた ともこ君	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	
---	---	---	--	------	----	---------	----	--------	----	--------	--------	--------	--------	--------	----	--------	--------	-------	--------	----	---------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--

社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任 補欠

大河原雅子君 難波 奨二君
大久保潔重君 牧山ひろえ君
大島九州男君 斎藤 嘉隆君
山本 香苗君 谷合 正明君
姫井由美子君 佐藤 公治君
福島みずほ君 又市 征治君
同日議長は、次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。
欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第八号)
偽造品の取引の防止に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)
二千六年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)

同日議員から次の議案が撤回された。

雨水の利用の推進に関する法律案(加藤修一君外一名発議)(第百七十九回国会参第三号)
同日議長は、次の議案は発議者が撤回した旨衆議院に通知した。

雨水の利用の推進に関する法律案(第百七十九回国会、加藤修一君外一名発議)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
医師の応召義務に関する質問主意書(丸山和也君提出)(第九九九号)
オスプレイの訓練、米軍航法ルート等に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第二〇〇号)

シリアの治安情勢に関する第三回質問主意書(佐藤正久君提出)(第二〇一号)

昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

浜田 昌良君 荒木 清寛君
佐藤 公治君 はた ともこ君

総務委員

辞任

補欠

有田 芳生君 難波 奨二君
高橋 千秋君 武内 則男君

法務委員

辞任

補欠

難波 奨二君 有田 芳生君
古川 俊治君 溝手 顕正君
谷 亮子君 中村 哲治君

外交防衛委員

辞任

補欠

はた ともこ君 佐藤 公治君

財政金融委員

辞任

補欠

溝手 顕正君 古川 俊治君
荒木 清寛君 浜田 昌良君

文教科学委員

辞任

補欠

中村 哲治君 谷 亮子君

厚生労働委員

辞任

補欠

小坂 憲次君 三原じゅん子君
舟山 康江君 谷岡 郁子君

農林水産委員

辞任

補欠

鈴木 政二君 長谷川 岳君

経済産業委員

辞任

補欠

武内 則男君 高橋 千秋君

環境委員

辞任

補欠

長谷川 岳君 鈴木 政二君
三原じゅん子君 小坂 憲次君
谷岡 郁子君 舟山 康江君

決算委員

辞任

補欠

谷 亮子君 外山 斎君

行政監視委員

辞任

補欠

宇都 隆史君 上野 通子君

議院運営委員

辞任

補欠

上野 通子君 宇都 隆史君
江崎 孝君 谷 亮子君

災害対策特別委員

辞任

補欠

川崎 稔君 武内 則男君
若林 健太君 大家 敏志君
上野ひろし君 小熊 慎司君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

外山 斎君 谷 亮子君
行田 邦子君 舩添 要一君

社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任

補欠

岡崎トミ子君 大河原雅子君
斎藤 嘉隆君 大島九州男君

難波 奨二君 林 久美子君

西村まさみ君 松浦 大悟君

牧山ひろえ君 大久保潔重君

蓮 舫君 植松恵美子君

谷合 正明君 竹谷とし子君

渡辺 孝男君 西田 実仁君

佐藤 公治君 姫井由美子君

田村 智子君 井上 哲士君

又市 征治君 福島みずほ君

藤谷 光信君 亀井亜紀子君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

池口 修次君 行田 邦子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 丸山 和也君 (中村哲治君の補欠)

理事 桜内 文城君 (桜内文城君の補欠)

経済産業委員会

理事 安井美沙子君 (高橋千秋君の補欠)

理事 牧野たかお君 (牧野たかお君の補欠)

環境委員会

理事 川口 順子君 (川口順子君の補欠)

同日委員長から次の議案が提出された。

雨水の利用の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)(参第二九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

労働契約法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

雨水の利用の推進に関する法律案(国土交通委員提出)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

裁判所法の一部を改正する法律案(第百七十九回国会閣法第二二号)審査報告書

海上運送法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)審査報告書

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

船員法の一部を改正する法律案(閣法第四一號)審査報告書

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会閣法第二六号)審査報告書

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第六七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

体外受精培養液中に含まれる化学物質の安全性に関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第二〇五号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十四年七月二十六日

参議院議長 平田 健二殿
法務委員長 西田 実仁

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、裁判所法の一部を改正し、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講じようとするともに、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、当初予定されていた平成二十五年四月以降を待たず、この法律の施行後一年以内に学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

裁判所法の一部を改正する法律案(第百七十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成二十四年六月八日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 平田 健二殿

裁判所法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正)

○及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
裁判所法の一部を改正する法律

(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十七條の二第三項中「なつたとき」の下に「又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」を加える。

附則に次の一項を加える。

第六十七條の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)附則第二條の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)

第二条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中、「この法律の施行後十年を経過した場合において」を削り、「助成し」の下に「国民の信頼に足る」を加え、「検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の」を、「学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 三 号)の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第一條中裁判所法第六十七條の二第三項の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

審査報告書

海上運送法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十四年七月二十六日

国土交通委員長 岡田 直樹
参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の対外船舶運航事業者による安定的な国際海上輸送の確保を一層推進するため、あらかじめ、航海命令に際して日本船舶として確かかつ速やかに航行することが可能となる一定の要件を満たす外国船舶を準日本船舶として認定し、当該準日本船舶が日本船舶に国籍を変更するために必要となる測度に関する手続の特例を設ける等の所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災及び原発事故の教訓を踏まえ、災害など非常時における安定的海上輸送の確保を図ることは喫緊の課題である。このため、準日本船舶の認定を促進する観点から、準日本船舶の認定要件及び海上運送法の改正等を前提に拡充が予定されているトン数標準税制について

は、日本船舶の増加のインセンティブにも配慮しつつ、関係事業者の実情や他の海運国との均衡を十分に踏まえたものとする。

二 二十三年以降に建造契約を結ぶ船舶に係る二酸化炭素放出規制の導入を踏まえ、先駆的な省エネ・環境技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るとともに、造船業の受注力強化・販路拡大を始めとする海事産業強化に向けた取組を、官民一体となつて戦略的に推進すること。

三 改正船員法により制度化される事項が確実に実施され、船員の労働条件や労働環境の改善につながるよう、船舶所有者、船員その他の関係者に対し、その内容の周知徹底を図るとともに、労使の取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。また、法定検査及び寄港国検査が適切に実施されるよう、登録検査機関を含めた検査実施体制の充実に努めること。

四 海上輸送に多くを依存している我が国にとって、資質の高い船員の確保が重要な課題である。このため、海事産業の魅力についての海事広報活動に努めるとともに、特に、優秀な若者が海事関係の進路を選択するよう船員養成機関や海事産業界が学校教育の現場と連携して行う取組を支援すること。

右決議する。

海上運送法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 海上運送事業に使用する船舶

の規格及び船級」第四十条・第四十一条」を「第五章 準日本船舶の認定等(第三十九条の五)第三章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級

第十九条の七」(第四十条・第四十一条)に、「第六章」を「第七章」に、「第四十五条の四」を「第四十五条の六」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第三十四条第一項中、「これに」を「並びにこれに」に、「その他これらに関連する措置」を「これらに関連して実施される措置であつて、第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む」に改める。

第五十条第二十一号及び第二十二号中「又は第三十九条の四第一項」を、「第三十九条の四第一項又は第三十九条の七第一項」に改める。

第七章を第八章とする。

第六章中第四十五条の四を第四十五条の六とし、第四十五条の三を第四十五条の五とする。

第四十五条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、「場合」の下に「及び運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長が前項の規定により委任された国土交通大臣の職権を行う場合」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された国土交通大臣の職権のうち政令で定めるものは、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若

しくは運輸支局の事務所の長が行う。

第四十五条の二を第四十五条の四とし、第四十五条の次に次の二条を加える。

(日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表)

第四十五条の二 国土交通大臣は、毎年度、日本船舶(対外船舶運航事業の用に供されるものに限る。)及び準日本船舶の確保に関するものとして国土交通省令で定める事項を公表するものとする。

(手数料)

第四十五条の三 第三十九条の五第二項又は第六項の規定による測度の申請をしようとする対外船舶運航事業者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手料を国に納めなければならない。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 準日本船舶の認定等

(準日本船舶の認定)

第三十九条の五 対外船舶運航事業を営む者以下この条及び第四十五条の三において「対外船舶運航事業者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、日本船舶以外の船舶であつて、その子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)が所有し、かつ、当該対外船舶運航事業者が運航するものについて、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができ、

一 当該対外船舶運航事業者が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二

十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を当該命令による航海(次号及び第五項において「命令航海」という。)に従事させる必要があるときに、当該対外船舶運航事業者の求めに応じて遅滞なく当該子会社が当該対外船舶運航事業者に譲渡することを内容とする契約(当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限る。)を締結しているものであること。

二 当該船舶の大きさその他の当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に従事する船員の確保に関する事項であつて、国土交通省令で定めるものが、当該船舶を命令航海に確実にかつ速やかに従事させるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

2 対外船舶運航事業者は、前項の規定による認定の申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国土交通大臣が行う総トン数等(国際総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。次条において同じ。)、総トン数(同法第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。))及び純トン数(同法第六条第一項に規定する純トン数をいう。次条において同じ。))をいう。以下同じ。の測度を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る船舶が同項各号のいずれにも適合していると認め

るときは、その認定をするものとする。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、当該認定の申請をした対外船舶運航事業者に対し、当該船舶の名称、総トン数等その他国土交通省令で定める事項を記載した認定証(以下単に「認定証」という。)を交付するものとする。

5 第三項の認定を受けた対外船舶運航事業者(以下「認定対外船舶運航事業者」という。)は、当該認定に係る船舶(以下「準日本船舶」という。)について、次に掲げる事項に変更があつたとき、又は命令航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該認定対外船舶運航事業者は、当該変更に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、当該準日本船舶に係る認定証の書換えを申請しなければならない。

一 名称又は総トン数等

二 第一項第一号の契約の内容

三 第一項第二号の国土交通省令で定める事項

四 前項の国土交通省令で定める事項

6 認定対外船舶運航事業者は、前項の規定による認定証の書換えの申請(総トン数等の変更に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等(当該変更に係るものに限る。)の測定を受けなければならない。

7 認定対外船舶運航事業者は、次に掲げる場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない

い。

一 当該認定対外船舶運航事業者が準日本船舶を譲り受けたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、準日本船舶について所有者の変更があつたとき。

三 準日本船舶を所有するその子会社が子会社でなくなつたとき。

四 当該認定対外船舶運航事業者が準日本船舶を運航しないこととなつたとき。

8 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該準日本船舶に係る第三項の認定を取り消すものとする。

9 国土交通大臣は、準日本船舶が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定対外船舶運航事業者が第五項若しくは第七項の規定に違反したと認めるときは、当該準日本船舶に係る第三項の認定を取り消すことができる。

10 前各項に定めるもののほか、第三項の認定及び認定証並びに第二項又は第六項の規定による測定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(船舶法及び船舶のトン数の測定に関する法律の特例)

第三十九条の六 認定対外船舶運航事業者が前条第七項の規定による届出(同項第一号に掲げる場合に係るものに限る。)をした場合において、国土交通大臣が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶に係る認定証に記載された総トン数等に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶について、船舶法第四十条第一項の規定による当該船舶の総トン数の測定の申請及び当該申請に係る総トン数の測定が行われ、かつ、船舶のトン数の測定に関する法律第八條第二項の規定による当該船舶の国際総トン数及び純トン数の測定が行われたものとみなす。

(報告及び立入検査)

第三十九条の七 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者に対して、第三十九条の五第五項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十四年七月二十六日

国土交通委員長 岡田 直樹

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚

染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書等の国際基準に適確に対応しつつ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する対策の一層の強化等を図るため、一定の船舶に対する二酸化炭素放出抑制航行手引書の作成及び備置き等の義務付け、独立行政法人海上災害防止センターの解散に伴う指定法人に関する制度の創設、海洋汚染等防止証書等の有効期間の特例の見直し等の所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災及び原発事故の教訓を踏まえ、災害など非常時における安定的海上輸送の確保を図ることは喫緊の課題である。このため、準日本船舶の認定を促進する観点から、準日本船舶の認定要件及び海上運送法の改正等を前提に拡充が予定されているトン数標準税制については、日本船舶の増加のインセンティブにも配慮しつつ、関係事業者の実情や他の海運国との均衡を十分に踏まえたものとする。

二 二十三年以降に建造契約を結ぶ船舶に係る二酸化炭素放出規制の導入を踏まえ、先駆的な省エネ・環境技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るとともに、造船業の受注力強化・販路拡大を始めとする海事産業強化に向けた取組を、官民一体となつて戦略的に推進すること。

三 改正船員法により制度化される事項が確実に実施され、船員の労働条件や労働環境の改善につながるよう、船舶所有者、船員その他の関係者に対し、その内容の周知徹底を図るとともに、労使の取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。また、法定検査及び寄港国検査が適切に実施されるよう、登録検査機関を含めた検査実施体制の充実に努めること。

四 海上輸送に多くを依存している我が国にとって、資質の高い船員の確保が重要な課題である。このため、海事産業の魅力についての、海事広報活動に努めるとともに、特に、優秀な若者が海事関係の進路を選択するよう船員養成機関や海事産業界が学校教育の現場と連携して行う取組を支援すること。

右 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の二十五」を「第十九条の三十五の三」に、「第十九条の二十六―第十九条の三十五」を「第十九条の三十五の四」に、「第六章の二」(独立行政法人海上災害防止セン

第一節 総則(第四十二條の十三―第四十二條第二節 役員及び職員(第四十二條の二十第三節 業務等(第四十二條の二十五―第四十二條第四節 雑則(第四十二條の三十三―第四十二條の四十

条の二十)一―第四十二條の二十四)を「第六章の二 指

定海上防災機関(第四十二條の十三―第四十二條の二十九)に改める。

第三条第六号の三中「あつて」の下に「窒素酸化物、硫酸酸化物、揮発性有機化合物質(油、有害液体物質等その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物質をいう。以下同じ。その他の」を、「定めるもの」の下に、「二酸化炭素を加え、同条第十五号の二中「及び」を

「地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。第十八号及び第五十一條の五において同じ。及び」に改め、同条第十八号中「汚染」の下に「地球温暖化」を加える。

第八条の三第一項中「排他的経済水域」の下に「(以下「日本国領海等」という。)」を加える。

第十条第二項第二号中「政令で定める廃棄物を除く。」の排出を「の排出(政令で定める廃棄物の排出に限る。)」に改める。

第十八条第二項中「第五十五条第一項第五号」を「第五十五条第一項第六号」に改め、同条第二項第二号中「第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物を除く。」の排出を「の排出(第十条第

二項第二号の政令で定める廃棄物の排出に限る。)」に改める。

第十八条の七中「第十九条の二十六及び第五十五條第一項第六号」を「第十九条の三十五の四及び第五十五條第一項第七号」に改める。

第十九条の二十一第二項中「政令で定める海域において硫黄分の濃度その他の」を「その」に改め、「かつ、」の下に「国土交通省令で定めるところにより」を加える。

第十九条の二十三第一項中「油、有害液体物質等その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物質をいう。以下同じ。」を削る。

第十九条の二十七から第十九条の三十五までを削る。

第十九条の二十六の見出しを削り、第四章の四同条を第十九条の三十五の四とする。

第四章の三中第十九条の二十五を第十九条の三十五の三とし、第十九条の二十四の二の次に次の十二条を加える。

(二酸化炭素放出抑制航行手引書

第十九条の二十五 日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であつて、総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のもの(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。)

の船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶を初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときは、二酸化炭素放出抑制航行手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。次条

第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶について二酸化炭素の

放出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通省令で定める改造を行ったとき、及び二酸化炭素放出抑制対象船舶について第十九条の二十七第二項の規定により同条第一項の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書がその効力を失つた後において初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときも、同様とする。

2 前項の二酸化炭素放出抑制航行手引書以下「二酸化炭素放出抑制航行手引書」という。には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置に関する事項

二 次条第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標

(二酸化炭素放出抑制指標に係る確認)

第十九条の二十六 二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、前条第一項の確認を受けようとするときは、あらかじめ、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標(国土交通省令で定めるところにより二酸化炭素放出抑制対象船舶を航行させる場合における当該二酸化炭素放出抑制対象船舶からの二酸化炭素の放出量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。が、次の各号のいずれにも適合することについて、国土交通大臣の確認を

受けなければならない。

一 国土交通省令で定める技術上の基準により算定されていること。

二 船舶の用途及び載貨重量トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号。第五十一条の四において「トン数法」という。))第七条第一項の載貨重量トン数をいう。その他の船舶の大きさに関する指標に応じて国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、航海の様相が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶及び構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関を備える船舶については、適用しない。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書)

第十九条の二十七 国土交通大臣は、第十九条の二十五第一項の規定により二酸化炭素放出抑制航行手引書を承認したときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付しなければならない。

2 第十九条の三十第二項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、前項の規定により当該二酸化炭素放出抑制対象船舶に交付された国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(以下「国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」という。)を交付する場合には、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途

その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載することができる。

(二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行)

第十九条の二十八 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、有効な国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。

2 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載された条件に従わなければならない、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。

3 前二項の規定は、第十九条の二十六第一項の確認、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査(以下「法定検査」という。))又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置き)

第十九条の二十九 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けた船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶内に、当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第十九条の二十五第一項の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書を備え置かなければならない。

(船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等)

第十九条の三十 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者

を二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者(次項及び第五十一条の三第一項第六号において「船級協会」という。))が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書について第十九条の二十五第一項の承認をし、及び当該二酸化炭素放出抑制指標について第十九条の二十六第一項の確認を行ったものとみなす。

3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに承認及び確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第一の三」と読み替えるものとする。

(証書の返納命令等)

第十九条の三十一 国土交通大臣は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶に備え置かれた二酸化炭素放出抑制航行手引書が第十九条の二十五第二項の規定に適合しなくなつたと認めるとき、又は当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標が第十九条の二十六第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

3 国土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

(外国船舶に関する特例)

第十九条の三十二 第十九条の二十五から前条までの規定は、外国船舶については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶については、この限りでない。

(外国船舶の監督)

第十九条の三十三 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸に係留施設にある外国船舶(前条ただし書に規定するものを除く。第十九条の五十一において「監督対象外国船舶」という。))のうち次の各号に掲げるものが当該各号に定め

る場合に該当するときは、当該船舶の船長に
対し、二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当
する図書で第十九条の二十五第二項の規定に
適合するものの備置き、二酸化炭素放出抑制
指標に相当する指標の算定その他の必要な措
置をとるべきことを命ずることができる。

一 二酸化炭素放出抑制対象船舶に相当する
もの 二酸化炭素放出抑制航行手引書に相
当する図書で第十九条の二十五第二項の規
定に適合するものが備え置かれていないと
認める場合

二 第十九条の二十六第一項の規定により二
酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けな
ければならない船舶に相当するもの 二酸
化炭素放出抑制指標に相当する指標が算定
されていないと認める場合又は当該指標が
同項各号のいずれかに適合していないと認
める場合

2 第十九条の三十一第二項から第四項までの
規定は、前項の場合について準用する。この
場合において、同条第二項中「船舶所有者が」
とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船
長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一
項」とあるのは「第十九条の三十三第一項」と
読み替えるものとする。

(第二議定書締結国の政府が発行する国際二
酸化炭素放出抑制船舶条約証書)

第十九条の三十四 二酸化炭素放出抑制対象船
舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、
第二議定書締結国の政府から国際二酸化炭素
放出抑制船舶条約証書(第二議定書締結国の
政府が第二議定書に定める証書として交付す

る書面であつて、当該日本船舶の二酸化炭素
放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制
指標が第二議定書に定める基準に適合してい
ることを証するものをいう。次項において同
じ。の交付を受けようとする場合には、日本
の領事官を通じて申請しなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた国際二酸化
炭素放出抑制船舶条約証書は、第十九条の二
十七第一項の規定により国土交通大臣が交付
した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書とみな
す。

(第二議定書締結国の船舶に対する証書の交
付)
第十九条の三十五 国土交通大臣は、第二議定
書締結国の政府から当該第二議定書締結国の
船舶(第十九条の三十二ただし書に規定する
外国船舶を除く。)について国際二酸化炭素放
出抑制船舶証書に相当する証書を交付するこ
との要請があつた場合において、当該船舶に
ついて二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認
に相当する承認をしたときは、当該船舶の船
舶所有者又は船長に対し、国際二酸化炭素放
出抑制船舶証書に相当する証書を交付するも
のとする。

2 国土交通大臣は、第二議定書締結国の船舶
のうち、第十九条の二十六第一項の規定によ
り二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受け
なければならぬ船舶に相当するものについ
て、前項の規定により二酸化炭素放出抑制航
行手引書の承認に相当する承認をしようとし
るときは、あらかじめ、当該船舶に係る二酸
化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確

認をしなければならぬ。
(国土交通省令への委任)

第十九条の三十五の二 二酸化炭素放出抑制航
行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標
に係る確認の申請書の様式、二酸化炭素放出
抑制指標に係る確認の実施方法その他二酸化
炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭
素放出抑制指標に係る確認に関し必要な事項
並びに国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の様
式、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交
付、再交付及び書換えその他国際二酸化炭素
放出抑制船舶証書に関し必要な事項は、国土
交通省令で定める。

第十九条の三十六の表の下欄中「第十九条の
二十六第二項」を「前条第二項」に改める。

第十九条の三十七第一項中「第十九条の二十
六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」に
改め、同条第二項ただし書中「時」を「までの
間に」に、「がある船舶を」により前条後段の検
査を受けることができなかつた検査対象船舶」
に、「三月を限りその」を「当該事由に應じて三
月を超えない範囲で国土交通省令で定める日ま
での間、その」に改め、同条第六項を同条第八
項とし、同条第五項中「第二項の」を「第二項及
び前二項の」に改め、同項を同条第七項とし、
同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前条後段の検査の結果第一項の規定による
海洋汚染等防止証書の交付を受けることがで
きる検査対象船舶であつて、国土交通省令で
定める事由により従前の海洋汚染等防止証書
の有効期間が満了するまでの間において当該
検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受け

ることができなかつたものについては、従前
の海洋汚染等防止証書の有効期間は、第二項
の規定にかかわらず、当該検査に係る海洋汚
染等防止証書が交付される日又は従前の海洋
汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌
日から起算して五月を経過する日のいずれか
早い日までの期間とする。

6 次に掲げる場合における海洋汚染等防止証
書の有効期間は、第二項本文の規定にかかわ
らず、従前の海洋汚染等防止証書の有効期間
(第二号及び第三号に掲げる場合にあつて
は、当初の有効期間)が満了する日の翌日か
ら起算して五年を経過する日までの期間とす
る。

一 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が
満了する日前三月以内に受けた前条後段の
検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受
けたとき。

二 第二項ただし書の規定により従前の海洋
汚染等防止証書の有効期間が延長されたと
き。

三 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間に
ついて前項の規定の適用があつたとき。

第十九条の四十二中「第十九条の三十六、第
十九条の三十八、第十九条の三十九又は前条第
一項の検査(以下「法定検査」という。)」を「法定
検査」に改める。

第十九条の四十三第四項中「第五項及び第
六項」を「及び第五項から第八項まで」に改め
る。

第十九条の四十四第四項中「規定は」の下に
「第十九条の二十六第一項の確認を加える。

第十九条の四十六第二項中「第五十一条の三
第一項第五号」を「第五十一条の三第一項第八
号」に改める。

第十九条の四十九第一項中「第十九条の二十
六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」
に、「第十九条の四十二」を「第十九条の二十八
第三項」に改める。

第十九条の五十一第一項中「本邦の港又は沿
岸の係留施設にある外国船舶(前条ただし書に
規定するものを除く。次項及び第三項において
「監督対象外国船舶」という。)」を「監督対象外国
船舶」に改める。

第四十一条の二第二号中「第四十二条の二十
六第二項」を「第四十二条の十五第二項」に改め
る。

第六章の二を次のように改める。

第六章の二 指定海上防災機関
(指定海上防災機関)

第四十二条の十三 海上保安庁長官は、次条に
規定する業務(以下「海上防災業務」という。)
を行うことにより、人の生命及び身体並びに
財産の保護に資することを目的とする一般財
団法人であつて、海上防災業務に関し次に掲
げる基準に適合すると認められるものを、そ
の申請により、全国に一を限つて、指定海上
防災機関として指定することができる。

一 職員、海上防災業務の実施の方法その他
の事項についての海上防災業務の実施に関
する計画が、海上防災業務の適確な実施の
ために適切なものであること。

技術的能力を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、海上防災業務の
公正な実施に支障を及ぼすおそれがないも
のであること。

四 海上防災業務以外の業務を行つてゐる場
合には、その業務を行うことによつて海上
防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及
ぼすおそれがないこと。

五 第四十二条の二十六第一項の規定により
指定を取り消され、その取消しの日から二
年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者
がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執
行を終わり、又は執行を受けることがな
くなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律の規定により罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終わり、又は執行
を受けることがなくなつた日から二年を
経過しない者

2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定
(以下この章において単に「指定」という。)を
したときは、指定海上防災機関の名称及び住
所並びに事務所の所在地を官報に公示しなけ
ればならない。

3 指定海上防災機関は、その名称若しくは住
所又は海上防災業務を行う事務所の所在地を
変更しようとするときは、あらかじめ、その
旨を海上保安庁長官に届け出なければならな
い。

4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出
があつたときは、当該届出に係る事項を官報

に公示しなければならない。

(業務)

第四十二条の十四 指定海上防災機関は、次に
掲げる業務を行うものとする。

一 一次条の規定による海上保安庁長官の指示
により排出油等の防除のための措置を実施
し、当該措置に要した費用を第四十二条の
十六の規定により徴収すること。

二 船舶所有者その他の者の委託により、排
出油等の防除、消防船による消火及び延焼
の防止その他の海上防災(海上災害の発生
及び拡大の防止をいう。以下この条及び第
五十一条の二において同じ。)のための措置
を実施すること。

三 海上防災のための措置に必要な油回収
船、油を回収するための機械器具、オイル
フェンスその他の船舶、機械器具及び資材
を保有し、これらを船舶所有者その他の者
の利用に供すること。

四 海上防災のための措置に関する訓練を行
うこと。

五 海上防災のための措置に必要な機械器具
及び資材並びに海上防災のための措置に関
する技術について調査及び研究を行い、そ
の成果を普及すること。

六 海上防災のための措置に関する情報を収
集し、整理し、及び提供すること。

七 船舶所有者その他の者の委託により、海
上防災のための措置に関する指導及び助言
を行うこと。

八 海外における海上防災のための措置に関
する指導及び助言、海外からの研修員に対

する海上防災のための措置に関する訓練の
実施その他海上災害の防止に関する国際協
力の推進に資する業務を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行
うこと。

(指定海上防災機関に対する指示)
第四十二条の十五 海上保安庁長官は、緊急に
排出油等の防除のための措置を講ずる必要が
ある場合において、第三十九条第三項の規定
により措置を講ずべき者がその措置を講じて
いないと認めるとき、又は同項の規定により
措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと
認めるときは、同項に規定する措置のうち必
要と認めるものを講ずべきことを、指定海上
防災機関に対し、指示することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定によるほ
か、特定外国船舶から大量の油又は有害液体
物質の排出があり、緊急に排出油等の防除の
ための措置を講ずる必要がある場合におい
て、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三
十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を
講じていないと認めるときは、当該措置のう
ち必要と認めるものを講ずべきことを、指定
海上防災機関に対し、指示することができる。

(指定海上防災機関の措置に要した費用の負
担)
第四十二条の十六 指定海上防災機関は、前条
第一項の規定により海上保安庁長官が指示し
た措置を講じたときは、当該措置に要した費
用で国土交通省令で定める範囲のものについ
て、国土交通省令で定めるところにより、海

上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。 2 指定海上防災機関は、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならない。 3 指定海上防災機関は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。 4 指定海上防災機関は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。 5 指定海上防災機関は、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した費用に相当する金額の納付を求めることができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。 6 指定海上防災機関は、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金並びに前項の延滞金及び督促に要	した費用に相当する金額(以下この条において「負担金等」という。)を納付しないときは、海上保安庁長官に対し、その徴収を申請することができる。 7 海上保安庁長官は、前項の規定による負担金等の徴収の申請があつたときは、国税の滞納処分の例により滞納処分をするものとする。この場合においては、指定海上防災機関は、海上保安庁長官の徴収した金額の百分の四に相当する金額を国に納付しなければならない。 8 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 9 納付され、又は徴収された負担金等は、指定海上防災機関の収入とする。 10 負担金等の請求権は、五年間行わない場合においては、時効により消滅する。 11 第三項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。 12 国は、指定海上防災機関が前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。 一 前条第一項の規定による措置(船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同号ロに規定する措置(次号において「油濁損害防止措置」という。)に該当しないものに限	る。)に要した費用 二 前条第二項の規定による措置(油濁損害防止措置に該当しないものに限る。)に要した費用 13 第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、第四十二条の十六第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第四十二条の十六第一項」と、「前各項」とあるのは「第四十二条の十六第一項から第十一項まで及び同条第十三項において準用する前項」と読み替えるものとする。 (海上防災業務規程) 第四十二条の十七 指定海上防災機関は、海上防災業務の開始前に、海上防災業務に関する規程(以下「海上防災業務規程」という。)を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 海上保安庁長官は、前項の認可をした海上防災業務規程が海上防災業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その海上防災業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 3 海上防災業務規程には、海上防災業務の実施方法その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。 (基金) 第四十二条の十八 指定海上防災機関は、第四十二条の十四第一号及び第二号の業務に関する基金を設けるものとする。	(役員の選任及び解任) 第四十二条の十九 指定海上防災機関の役員の選任及び解任は、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。その効力を生じない。 2 海上保安庁長官は、指定海上防災機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第四十二条の十七第一項の認可を受けた海上防災業務規程に違反する行為をしたとき、又は海上防災業務の実施に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定海上防災機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。 (役員及び職員の公務員たる性質) 第四十二条の二十 指定海上防災機関の役員及び職員で第四十二条の十四第一号又は第二号に掲げる業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (事業計画等) 第四十二条の二十一 指定海上防災機関は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 指定海上防災機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、海上保安庁長官に提出しなければならない。
---	---	---	--

(区分経理)

第四十二条の二十二 指定海上防災機関は、第四十二条の十四第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十二条の二十三 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、海上防災業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 海上保安庁長官が前項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可したときは、当該指定海上防災機関に係る指定は、その効力を失う。

3 海上保安庁長官は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(監督命令)

第四十二条の二十四 海上保安庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定海上防災機関に対し、海上防災業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第四十二条の二十五 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定海上防災機関に対し、海上防災業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定海上防災機関の事務所その他の事業場(その業務の用に供している船舶を含む)に立ち入り、海上防災業務の実施状況若しくは

帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条の二十六 海上保安庁長官は、指定海上防災機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 海上防災業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律、この法律に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第四十二条の十七第一項の認可を受けた海上防災業務規程によらないで海上防災業務を行つたとき。

2 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消し、又は海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定を取り消した場合等における措置等)

第四十二条の二十七 第四十二条の二十三第一項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、海上保安庁長官がその後新たに指定海上防災機関を指定

したときは、従前の指定海上防災機関の海上防災業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定海上防災機関が承継する。

2 第四十二条の二十三第一項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における海上防災業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(帳簿の記載)

第四十二条の二十八 指定海上防災機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、海上防災業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(審査請求)

第四十二条の二十九 この法律に基づいてした指定海上防災機関の処分不服がある者は、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができ

第四十七条第一項中「通則法」を「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)」に改める。

第五十一条の三第一項第八号を同項第十一号とし、同項第七号中「国際大気汚染防止原動機証書」の下に「国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認

(第十九条の三十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認を含む)を受けようとする者

五 二酸化炭素放出抑制指標に係る確認(第十九条の三十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認を含む)を受けようとする者

六 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者(船級協会が船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者に限る。)

第五十一条の四第一号中「船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。)」を「トン数法」に改める。

第五十一条の五中「大気の汚染」の下に「地球温暖化」を加える。

第五十四条の二第一項中「(第十九条の十五第二項の下に「第十九条の三十第二項」を、「交付」の下に「第十九条の三十第二項の承認若しくは確認」を加え、「賄賂」を「賄賂」に改める。

第五十四条の四中「第九条の十九」の下に「又は第四十二条の二十六第一項を、「登録確認機関」の下に「又は指定海上防災機関」を加える。

第五十四条の五中「第十九条の十五第三項」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

第五十五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「第十九条の二十六第一項」を「第十九条の三十五の四第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を

第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二を第二号とし、同条第二項中「第二号、第三号又は第五号」を「第三号、第四号又は第六号」に改める。

第五十五条の二第二号中「により」の下に「国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」を加え、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十九条の二十八第一項又は第二項の規定に違反して、船舶を日本国領海等以外の海域において航行の用に供した者

第五十六条中第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第四号の二を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第十九条の三十一第二項(第十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者

第五十六条中第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第五十七条中第十六号を第二十一号とし、第八号から第十五号までを五号ずつ繰り下げ、同条第七号中「第十九条の二十五」を「第十九条の三十五の三」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第六号の二を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 第十九条の三十一第一項又は第十九条の三十三第一項の規定による命令に違反した者

第五十七条中第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の四

を第五号とし、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とする。

第五十八条第二号中「第十九条の二十六第三項」を「第十九条の三十五の四第三項」に改め、同条中第十八号を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第八号中「当該を」を「当該」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第十九条の十五第三項」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加え、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第十九条の二十九の規定に違反して、当該船舶を日本国領海等以外の海域において航行の用に供した者

第五十八号第六号を同条第七号とし、同条第五号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第五十八条の二第二項中「登録確認機関」の下に「又は指定海上防災機関」を加え、同項第一号中「第九条の十五」の下に「又は第四十二条の二十三第一項」を、「確認業務」の下に「又は海上防災業務」を加え、同項第二号中「第九条の十八第一項」の下に「又は第四十二条の二十五第一項」を加え、同項第三号中「第九条の二十」の下に「又は第四十二条の二十八」を加え、同条第二項第一号中「第十九条の十五第三項」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加え、同条第三項中「第九条の十八第一項」の下に「又は第四十二条の二十五第一項」を加える。

第六十条第三号中「第十九条の十五第三項」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

第六十二条中「センター」を「指定海上防災機関」に改め、同条第一号中「国土交通大臣又は」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 第四十二条の二十一第二項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三(第十九条の三十関係)

- 一 温度計
- 二 回転計
- 三 動力計
- 四 船速計

(船舶安全法の一部改正)

第二条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「及満載喫水線」を、「満載喫水線及無線電信等」に改める。

第十条第二項中「船舶検査証書ハ国土交通大臣ノ特定二定ムル場合ニ於テハを船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ定期検査ヲ受クルコト能ハザル船舶ニ付テハ当該船舶検査証書ハ」に改め、同条第四項中「第八条」を「第二項乃至第四項ノ規定ニ拘ラズ第八条」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

定期検査ノ結果第一項ノ規定ニ依ル船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ船舶ニシテ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ従前ノ船舶

検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ当該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコト能ハザルモノニ付テハ従前ノ船舶検査証書ハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付迄ノ間五月ヲ限り仍其ノ効力ヲ有ス

左二掲グル場合ニ於ケル船舶検査証書ノ有効期間ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ従前ノ船舶検査証書ノ有効期間(第二号二掲グル場合ニ於テハ当初ノ有効期間)満了日ノ翌日より起算シ五年ヲ経過スル日迄ノ期間トス

一 従前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了日前三月以内ニ受ケタル定期検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受ケタルトキ

二 第二項又ハ前項ノ規定ニ依リ従前ノ船舶検査証書仍其ノ効力ヲ有スルコトセラレタルトキ

第二十五条の七十一第一項中「又は満載喫水線」を、「満載喫水線又は無線電信等」に、「賄賂」を「賄賂」に改める。

(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正)

第三条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項ただし書中「時に」を「までの間に」に、「がある」を「により前条後段の検査を受けることができなかった」に、「三月を限りその」を「当該事由に応じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第二項の」を「第二項、

第五項及び第六項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項」の下に、及び前二項を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前条後段の検査の結果第一項の規定による船舶保安証書の交付を受けることができる国際航海日本船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の船舶保安証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る船舶保安証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の船舶保安証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、当該検査に係る船舶保安証書が交付される日又は従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

6 次に掲げる場合における船舶保安証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかわらず、従前の船舶保安証書の有効期間(第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、当初の有効期間)が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

一 従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条後段の検査に係る船舶保安証書の交付を受けたとき。

二 第二項ただし書の規定により従前の船舶保安証書の有効期間が延長されたとき。

三 従前の船舶保安証書の有効期間について前項の規定の適用があつたとき。

第十七条第四項中「第十三条第五項から第八項まで」を「第十三条第七項から第十項まで」に、「同条第五項及び第六項中「第二項」を「同条

第七項中「第二項及び前二項の」とあり、及び同条第八項中「第二項、第五項及び第六項」に、「前項」を「第十七条第三項」に改める。

第二十條第一項中「の備置き」を「又は第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置き」に改め、同条第三項中「船級協会が前項」を「第十七条第一項の検査を受けなければならない国際航海日本船舶であつて、船級協会が船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置き及びその適確な実施について」に、「国際航海日本船舶」を「もの」に改める。

第二十六條第二項中「第十三条第八項」を「第十三条第十項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條、第九條及び第二十二條の規定 公布の日

二 附則第四條及び第十八條の規定 平成二十四年十一月一日

三 附則第八條の規定 平成二十五年七月一日

四 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律目次の改正規定(第十九條の二十五を「第十九條の三十五の三」に、「第十九條の二十六」第十九條の三十五)を「第十九條の三十五の四」に改める部分を除く。、同法第

四十一條の二第二号、第六章の二、第四十七條第一項及び第五十四條の四の改正規定、同法第五十八條の二の改正規定(同条第二項第一号の改正規定を除く。並びに同法第六十二条及び第六十三條の改正規定並びに附則第十条から第十七条までの規定 平成二十五年十月一日

五 附則第二十五條の規定 この法律の公布の日又は地球温暖化対策基本法(平成二十四年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十五年六月三十日以前に建造に着手されたもの)であつて、平成二十七年六月三十日以前に船舶所有者に対し引き渡されるもの(以下「現存船」という。)については、施行日以後最初に行われる第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という。)第十九條の三十六の規定による定期検査(以下単に「定期検査」という。)若しくは新海洋汚染等防止法第十九條の三十八の規定による中間検査(国土交通省令で定めるものに限る。以下単に「中間検査」という。)又は新海洋汚染等防止法第十九條の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査(以下「船級協会検査」という。)が開始される日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九條の二十五第一項及び第十九條の二十八第一項の規定

は、適用しない。

2 現存船についての新海洋汚染等防止法第十九條の二十五第一項前段の規定の適用については、同項前段中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日以後最初に行われる第十九條の三十六の規定による定期検査若しくは第十九條の三十八の規定による中間検査(同法附則第二条第一項の国土交通省令で定めるものに限る。又は第十九條の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査が開始される日以後初めて」とする。

第三条 現存船については、新海洋汚染等防止法第十九條の二十六第一項の規定は、適用しない。

第四条 新海洋汚染等防止法第十九條の三十第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。同条第三項において準用する新海洋汚染等防止法第十九條の十五第三項において準用する第二条の規定による改正後の船舶安全法(以下「新船舶安全法」という。)第二十五條の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

第五条 監督対象外国船舶(新海洋汚染等防止法第十九條の三十三第一項に規定する監督対象外国船舶をいう。次項において同じ。)である現存船については、施行日以後最初に行われる定期検査若しくは中間検査に相当する検査又は船級協会検査に相当する検査が開始される日(新海洋汚染等防止法第十九條の二第四項に規定する第一議定書締結国の現存船以外の現存船にあつて

は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める日)までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項の規定(同項第二号に係る部分を除く)は、適用しない。

2 監督対象外国船舶である現存船については、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項の規定(同項第二号に係る部分に限る)は、適用しない。

第六条 施行日前に開始された第一条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧海洋汚染等防止法」という。)第十九条の三十六後段の検査の結果施行日以後に新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第一項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる新海洋汚染等防止法第十九条の三十六に規定する検査対象船舶であつて、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものに係る従前の海洋汚染等防止証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定による指定及び新海洋汚染等防止法第四十二条の十七第一項の規定による海上防災業務規程の認可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前においても、新海洋汚染等防止法第四十二条の十三及び第四十二条の十七の規定の例により行うことができる。

第八条 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、政府以外の出資者に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。

2 政府以外の出資者は、センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。

3 センターは、前項の請求があつたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の十八第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

4 前項の規定による払戻しをした場合において、センターはその払戻しをした金額により資本金を減少するものとし、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金はその払戻しをした金額により減少するものとする。

第九条 センターは、政府以外の者から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に出えんされた金額(以下「出えん金」という。)について、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十五第一号及び第二号の業務の実施の状況、当該基金の状況その他の状況を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を出えんした者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができる。

2 前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金は、その返還した金額により減少するものとする。

第十条 センターは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の時にいて解散するものとし、次の規定により政府に対して払い戻される金額に相当する金銭を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定により海上保安庁長官が指定する者(以下「指定海上防災機関」という。)が承継する。この場合において、旧海洋汚染等防止法第四十二条の三十五の規定は、適用しない。

2 前項の規定による解散に際し、センターは、政府の持分に係る出資額について、政府に対してその全額を払い戻すものとする。

3 第一項の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十五第一号及び第二号の業務以外の業務に要する資金に充てるために政府以外の者からセンターに出えんされた金額は、新海洋汚染等防止法第四十二条の二十二に規定するその他の業務に係る勘定に属する出えん金として整理するものとする。

4 第一項の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、政府以外の人から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は同条の基金に出えんされた金額に相当する金額は、政府以外の者から新海洋汚染等防止法第四十二条の十八の基金に出えんされたものとする。

5 センターの解散の日の前日を含む事業年度(以下「最終事業年度」という。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第三十六条第一項の規定にかかわらず、同日に終わるものとする。

6 センターの最終事業年度に係る通則法第三十八條及び第三十九條の規定により財務諸表、事業報告書及び決算報告書に關し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、指定海上防災機関が従前の例により行うものとする。

7 センターの最終事業年度における業務の実績については、指定海上防災機関が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、指定海上防災機関に対してなされるものとする。

8 センターの最終事業年度における利益及び損失の処理については、指定海上防災機関が従前の例により行うものとする。

9 センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、同日においてセンターの中期目標の期間が終了したものであるとして、指定海上防災機関が従前の例により行うものとする。

10 センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日においてセンターの中期目標の期間が終了したものであるとして、指定海上防災機関が従前の例により評

価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、指定海上防災機関に対してなされるものとする。

11 通則法第三十五条の規定は、センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

12 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第十一條 前条第一項の規定により指定海上防災機関が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、一部施行日から一年以内に登記を受けるものにより、登録免許税を課さない。

2 前条第一項の規定により指定海上防災機関が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

第十二條 一部施行日の前日において旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十七第三項において準用する旧海洋汚染等防止法第四十一条の第三五項の規定によりセンターが行っている滞納処分は、新海洋汚染等防止法第四十二条の十六第七項の規定により海上保安庁長官が行っている滞納処分とみなす。

第十三條 旧海洋汚染等防止法の規定に基づきセンターがした処分(前条の規定により海上保安庁長官が行った処分とみなされるものを含む。)に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求については、なお従

前の例による。

第十四條 前二条に規定するもののほか、一部施行日の前日までに旧海洋汚染等防止法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新海洋汚染等防止法に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五條 一部施行日前に行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の規定に基づき提起されたセンターを被告とする抗告訴訟(附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)の管轄については、なお従前の例による。

第十六條 一部施行日前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為(附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、指定海上防災機関を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

第十七條 一部施行日前に独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為(附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、指定海上防災機関を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

(船舶安全法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 新船舶安全法第八条の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。新船舶安全法第二十五条の七十において準用する新船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

第十九條 施行日前に開始された第二条の規定による改正前の船舶安全法第五条第一項第一号の定期検査の結果施行日以後に新船舶安全法第十条第一項の規定による船舶検査証書の交付を受けることができる船舶であつて、同条第三項の国土交通省令で定める事由により従前の船舶検査証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る船舶検査証書の交付を受けることができなかったものに係る従前の船舶検査証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 施行日前に開始された第三条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第十二条後段の検査の結果施行日以後に第三条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(以下「新国際航海船舶等保安法」という。)第十三条第一項の規定による船舶

保安証書の交付を受けることができる新国際航海船舶等保安法第四条に規定する国際航海日本船舶であつて、新国際航海船舶等保安法第十三条第五項の国土交通省令で定める事由により従前の船舶保安証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る船舶保安証書の交付を受けることができなかったものに係る従前の船舶保安証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一條 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十一号中(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の第三十一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき九万円

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「平成二十二年新法第九条の二十五を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号。以下この条及び次条において「海洋汚染等防止法」という。)」第十九条の三十五の三に改め、同条第二項及び第三項中「平成二十二年新法第十九条の二十五を「海洋汚染等防止法第九条の三十五の三に改める。

附則第十条中「新海洋汚染等防止法第十九条の二十六第二項本文を「海洋汚染等防止法第十九条の三十五の四第二項本文」に改める。

(地球温暖化対策基本法の一部改正)

第二十五条 地球温暖化対策基本法の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第一項及び附則第四条の規定 全ての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日

二 附則第七条の規定 この法律の公布の日又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日のいずれ

か遅い日

附則中第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第七条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の二中「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)」を「地球温暖化対策基本法(平成二十四年法律第 号)」に改める。

審査報告書

船員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十四年七月二十六日

国土交通委員長 岡田 直樹

参議院議長 平田 健二殿

附則第二十四条中「第四条第九十八号」を「第四条第九十九号」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、二十六年の海上の労働に関する条約の締結に伴い、船員の労働時間に関する規制を船長にも適用する等の船員の労働条件等に関する規定の整備、国際航海に従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶

に対する船員の労働条件等についての検査に関する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めるが、附則の国土交通省設置法の改正規定について所要の整理をする修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災及び原発事故の教訓を踏まえ、災害など非常時における安定的海上輸送の確保を図ることは喫緊の課題である。このため、準日本船舶の認定を促進する観点から、準日本船舶の認定要件及び海上運送法の改正等を前提に拡充が予定されているトン数標準税制については、日本船舶の増加のインセンティブにも配慮しつつ、関係事業者の実情や他の海運国との均衡を十分に踏まえたものとする。

二 二十三年以降に建造契約を結ぶ船舶に係る二酸化炭素放出規制の導入を踏まえ、先駆的な省エネ・環境技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るとともに、造船業の受注力強化・販路拡大を始めとする海事産業強化に向けた取組を、官民一体となつて戦略的に推進すること。

三 改正船員法により制度化される事項が確実に実施され、船員の労働条件や労働環境の改善につながるよう、船舶所有者、船員その他の関係者に対し、その内容の周知徹底を図るとともに

に、労使の取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。また、法定検査及び寄港国検査が適切に実施されるよう、登録検査機関を含めた検査実施体制の充実に努めること。

四 海上輸送に多くを依存している我が国にとつて、資質の高い船員の確保が重要な課題である。このため、海事産業の魅力についての海事広報活動に努めるとともに、特に、優秀な若者が海事関係の進路を選択するよう船員養成機関や海事産業界が学校教育の現場と連携して行う取組を支援すること。

右決議する。

船員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年二月二十一日 内閣総理大臣 野田 佳彦

船員法の一部を改正する法律案

船員法の一部を改正する法律

船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 船長の職務及び権限(第七条―第二十条)

第三章 紀律(第二十一条―第三十条)

第四章 雇入契約等(第三十一条―第五十一条)

第五章 給料その他の報酬(第五十二条―第五十九条)

第十九条

第六章 労働時間、休日及び定員(第六十条―第七十三条) 第七章 有給休暇(第七十四条―第七十九条の二) 第八章 食料並びに安全及び衛生(第八十条―第八十三条) 第九章 年少船員(第八十四条―第八十六条) 第九章の二 女子船員(第八十七条―第八十八条の二) 第十章 災害補償(第八十九条―第九十六条) 第十一章 就業規則(第九十七条―第一百条) 第十一章の二 船員の労働条件等の検査等(第一百条の二―第一百条の十二) 第十一章の三 登録検査機関(第一百条の十二―第一百条の二十八) 第十二章 監督(第一百条―第一百二十二条) 第十三章 雑則(第一百二十三条―第一百二十一条の四) 第十四章 罰則(第一百二十二条―第一百三十五条) 附則 第一条 第一項中「船員」を「において「船員」に、「の定める」を「に定める」に改める。 第二条 第一項中「で海員」を「において「海員」に改め、同条第二項中「で予備船員を」において「予備船員」に、「雇ようされて」を「雇用されて」に改める。 第三条中「で、職員」を「において「職員」に、「の定める」を「に定める」に改め、「をいい、部員とは、職員以外の海員」を削り、同条に次の一項を加える。 この法律において「部員」とは、職員以外の海員をいう。	
第四条中「で、給料」を「において「給料」に改め、「をいい、労働時間とは、上長の職務上の命令に基き航海当直その他の作業に従事する時間」を削り、同条に次の一項を加える。 この法律において「労働時間」とは、船員が職務上必要な作業に従事する時間(海員にあつては、上長の職務上の命令により作業に従事する時間に限る。)をいう。 第五条中「法律及び」を「法律の規定(第十一章の二、第一百三十条第三項、第一百三十条の二、第一百三十条第三項、第一百三十条の二に係る部分に限る。及び第一百三十五条第一項(第一百三十条の二、第一百三十条の三又は第一百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。を)を除く。及び」に、「基いて発する命令のうち」を「基づく命令の規定(第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。のうちの」に、「場合には、」を「場合には」に改め、同条に次の一項を加える。 第十一章の二、第一百三十条第三項、第一百三十条の二、第一百三十条の三、第一百三十一条(第四号の二に係る部分に限る。及び第一百三十五条第一項(第一百三十条の二、第一百三十条の三又は第一百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。を)を除く。及び」に、「基いて発する命令のうち」を「基づく命令の規定(第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。のうちの」に、「場合には、」を「場合には」に改め、同条に次の一項を加える。	船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者(次項において「相手方」という。)に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。 一 船舶所有者の名称又は氏名及び住所 二 給料、労働時間その他の労働条件に関する事項であつて、雇入契約の内容とすることが必要なものとして国土交通省令で定めるもの 第三十二条第二項中「船員に対してその旨を明示しなければ」を「あらかじめ、相手方に対し、その旨を書面を交付して説明しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。 船舶所有者は、雇入契約の内容(第一項第二号に掲げる事項に限る。)を変更しようとするときは、あらかじめ、船員に対し、当該変更の内容容について書面を交付して説明しなければならない。 第二項の規定は、前項の場合について準用する。 第三十二条の次に次の一条を加える。 (募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入れの制限) 第三十二条の二 船舶所有者は、次に掲げる者を船員として雇入れてはならない。 一 当該船舶所有者が、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第四十四条第一項の許可を受けずに日本国内において募集受託者(同条第二項に規定する募集受託者をいう。第三号において同じ。)に行かせた船員の募集(同法第六条第七項に規定する船員の募集をいう。同号において同じ。)に応じた者
二 船員職業安定法第三十四条第一項の許可を受けて、又は同法第四十条第一項の規定による届出をして船員職業紹介事業者(同法第六条第三項に規定する船員職業紹介事業者をいう。第四号において同じ。)を行う者以外の者(日本政府及び船員の雇用の促進に関する特別措置法昭和五十二年法律第九十六号)第七条第二項に規定する船員雇用促進センターを除く。)が日本国内において当該船舶所有者に紹介した求職者 三 当該船舶所有者が、外国において、当該外国における船員の募集を適確に実施することができるとして国土交通省令で定める基準に適合しない募集受託者に行かせた船員の募集に応じた者 四 外国において、当該外国における船員職業紹介事業者を適確に実施することができるとして国土交通省令で定める基準に適合しない者が当該船舶所有者に紹介した求職者 第三十六条を次のように改める。 (雇入契約の成立時の書面の交付等) 第三十六条 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を船員に交付しなければならない。 一 第三十二条第一項各号に掲げる事項 二 当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日 三 当該雇入契約を締結した場所及び年月日 船舶所有者は、雇入契約の内容(第三十二条第一項第二号に掲げる事項に限る。)を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところ	二 船員職業安定法第三十四条第一項の許可を受けて、又は同法第四十条第一項の規定による届出をして船員職業紹介事業者(同法第六条第三項に規定する船員職業紹介事業者をいう。第四号において同じ。)を行う者以外の者(日本政府及び船員の雇用の促進に関する特別措置法昭和五十二年法律第九十六号)第七条第二項に規定する船員雇用促進センターを除く。)が日本国内において当該船舶所有者に紹介した求職者 三 当該船舶所有者が、外国において、当該外国における船員の募集を適確に実施することができるとして国土交通省令で定める基準に適合しない募集受託者に行かせた船員の募集に応じた者 四 外国において、当該外国における船員職業紹介事業者を適確に実施することができるとして国土交通省令で定める基準に適合しない者が当該船舶所有者に紹介した求職者 第三十六条を次のように改める。 (雇入契約の成立時の書面の交付等) 第三十六条 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を船員に交付しなければならない。 一 第三十二条第一項各号に掲げる事項 二 当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日 三 当該雇入契約を締結した場所及び年月日 船舶所有者は、雇入契約の内容(第三十二条第一項第二号に掲げる事項に限る。)を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところ

ろにより、その変更の内容並びに当該変更について船員と合意した場所及び年月日を記載した書面を船員に交付しなければならない。

船舶所有者は、前二項の書面の写しを船内に備え置かなければならない。

第三十七条第一項中「の定める」を「定める」に改め、「海員名簿を提示して」を削る。

第四十七条中「二」を「いずれかに」に、「地」を「地。次項において「雇入港等」という。」に改め、同条に次の三項を加える。

船舶所有者は、第四十条第二号から第四号までの規定により雇入契約を解除した場合又は同条第五号の規定により雇入契約を解除した場合（船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のある場合に限る。）において、船員が自己の負担においてその希望する雇入港等まで移動することができないときは、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港等まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

前二項の規定により船員を送還する場合における輸送手段は、正当な理由がある場合を除き、船員の希望に応じたものでなければならない。

船舶所有者は、第二項の規定により、その費用で船員を送還したとき、又は送還に代えてその費用を支払ったときは、船員に対し、当該費用の償還を請求することができる。

第四十九条第一項中「船舶所有者は」の下に、「第四十七条第一項の規定により船員を送還する場合に」を、「ならない。」の下に「同項ただし書の規定により」を加える。

第五十条第三項中「訂正、書換」を「再交付、訂正、書換え」に改め、「これを」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

船舶所有者は、船員に給料その他の報酬を支払う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。

第六十条第一項及び第二項並びに第六十一条中「海員」を「船員」に改める。

第六十二条第一項中「海員」を「船員」に、「第十八条の二の二第三項及び」を「第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに」に改め、同条第三項中「海員」を「船員」に改める。

第六十四条第一項中「第七十二条の二」を「第七十二条」に改め、「超えて」の下に「自ら作業に従事し、若しくは」を、「おいて」の下に「自ら作業に従事し、若しくは」を加え、同条第二項中「ときにおいて」を「ため」に改め、「増加する」の下に「必要がある」を加え、「第七十二条の二」を「第七十二条」に改め、「超えて」の下に「自ら作業に従事し、又は」を加え、同条に次の一項を加える。

船長は、第一項の規定により、補償休日又は休息時間において、自ら作業に従事し、又は海員を作業に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

第六十四条の二第一項中「第七十二条の二」を「第七十二条」に、「海員」を「船員」に改める。

第六十五条中「海員」を「船員」に改める。

第六十五条の二第一項中「第六十四条第二項又は」を削り、「第七十二条の二」を「第七十二条」に、「を含め」を並びに前項の規定による作業に従事する労働時間を含め」に改め、同条第二項中「海員を前項を」を「船員を前二項」に改め、同条第三項中「海員」を「船員」に、「第一項に」を「第一項及び第二項に」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「海員」を「船員」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

第六十四条第二項の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であっても、船員の日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあつては次項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間を限度とする。

第六十五条の三「海員」を「船員」に改め、同条に次の一項を加える。

前二項の規定にかかわらず、船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、休息時間を、一日について三回以上に分割して、又は前項に規定する場合にお

いて休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を六時間未満として、船員（海員にあつては、次に掲げる者に限る。）に与えることができる。

一 船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他の国土交通省令で定める特別の安全上の必要がある場合において作業に従事する海員

二 定期的に短距離の航路に就航するため出入港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が前二項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに乗組む海員

第六十六条中「海員」を「船員」に、「第七十二条の二」を「第七十二条」に改める。

第六十六条の二中「海員」を「船員」に改める。

第六十七条第一項中「備え置いて」の下に「船員の」を、「第六十六条の下に」を「（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「海員」を「船員」に改める。

第六十八条中「第七十二条の二」を「第七十二条」に、「海員が船長の命令により、次の」を「船員が次に掲げる」に改め、「場合」の下に「（海員にあつては、船長の命令によりこれらの作業に従事する場合に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

船長は、補償休日又は休息時間において、前項各号に掲げる作業に自ら従事し、又は海員に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

第六十九条第一項中「の定める」を「で定める」に、「第七十二条の二」を「第七十二条」に改める。
第七十一条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「海員」を「船員」に改め、同号を同項第二号とする。

第七十二条を削る。

第七十二条の二中「海員」を「船員」に改め、同条を第七十二条とする。

第八十条第一項中「国土交通省令の定めるところにより」を削り、同条第二項中「遠洋区域を」第一項の規定による食料の支給は、遠洋区域に、「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に、「食料は」を「場合にあつては」に、「よらなければ」を「基づいて行わなければ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による食料の支給は、船員が職務に従事する期間又は船員が負傷若しくは疾病のため職務に従事しない期間においては、船舶所有者の費用で行わなければならない。

第八十条に次の一項を加える。

船舶所有者は、その大きさ、航行区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める船舶には、第一項の規定による船内における食料の支給を適切に行う能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に該当する者を乗り組ませなければならない。

第八十一条第一項中「医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育」を「船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「の定

める」を「で定める」に改める。

第八十五条第一項中「十五年未満の者」を「十六年未満の者（漁船にあつては、年齢十五年に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した者を除く。）」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「の定める」を「で定める」に改める。

第八十六条第二項中「第六十八条第一号」を「第六十八条第一項第一号」に改める。

第八十八条の二中「第六章（第六十条第二項及び第三項、第六十二条並びに第六十三条の規定を除く。）を」第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までに、「海員の労働時間及び休日」を「船員」に改める。

第八十八条の二の二第二項中「前項に規定する労働時間」を「第六十条第一項の規定による労働時間の制限」に改め、ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。

船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が、第六十四条第一項に規定する場合において、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき（その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合に限る。）は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による労働時間の制限を超えて当該妊産婦の船員を作業に従事させることができる。

第八十八条の二の二第二項を削り、同条に次の四項を加える。

船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が、第六十四条第二項に規定する場合

において、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき（その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、第六十四条第二項の国土交通省令で定める時間を限度として、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて当該妊産婦の船員を作業に従事させることができる。

第六十四条第三項及び第六十六条の規定は、第二項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において、第六十六条中「第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは、「第六十条第一項の規定」と読み替えるものとする。

第六十五条の二第二項、第三項及び第四項並びに第六十六条の規定は、第三項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において、第六十五条の二第二項中「第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは「第六十条第一項の規定」と、「第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあつては次項の規定による作業に従事する」とあるのは「同項の規定による」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八十八条の二の二第五項において準用する第一項」と、同条第四項中「第六十条第一項」とあるのは「第八十八条の二の二第二項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「同条第五項において準用する第一項」と、第六十六条中「第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは「第六十条

第一項の規定」と読み替えるものとする。

第六十五条の三第三項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員（海員にあつては、同項各号に掲げる者に限る。）がその休息時間を同項の規定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て、その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合について準用する。

第八十八条の三第二項中「海員」を「船員」に改め、「超える場合」との下に、「当該一週間において少なくとも一日の休日を与えられない場合にあつては、その超える時間が八時間を超える時間。次項において」とあるのは「次項において」とを加え、同条第三項中「休日において作業に従事することを申し出た場合（妊産婦の海員にあつては、第六十四条第一項又は第六十五条に規定する場合に限る。）」を「次に掲げる申出をした場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六十四条第一項に規定する場合において、休日において作業に従事することの申出
二 第六十五条に規定する場合において、同条の協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める日数を超えない範囲内で、休日において作業に従事することの申出

第八十八条の三第四項中「前項の」を「海員（第七十二条各号に掲げる者を除く。）」を「船員」に改め、「第六十七条の規定は妊産婦の船員が乗り組む船舶の船長及び船舶所有者について」を削り、後段を削る。

第八十八条の五中「第六十条第二項及び第三項」を「第六十条に」、「並びに」を「第六十五条の三第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに」に、「第六十八条第一号」を「第六十八条第一項第一号」に改める。

第十一章の次に次の二章を加える。

第十一章の二 船員の労働条件等の検査等
(定期検査)

第百条の二 総トン数五百トン以上の日本船舶（漁船その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下「特定船舶」という。）の船舶所有者は、当該特定船舶を初めて本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海（以下「国際航海」という。）に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償（以下「労働条件等」という。）について、国土交通大臣又は第百条の十二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海上労働証書又は第百条の六第三項の臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶をその有効期間満了後も国際航海に従事させようとするときも、同様とする。

2 前項の検査は、特定船舶以外の日本船舶（漁船その他同項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。）であつて、国際航海に従事させようとするものについても、船舶所有者の申請により実施することができる。

（海上労働証書）

第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していない

いと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。

一 第三十二条第一項及び第三項の規定により、船員にこれらの規定に規定する書面が交付されていること。

二 第三十二条の二各号に掲げる者が船員として雇い入れられていないこと。

三 第三十六条第一項及び第二項の規定により、船員にこれらの規定に規定する書面が交付されていること。

四 第三十六条第三項の規定により、同項に規定する書面の写しが船内に備え置かれていること。

五 第五十条第三項の規定により、船員の勤務に関する事項が船員手帳に記載されていること。

六 第五十三条第一項及び第二項並びに第五十六条の規定により、船員に給料その他の報酬が支払われていること。

七 第五十三条第三項の規定により、船員に同項に規定する書面が交付されていること。

八 船員の労働時間及び休日が、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十二条、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）及び第二項、第六十五条の二第三項及び第四項（これらの規定を第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第五項、第六十五条の三第一項及び第二項、同条第三項（第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）、第六

十八条第一項、第七十一条、第七十二条、第八十八条の二、第八十八条の二の二第一項から第三項まで、第八十八条の三第一項から第三項まで並びに第八十八条の五の規定による基準に適合しているものであること。

九 第六十六条の二の規定により、通常配置表が定められ、及びこれが掲示されていること。

十 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記載された帳簿が備え置かれており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

十一 第七十条の規定により、必要な員数の海員が乗り組んでいること。

十二 第八十条第一項から第三項までの規定により、船員に食料が支給されていること。

十三 第八十条第四項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項の国土交通省令で定める基準に該当する者が乗り組んでいること。

十四 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し第八十一条第一項の国土交通省令で定める事項が遵守されていること。

十五 第八十一条第二項の国土交通省令で定める危険な船内作業に、同項の国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員が従事していないこと。

十六 第八十一条第三項各号に掲げる船員が作業に従事していないこと。

十七 第八十二条第一号及び第二号に掲げる船舶にあつては、同条の規定により、医師が乗り組んでいること。

十八 第八十二条の二第一項第一号に掲げる船舶にあつては、同項及び同条第二項の規定に

より、衛生管理者が選任されていること。

十九 第八十三条第一項の健康証明書を持たない者が船舶に乗り組んでいないこと。

二十年 年齢十六未満の者が船員として使用されていないこと。

二十一年 年齢十八未満の船員が第八十一条第二項の国土交通省令で定める危険な船内作業又は第八十五条第二項の国土交通省令で定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事していないこと。

二十二年 年齢十八未満の船員が第八十六条の規定により作業に従事させてはならない時刻の間において作業に従事していないこと。

二十三年 第八十九条の規定により、船員が負傷し、又は疾病にかつたとき（第九十五条に規定する場合を除く。）において、船舶所有者がその費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担していること。

二十四 第百十三条第一項の規定により、同項に規定する書類が船内の見やすい場所に掲示され、又は備え置かれていること。

二十五 第百十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項の規定により、同項に規定する航海当直部員が乗り組んでいること。

二十六 第百十八条の四第一項の規定により、同項に規定する船内苦情処理手続が定められていること。

二十七 第百十八条の四第二項の規定により、船員に同項に規定する書面が交付されていること。

二十八 第百十八条の四第三項の規定により、同条第一項の苦情が処理されていること。

二十九 第百十八条の四第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して不利益な取扱いがされていないこと。

三十 有効な船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第九条第二項の船舶検査証書又は同条第二項の臨時航行許可証の交付を受けていること。

三十一 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶(同条第四項に規定する小型船舶を除く。)にあつては、同法第十八条、第十九条第一項及び第二十三条第五項の規定により、同法第二条第二項に規定する船舶職員が乗り組んでいること。

三十二 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が前各号に掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められており、かつ、これらが適確に実施されていること。

2 前項の海上労働証書(以下「海上労働証書」という。)の有効期間は、五年とする。

3 前項の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。

4 従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条第一項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けた場合における当該海上労働証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、従前の海上労働証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日が経過するまでの期間とする。

(中間検査)

第百条の四 海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者は、当該海上労働証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該船舶に係る船員の労働条件等について国土交通大臣又は登録検査機関の行う中間検査を受けなければならない。

(海上労働証書の効力の停止)

第百条の五 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条の検査の結果当該船舶が第百条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めたときは、当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、当該船舶に交付された海上労働証書の効力を停止するものとする。

(臨時海上労働証書)

第百条の六 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶について船舶所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていない当該特定船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関の行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、特定船舶以外の日本船舶(漁船その他第百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。)であつて、前項の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていないものを臨時に国際航海に従事させようとするものについても、船舶所有者の申請により実施することができる。

3 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査

機関が第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書を交付しなければならない。

一 第百条の三第一項第一号から第四号まで、第九号、第十一号、第十三号、第十七号から第二十号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十号及び第三十一号の要件に適合していること。

二 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し第八十一条第一項の国土交通省令で定める事項のうち、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け並びに船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備に関するものとして国土交通省令で定める事項が遵守されていること。

三 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第一項第一号から第三十一号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められていること。

4 前項の臨時海上労働証書(以下「臨時海上労働証書」という。)の有効期間は、六月とする。ただし、その有効期間は、当該船舶の船舶所有者が当該船舶について海上労働証書の交付を受けたときは、満了したものとみなす。

5 第百条の三第三項の規定は、臨時海上労働証書について準用する。

(特定船舶の航行)

第百条の七 特定船舶は、有効な海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けているもので

なければ、国際航海に従事させてはならない。

(海上労働証書等の備置き)

第百条の八 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶内に、国土交通省令で定めるところにより、これらの証書を備え置かなければならない。

(再検査)

第百条の九 第百条の二第一項、第百条の四又は第百条の六第一項の検査(以下「法定検査」という。)の結果に不服がある者は、その結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係する帳簿書類その他の物件の現状を変更してはならない。

4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

(証書の返納命令)

第百条の十 国土交通大臣は、海上労働証書の交付を受けた船舶が、第百条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書の返納を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、臨時海上労働証書の交付を受けた船舶が、第百条の六第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書の返納を命ずることができる。

(国土交通省令への委任)

第百条の十一 法定検査の申請書の様式、法定検査の実施方法その他法定検査に關し必要な事項並びに海上労働証書及び臨時海上労働証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これらの証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十一章の三 登録検査機関

(登録)

第百条の十二 第百条の二第一項の規定による登録(以下単に「登録」という。)は、法定検査を行うおとする者の申請により行う。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請をした者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(第百条の十七において「検査員」という。)が検査を実施すること。

イ 船員の労働条件等の検査について三年以上の実務の経験を有すること。

ロ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第二項に規定する船舶職員として五年以上の乗船経験を有すること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

二 登録申請者が、船舶所有者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものではないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶所有者がその親法人(公社法(平

成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検査に係る業務(以下「検査業務」という。)を行おうとする者である場合にあっては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占める船舶所有者の役員又は職員(過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていないこと。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、船舶所有者の役員又は職員(過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

3 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律、船舶安全法、船員職業安定法若しくは船舶職員及び小型船舶操縦者法又はこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第百条の二十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が検査を行う事業所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第百条の十三 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(検査の義務)

第百条の十四 登録検査機関は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

2 登録検査機関は、公正に、かつ、第百条の十二第二項第一号に掲げる要件に適合する方法により検査を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第百条の十五 登録検査機関は、第百条の十二第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(検査業務規程)

第百条の十六 登録検査機関は、検査業務の開始前に、検査業務の実施に關する規程(以下この章において「検査業務規程」という。)を定め、国

土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした検査業務規程が検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検査機関(外国にある事務所において検査業務を行う登録検査機関(以下「外国登録検査機関」という。)を除く。)に対し、その検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 検査業務規程には、検査業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置、検査に關する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(検査員)

第百条の十七 登録検査機関は、検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは前条第一項の規定により認可を受けた検査業務規程に違反する行為をしたとき、又は検査業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)に対し、検査員の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員となることができない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第百条の十八 登録検査機関の役員及び職員で検査業務に従事するものは、刑法(明治四十年法

律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十三条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 船舶所有者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載

した書面の交付の請求

(業務の休廃止)

第百条の二十 登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(適合命令)

第百条の二十一 国土交通大臣は、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)が第百条の十二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第百条の二十二 国土交通大臣は、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)が第百条の十四の規定に違反していると認めるときは、その登録検査機関に対し、同条の規定による検査業務を行うべきこと又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第百条の二十三 第百条の十六第二項、第百条の十七第二項及び前二条の規定は、外国登録検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第百条の二十四 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第百条の二十五 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し等)

第百条の二十六 国土交通大臣は、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第百条の十二第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第百条の十五、第百条の十七第一項、第百条の十九第一項、第百条の二十又は次条の規定に違反したとき。

三 第百条の十六第一項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行つたとき。

四 第百条の十六第二項、第百条の十七第二項、第百条の二十一又は第百条の二十二の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第百条の十九第二項

各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

2 国土交通大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号、第二号(第百条の十九第一項に係る部分を除く。)、第三号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第百条の二十三の規定により読み替えて準用する第百条の十六第二項、第百条の十七第二項、第百条の二十一又は第百条の二十二の規定による請求に応じなかつたとき。

三 国土交通大臣が、外国登録検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて検査業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検査機関に対しその業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第六号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

(帳簿の記載)

第百条の二十七 登録検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第百条の二十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第百条の十五の規定による届出があつたとき。

三 第百条の二十の規定による許可をしたとき。

四 第百条の二十六第一項の規定により登録を取り消し、又は検査業務の停止を命じたとき。

五 第百条の二十六第二項の規定により登録を取り消したとき。

第百十三条の見出し中「公示」を「掲示等」に改め、同条中「基づいて発する」を「基づく」に、「及び第六十五条」を「第六十五条及び第六十五条の三第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

船舶所有者漁船その他第百条の二第二項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶の船舶所有者を除く。は、二千六年の海上の労働に関する条約を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は

備え置かなければならない。

海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、これらの証書の写しを船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第百十六條第一項中「第四十七條まで」を「第四十六條まで、第四十七條第一項」に、「第八十八條の二の二第三項及び」を「第八十八條の二の二第四項及び第五項並びに」に、「第四十七條の場合には」を「第四十七條第一項の規定に違反したときは」に改める。

第百十七條の二第二項中「の定める」を「定める」に改める。

第百十八條の三の次に次の一条を加える。

(船内苦情処理手続)

第百十八條の四 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船内苦情処理手続(船員が航海中に船舶所有者に申出をしたこの法律、労働基準法及びこの法律に基づく命令に規定する事項並びに船員の労働条件等に関し国土交通省令で定める事項に関する苦情を処理する手続をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、船内苦情処理手続を記載した書面を船員に交付しなければならない。

船舶所有者は、船員から航海中に第一項の苦情の申出を受けた場合にあっては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しなければならない。

船舶所有者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第百二十條の三の見出し中「監督」を「監督等」に改め、同条第一項中「の定める」を「で定める」に、「除く」を除く。以下この条において「外国船舶」というに、「その船舶に」を「当該外国船舶に」に、「その船舶の乗組員が次に定める要件を満たして」を「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合しているかどうか及び当該外国船舶の乗組員が次に掲げる要件の全てに適合して」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「の定める」を「で定める」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「その船舶」を「当該外国船舶」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第三項中「その船舶の乗組員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たすための」を「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が同項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めるときは、当該外国船舶の船長に対して、これらの要件に適合するために必要な」に改め、同条第四項中「第一項各号の一に定める要件を満たすための」を「当該通告に係る」に、「その船舶を」を「当該外国船舶」に改め、同条第六項中「準用する」を「それぞれ準用する」に、「同条第一項各号に定める要件を満たすための」を「二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件及び同条第一項各号に定める要件に適合するために必要な」に改め、同条に次の一項を加える。

第百二十二條の規定は、外国船舶の乗組員について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「二千六年の海上の労働に関する条約」と、「船員労務官」とあるのは「国土交通大臣があらかじめ指定するその職員」と読み替えるものとする。

第百二十一條の二を次のように改める。

(手数料の納付)

第百二十一條の二 次に掲げる者(第百四條第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一 船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けようとする者

二 第八十二條の二第二項の衛生管理者適任証書又は第百十八條第二項の救命艇手適任証書の再交付を受けようとする者

三 第八十二條の二第三項第一号又は第百十八條第三項第一号の試験を受けようとする者

四 第八十二條の二第三項第二号又は第百十八條第三項第二号の規定による認定を受けようとする者

五 法定検査(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

六 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けようとする者(登録検査機関が検査を行った船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)

七 海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けようとする者

第百二十六條第一号中「第三十六條」及び「第八十八條の二の二第三項及び第八十八條の三第四項において準用する場合を含む。」を削り、同条第四号中「基づいて発する」を「基づく」に改め、同条第七号中「第八十八條の二の二第三項及び第八

十八条の三第四項において準用する場合を含む。を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第五十条第三項の規定に違反して、船員手帳に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第三百三十条中「から第四十七条まで」を、「第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項」に、「第六十五条の二第二項(第八十八条の二の二第三項)を「第六十五条の二第三項(第八十八条の二の二第五項)に、「第八十八条の二の二第三項及び」を「第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに」に、「第八十八条の二の二第二項」を「第八十八条の二の二第一項」に、「若しくは」は「第八十八条の三」を「第八十八条の三若しくは」は「第八十八条の四第四項」に、「基づいて発する」を「基づく」に改める。

第三百三十条の次に次の二条を加える。

第三百三十条の二 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、二百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。

二 第一百条の四の規定による検査を受けないで、海上労働証書の交付を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。

三 第一百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第三百三十条の三 船舶所有者が第一百条の十第一項又は第二項の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条第一号中「第三十二条」を削り、「第五十三条」を「第三十六条第三項、第五十三条第一項若しくは第二項」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「(第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第一百条の八の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第三百三十一条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。若しくは第三項、第三十六条第一項若しくは第二項、第五十三条第三項又は第八十八条の四第二項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき。

第三百三十一条の次に次の二条を加える。

第三百三十一条の二 第一百条の二十六第一項の規定による検査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条の三 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第一百条の二十の規定による許可を受けないで検査業務の全部を廃止したとき。

二 第一百条の二十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百三十三条第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項」に、「基づいて発する」を「基づく」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「詐偽その他の不正行為をもつて」を「偽りその他の不正の行為により」に、「訂正」を「再交付、訂正」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の前に次の一号を加える。

九 第一百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三百三十三条の次に次の一条を加える。
第三百三十三条の二 第一百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国登録検査機関を除く。)は、二十万円以下の過料に処する。

第三百三十五条第一項中「若しくは第七号から第十一号まで」を、「第六号から第八号まで、第十号若しくは第十一号」に改め、同条第二項中「(第三百三十三号第七号から第九号)を「(第三百三十三号第六号から第八号)に、「前項の規定を準用する」を「その行為者を罰するほか、その団体に対して、同条の刑を科する」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条及び第十二条の規定 公布の日

二 目次を削り、題名の次に目次を付する改正規定、第五条の改正規定、第三十二条の次に一条を加える改正規定、第三十二条の二第三号及び第四号に係る部分に限る。、第十一章の次に二章を加える改正規定、第一百十三条に二項を加える改正規定、第一百十七条の二第一項の改正規定、第一百二十条の三の改正規定、第一百二十一条の二の改正規定(同条第五号から第七号までに係る部分に限る。)、第一百三十条の次に二条を加える改正規定、第三百三十一条の改正規定(同条第四号の次に一号を加える部分に限る。)、第三百三十一条の次に二条を加える改正規定、第三百三十三条の改正規定(同条第四号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項」に、「基づいて発する」を「基づく」に改める部分及び同条第五号中「詐偽その他の不正行為をもつて」を「偽りその他の不正の行為により」に、「訂正」を「再交付、訂正」に改める部分を除く。)、第三百三十三条の次に一条を加える改正規定、第三百三十五条の改正規定並びに附則第五条及び第十五条の規定、附則第十七条の規定(国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)第六条第二項の改正規定に限る。)、附則第二十一条の規定、附則第二十三条の規定中船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の改正規定(「第五条」を「第五条第一項」に改める部分、「第一百二十二条」の下に、「第一百十三条第一項及び第二項、第一百十四条」を加える部分及び「第一百十三

条」を「第百十三条第一項」に改め、「労働協約」と、の下に「同項及び同条第二項中」を加える部分に限る。並びに附則第二十四条の規定、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」という。)

三 附則第六条から第九条まで、第十九条及び第二十條の規定 発効日前の政令で定める日(経過措置)

第二条 この法律の施行前に成立した雇入契約(この法律の施行後において変更があつた部分を除く。)については、この法律による改正後の船員法以下「新法」という。第三十六條の規定は、適用しない。この場合において、この法律による改正前の船員法(以下「旧法」という。第三十六條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前に生じた事由による船員の送還については、新法第四十七條第二項から第四項までの規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に雇入契約が成立した船員に係る新法第百十八條の四第二項の規定の適用については、同項中「雇入契約が成立したときは、遅滞なく」とあるのは、「船員法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。

4 この法律の施行前に生じた事由による新法第百十八條の四第一項に規定する苦情については、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員に関する労働時間、休日、休

息時間及び割増手当、これらの事項に関する記録簿、通常配置表並びに年少船員の就業制限については、新法第六十條第一項及び第二項、第六十一條、第六十二條第一項及び第三項、第六十四條第一項及び第二項、第六十四條の二第一項、第六十五條、第六十五條の二第一項及び第三項から第五項まで、第六十五條の三第一項及び第二項、第六十六條、第六十六條の二、第六十七條第一項及び第二項、第六十八條第一項、第六十八條の二、第六十八條の三第二項から第四項まで並びに第八十八條の五の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

理人、船舶貸借の場合には船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者。附則第七條第二項第二号及び第十六項において同じ。は、施行日前においても、新法第六十四條の二第一項若しくは第六十五條の協定(船長に係るものに限る。又は第六十五條の三第三項の協定を国土交通大臣に届け出ることができ。)

2 新法第六十五條の三第三項第二号の規定による指定は、同号の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

第五条 発効日前に建造された新法第百條の二第二項に規定する特定船舶についての同項の規定の適用については、同項中「初めて」とあるのは、「二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日以後初めて」とする。

第六条 国土交通大臣又は登録検査機関(次条第一項の規定による国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、発効日前においても、日本船舶(漁船その他新法第百條の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。)における船員の労働条件等(同項に規定する労働条件等をいう。次条第二項第一号イにおいて同じ。)について新法第百條の二第一項又は第百條の六第一項の検査に相当する検査(以下「相当検査」という。)を行うことができる。

2 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が新法第百條の二第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が新法第百條の三第一項各号の要件に相当する要件の全てに適合すると認めたときは、当該検査を受けた船舶所有者

(船舶共有の場合には船舶管理人、船舶借入の場合には船舶借入人。第四項並びに附則第八條第二項及び第五項において同じ。)に対し、新法第百條の三第一項の海上労働証書に相当する証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が新法第百條の二第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が新法第百條の三第一項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。

3 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、発効日以後は、新法第百條の三第一項の規定により交付された海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が新法第百條の六第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が同条第三項各号の要件に相当する要件の全てに適合すると認めたときは、当該検査を受けた船舶所有者に対し、同項の臨時海上労働証書に相当する証書を交付しなければならない。

5 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、発効日以後は、新法第百條の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

6 相当検査の申請書の様式、相当検査の実施方法その他の相当検査に関し必要な事項並びに第二項の証書及び第四項の証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他これらの証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 7 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。 一 国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者 二 第二項の証書又は第四項の証書の交付を受けようとする者（登録検査機関が相当検査を行った船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。） 三 第二項の証書又は第四項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者 第七條 国土交通大臣は、相当検査を行おうとする者の申請により、発効日前においても、その者を相当検査を行う者として登録することができる。	八 イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。 ハ 登録申請者が、船舶所有者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものではないこと。 イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶所有者がその親法人（会社法平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において相当検査に係る業務（以下「相当検査業務」という。）を行おうとする者である場合にあっては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。 ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。	型船舶操縦者法又はこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第二十五項又は第二十六項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの 四 登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 一 登録年月日及び登録番号 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三 登録を受けた者が相当検査を行う事業所の所在地 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項 五 登録検査機関は、相当検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、相当検査を行わなければならない。 六 登録検査機関は、公正に、かつ、第二項第一号に掲げる要件に適合する方法により相当検査を行わなければならない。 七 登録検査機関は、第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。 八 登録検査機関は、相当検査業務の開始前に、相当検査業務の実施に関する規程（以下「相当検査業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	9 国土交通大臣は、前項の認可をした相当検査業務規程が相当検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検査機関（外国にある事務所において相当検査業務を行う登録検査機関（以下「外国登録検査機関」という。）を除く。）に対し、その相当検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 10 相当検査業務規程には、相当検査業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の相当検査業務の信頼性を確保するための措置、相当検査に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。 11 登録検査機関は、検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 12 国土交通大臣は、検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第八項の規定により認可を受けた相当検査業務規程に違反する行為をしたとき、又は相当検査業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、検査員の解任を命ずることができる。 13 前項の規定による命令により検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員となることができない。 14 登録検査機関の役員及び職員で相当検査業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 15 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書
2 国土交通大臣は、前項の規定による登録（以下単に「登録」という。）の申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。 一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者（以下「検査員」という。）が相当検査を実施すること。 イ 船員の労働条件等の検査について三年以上の実務の経験を有すること。 ロ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四十九号）第二条第二項に規定する船舶職員として五年以上の乗船経	3 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。 一 この法律、船員法、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）若しくは船舶職員及び小		

(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

16 船舶所有者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

17 登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、相当検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

18 国土交通大臣は、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

19 国土交通大臣は、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)が第五項又は第六項の規定に違反していると認めるときは、その登録検査機関に対し、第五項及び第六項の規定による相当検査業務を行うべきこと又は相当検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

20 第九項、第十二項及び前二項の規定は、外国登録検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

21 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

22 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

23 前項の規定により立ち入り検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

24 第二十二項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

25 国土交通大臣は、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて相当検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

たとき。

二 第七項、第十一項、第十五項、第十七項又は第二十八項の規定に違反したとき。

三 第八項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた相当検査業務規程によらないで相当検査を行ったとき。

四 第九項、第十二項、第十八項又は第十九項の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第十六項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

26 国土交通大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号、第二号第十五項に係る部分を除く。、第三号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第二十項の規定により読み替えて準用する第九項、第十二項、第十八項又は第十九項の規定による請求に応じなかったとき。

三 国土交通大臣が、外国登録検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて相当検査業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

四 第十五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十六項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検査機関に対

しその業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

27 前項第六号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

28 登録検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、相当検査業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

29 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第七項の規定による届出があつたとき。

三 第十七項の規定による許可をしたとき。

四 第二十五項の規定により登録を取り消し、又は相当検査業務の停止を命じたとき。

五 第二十六項の規定により登録を取り消したとき。

30 登録検査機関は、発効日において、新法第百条の十二第一項に規定する登録を受けた者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百条の十七第二項	この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは前条第一項の規定により認可を受けた検査業務規程		この法律若しくは船員法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号。以下「部改正法」という。)、これらの法律に基づく命令若しくは処分、前条第一項の規定により認可を受けた検査業務規程若しくは一部改正法附則第七条第八項の規定により認可を受けた相当検査業務規程		第百条の十四又は一部改正法附則第七条第五項若しくは第六項	第百条の十四	同条	第百条の十二第三項第一号又は第三号	第百条の二十又は次条	第百条の二十六第一項第二号	第百条の二十六第一項第三号	第百条の二十六第二項第一号
第百条の二十二	第百条の十四		第百条の十四又は一部改正法附則第七条第五項若しくは第六項		第百条の十四	同条	第百条の十二第三項第一号若しくは第三号又は一部改正法附則第七条第三項第一号若しくは第三号	第百条の二十若しくは次条又は一部改正法附則第七条第七項、第十一項、第十五項、第十七項若しくは第二十八項	第百条の十六第一項の規定による認可を受けず、若しくは同項の規定による認可を受けた検査業務規程によらないで、又は一部改正法附則第七条第八項の規定による認可を受けず、若しくは同項の規定による認可を受けた相当検査業務規程	検査又は一部改正法附則第六条第一項に規定する相当検査を	第百条の十九第二項各号又は一部改正法附則第七条第十六項各号	第百条の十九第一項及び一部改正法附則第七条第十五項

第百条の二十六第二項第二号	第百条の二十一又は第百条の二十二の規定	第百条の二十一若しくは第百条の二十二又は一部改正法附則第七条第二十項の規定により読み替えて準用する同条第九項、第十二項、第十八項若しくは第十九項の規定
第百条の二十六第二項第三号	前二号	前二号又は一部改正法附則第七条第二十六項第一号若しくは第二号
第百条の二十六第二項第四号	検査業務	検査業務又は一部改正法附則第七条第二項第二号イに規定する相当検査業務
第百条の二十六第二項第五号	第百条の十九第一項	第百条の十九第一項若しくは一部改正法附則第七条第十五項
第百条の二十六第二項第六号	同条第二項各号	第百条の十九第二項各号若しくは一部改正法附則第七条第十六項各号
第百条の二十六第二項第七号	この法律	外国登録検査機関に対し、この法律
第百条の二十六第二項第八号	、外国登録検査機関に対しその業務又は求めた場合	その業務若しくは求めた場合又は一部改正法附則第七条第二十六項第五号の報告を求めた場合
第百条の二十六第二項第九号	、その職員に又は事業所又は帳簿書類	その職員に若しくは事業所若しくは帳簿書類
第百条の二十六第二項第十号	検査させようとした場合	検査させようとした場合又はその職員に一部改正法附則第七条第二十六項第六号の検査をさせようとした場合
第百条の二十六第二項第十一号	次項	次項又は一部改正法附則第七条第二十七項

官 報 (号 外)

を「あらかじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事すること」を派遣元の船舶所有者に申し出たとき」と、同条第六項中「その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは、「あらかじめ、その休息時間を同項

の協定で定めるところによることを派遣元の船舶所有者に申し出て」に、「休日において作業に従事することを申し出た」を「次に掲げる申出をした」に、「休日において作業に従事すること

派遣元の船舶所有者に申し出た」を「派遣元の船舶所有者に次に掲げる申出をした」に改め、同条第五項中「並びに第百十七条の二から第百十八条の三まで」を、「第百十七條の二から第百十八條の三まで及びに第百十八條の四第一項」に改め、同条第六項中「第六十五条の二第二項（同法第八十八条の二の二第三項）」を「第六十五條の二第二項（同法第八十八條の二の二第三項）」に改め、

第二第三項(同法第八十八條の二の二第五項に「第五項」を「前項」に、「基づいて発する」を「基づく」に改め、同条第八項中「第六十八條」を「第六十八條第二項」に、「第七十二條の二」を「第七

十二条」に、「第七十一条第一項及び第七十二条」を「第七十一条第一項」に、「第六章（第六十条第二項及び第三項、第六十二条並びに第六十三條の規定を除く。）を「第六十一条、第六十四

条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までに」に、「並びに第百十

「三条」を、「第百十三條並びに第百十八條の四第
四項」に、「この法律に基づいて発する」を、「
この法律に基づく」に、「及びこの法律に基づいて
発する」を、「及びこの法律に基づく」に、「第
六十五條」を、「第六十五條の三第三項」に、「及

び第六十五条」を「第六十五条及び第六十五条の三第三項」に改め、「書類を含む。」との下に

「同法第百十八条の四第一項中」この法律に基
づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令
(船員職業安定法第百十九条の規定によりこれ
らの規定が適用される場合を含む。)」と、同条
第二項中「船内苦情処理手続」とあるのは「派遣
先の船舶所有者が定める船内苦情処理手続」と
を加える。

第九十二条第一項中「第三十一条の下に」、
第三十二条、第三十三条を加え、「及び第三
項を」及び第四項に、「医薬品の備付け、安全
及び衛生に関する教育を」船内衛生の保持に必
要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業に
よる危害の防止及び船内衛生の保持に関する措
置の船内における実施及びその管理の体制の整
備に、「の定める事項」を「定める事項」に、
「安全及び衛生に関する教育その他の派遣船員」
を「派遣船員」に改める。

第十五条 船員職業安定法の一部を次のように改
正する。

第八十九条第二項中「の規定(同項を)及び第
百十三條第二項の規定(これらの規定に改め、
「次項において同じ」を削り、「同条第一項を」
「同法第八十一条第一項に」、「その他の」を
「その他の」に、「とする」を」と、同法第百十三
条第二項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有
者派遣先の船舶所有者を含む。」と、「船舶所有
者」とあるのは「船舶所有者(派遣先の船舶所
有者を含む。)」とするに改め、同条第三項中
「の規定」の下に「(同項に係る罰則の規定を含
む。)」を加え、同条第八項中「第百十三條を」第
百十三條第一項に改める。
第九十二条第一項中「第五條を」第五條第一
項に改め、「第百九條から」の下に「第百十二條
まで、第百十三條第一項及び第二項、第百十四
條から」を加え、「第百十三條を」第百十三條第
一項及び第二項に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)
第十六条 国家公務員等の旅費に関する法律 昭
和二十五年法律第百十四号の一部を次のよう
に改正する。
第四十七条中「第四十七条を」第四十七条第
一項若しくは第二項に改め、同条に次の一項
を加える。

2 各庁の長は、職員について船員法第四十七
条第二項の規定に該当する事由があつた場合
において、前項の規定により当該職員に旅費
を支給したときは、当該職員に対し、当該支
給した旅費の償還を請求するものとする。
(国の援助等を必要とする帰国者に関する領事
官の職務等に関する法律の一部改正)

第十七条 国の援助等を必要とする帰国者に関す
る領事官の職務等に関する法律の一部を次のよ
うに改正する。
第一条中「且つ」を「かつ」に、「第四十七条を」
「第四十七条第一項及び第二項」に、「外」を「ほ
か」に改める。

第六條第二項中「すみやかに」を「速やかに」
に、「船舶の」を「送還費を負担したに」、「船舶
所有者をいう」を「船舶所有者をいい、同法第五
條第一項の規定により船舶所有者に関する規定
の適用を受ける者を含む」に改める。
(自衛隊法の一部改正)

第十八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十
五号)の一部を次のように改正する。
第百八條中「及び第七号」を「から第八号まで」
に、「基く」を「基づく」に改める。
(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三
十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第百三十七号の次に次のように加え
る。

百三十七の二 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録		
船員法(昭和二十二年法律第百号)第百条の二第二項(登録 検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行
の日から発効日の前日までの間に受ける前条の
規定による改正後の登録免許税法別表第一第百
三十七号の二に掲げる登録に係る同号の規定の
適用については、同号中「船員法(昭和二十二年
法律第百号)第百条の二第二項(登録検査機関の
登録)の登録(更新の登録を除く。)」とあるの
は、「船員法の一部を改正する法律(平成二十四
年法律第 号)附則第七條第一項(登録検査
機関の登録)の規定による登録とする。
(船員災害防止活動の促進に関する法律の一部
改正)

第二十一條 船員災害防止活動の促進に関する法
律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次の
ように改正する。
第二条第三項中「第五條を」第五條第一項に
改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法の一部改正)
第二十二條 公立の義務教育諸学校等の教育職員
の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法
律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第五條中「第八十八條の二の二第三項及び」を
「第八十八條の二の二第四項及び第五項並びに」
に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部
改正)
第二十三條 船員の雇用の促進に関する特別措置
法の一部を次のように改正する。
第十四條第一項中「第五條を」第五條第一項
に改め、「第三十一條」の下に、「第三十二條、
第三十三條」を加え、「及び第三項」を「及び第四
項」に改め、「第百十二條」の下に、「第百十三條
第一項及び第二項、第百十四條」を加え、「医薬
品の備付け、安全及び衛生に関する教育を」船
内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備
付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生
の保持に関する措置の船内における実施及びそ
の管理の体制の整備に、「の定める事項」を「で
定める事項」に、「安全及び衛生に関する教育そ
の他の船員労働供給を」船員労働供給に、「第
百十三條を」第百十三條第一項に改め、「労働
協約」と「の下に」同項及び同条第二項中「を」加
える。

(国土交通省設置法の一部改正)
第二十四條 国土交通省設置法(平成十一年法律
第百号)の一部を次のように改正する。
第四條第九十八号中「及び」を、「船舶の乗組
員の適正な労働環境及び療養補償の確保並び
に」に改める。

雨水の利用の推進に関する法律案
右の議案を提出する。

平成二十四年七月二十六日

提出者

国土交通委員長 岡田 直樹
参議院議長 平田 健二殿

雨水の利用の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第六条)	
第二章 基本方針等(第七条—第九条)	
第三章 雨水の利用の推進に関する施策(第十 条—第十五条)	

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年の気候の変動等に伴い
水資源の循環の適正化に取り組むことが課題と
なっていることを踏まえ、その一環として雨水
の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進
に関し、国等の責務を明らかにするとともに、
基本方針等の策定その他の必要な事項を定める
ことにより、雨水の利用を推進し、もって水資
源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川
等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するこ
とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水の利用」とは、雨
水を一時的に貯留するための施設に貯留された
雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に
使用すること(消火のための使用その他災害時
における使用に備えて確保することを含む。)を

いう。ただし、次に掲げるものにより供給され
る水の原水として使用することを除く。

- 一 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第
三条第八項に規定する水道施設
- 二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五
号)第二条第二項に規定する土地改良事業又
はこれに準ずる事業により整備される農業用
水路
- 三 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八
十四号)第二条第六項に規定する工業用水道
施設

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独
立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法
律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政
法人をいう。又は特殊法人(法律により直接に
設立された法人又は特別の法律により特別の設
立行為をもって設立された法人であつて、総務
省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第
十五号の規定の適用を受けるものをいう。)のう
ち、その資本金の全部若しくは大部分が国から
の出資による法人又はその事業の運営のために
必要な経費の主たる財源を国からの交付金若し
くは補助金によつて得ている法人であつて、政
令で定めるものをいう。

3 この法律において「地方独立行政法人」とは、
地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八
号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
をいう。

第三条 国は、雨水の利用の推進に関する総合的
な施策を策定し、及び実施するものとする。
2 国及び独立行政法人等は、自らの雨水の利用

を推進するための措置を講ずるよう努めなけれ
ばならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)
第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会
的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施
策を策定し、及び実施するよう努めなければな
らない。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自ら
の雨水の利用を推進するための措置を講ずるよ
う努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)
第五条 事業者及び国民は、自らの雨水の利用に
努めるとともに、国又は地方公共団体が実施す
る雨水の利用の推進に関する施策に協力するよ
う努めるものとする。

(法制上の措置等)
第六条 政府は、雨水の利用の推進に関する施策
を実施するために必要な法制上又は財政上の措
置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等
(基本方針)

第七条 国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関
する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め
なければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

- 一 雨水の利用の推進の意義に関する事項
- 二 雨水の利用の方法(これに係る雨水の貯留
の方法を含む。以下同じ。)に関する基本的な
事項
- 三 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用
に際し配慮すべき事項

四 雨水の利用の推進に関する施策に係る基本
的な事項

五 その他雨水の利用の推進に関する重要事項
3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生
じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれ
を変更しようとするときは、厚生労働大臣その
他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれ
を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな
ければならない。

(都道府県方針)
第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都
道府県の区域内における雨水の利用の推進に関
する方針(以下この条及び次条第一項において
「都道府県方針」という。)を定めることができる。

2 都道府県方針においては、おおむね次に掲げ
る事項を定めるものとする。
一 当該都道府県の区域の自然的社会的条件に
応じた雨水の利用の方法(当該方法が地域ご
とに異なる場合にあつては、当該地域ごとの
方法)に関する基本的な事項

二 当該都道府県の区域内における雨水の利用
の推進に関する施策に係る基本的な事項
三 その他当該都道府県の区域内における雨水
の利用の推進に関する重要事項
3 都道府県は、都道府県方針を定め、又はこれ
を変更したときは、遅滞なく、これを公表する
よう努めなければならない。

(市町村計画)

第九条 市町村は、基本方針(都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針)に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画(以下この条において「市町村計画」という。)を定めることができる。

2 市町村計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法(当該方法が地域ごとに異なる場合にあつては、当該地域ごとの方法)

二 当該市町村の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する施策の実施に係る事項

三 その他当該市町村の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する重要事項

3 市町村は、市町村計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三章 雨水の利用の推進に関する施策
(国及び独立行政法人等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標)

第十条 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、あらかじめ各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)及び独立行政法人等の主務大臣と協議して前項の目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の目標を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の目標の変更について準用する。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標)

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、前条第一項の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第十二条 国及び地方公共団体は、災害時における身近な水源としての雨水の有用性を含め、雨水の利用に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(調査研究の推進等及び技術者等の育成)

第十三条 国は、雨水の利用を効果的に推進するため、雨水の利用に係る技術、雨水の利用のための施設に係る規格等に関する調査研究等の推進及びその成果の普及に努めるとともに、雨水の利用に関する技術者及び研究者の育成に努めなければならない。

(特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用の推進)

第十四条 政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による助成)

第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

2 国は、前項の助成を行う地方公共団体に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十四年七月二十六日

経済産業委員長 前川 清成

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行うとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針の策定並びに特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施に

ついて、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 関係各府省庁等は、特定多国籍企業誘致の実現に向け各般の施策の実施に当たつて緊密に連携するとともに、激化する国際的な企業誘致競争に打ち勝つため、必要な予算の確保や税制上の更なる対応を始め、一層の優遇措置の拡大等に努めること。

二 外国企業の誘致に当たつては、総合特区の活用を始め、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど利便性を高め、関係行政機関等の積極的な対応を確保することにより、関連制度間の緊密な連携による相乗効果を生み出しつつ効果的な実施に努めること。

三 事業計画の認定に当たつては、我が国事業者の特許発明、技術等が国外へみだりに流出することのないよう必要な措置を講ずるとともに、地域経済を支える我が国事業者の健全な発展を阻害するなど地域経済の疲弊につながるものがないよう十分に配慮すること。

四 本法の施行により特定多国籍企業の誘致を進めるとともに、我が国の産業空洞化に歯止めをかけ、地域経済や雇用への悪影響を回避するため、円高・デフレの解消に一層の努力を払い、

電力システム改革等を通じてエネルギーコストの上昇を極力圧縮し、種々の規制の見直しを進めるなど、産業競争力の回復、強化に向けて総合的な政策対応を早急に講ずること。
右決議する。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。
よってこれを送付する。

平成二十四年四月二十六日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 平田 健二殿

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 研究開発事業等の促進(第四条—第十条)
第三章 雑則(第十二条—第十五条)
第四章 罰則(第十六条)
附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、我が国がアジア地域その他の地域における国際的な経済活動の拠点となることが重要となつていことに鑑み、我が国

において新たに研究開発事業及び統括事業を行うおうとする特定多国籍企業の活動を促進するための特別の措置を講ずることにより、新たな事業の創出を図るとともに、就業の機会の増大に寄与し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。

- 一 法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域(以下この号及び第四項において「国等」という。)以外の国等に当該法人の子法人等(当該法人がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の過半数を保有していることその他の当該法人と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。)を設立している法人であつて、国際的規模で事業活動を行っているものと認められるものとして主務省令で定める法人
- 二 高度な知識又は技術を有すると認められるものとして主務省令で定める法人
- 三 この法律において「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。

- 三 この法律において「研究開発事業」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術(以下この項において「高度技術」という。)の研究開発を行う事業(当該高度技術を用いて製品又は役務を開発する事業を含む。)のうち、新たな事業の

創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

四 この法律において「統括事業」とは、二以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国等の数が二以上であるものに限り、)のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該二以上の法人に対する出資その他の当該方針の実施を確保する事業その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

五 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社及び常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(基本方針)

第三条 主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

二 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項
- 三 我が国事業者の特許発明、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際し配慮すべき事項

三 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

四 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 研究開発事業等の促進

(研究開発事業計画の認定)

第四条 我が国において新たに研究開発事業を行うため、当該研究開発事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業(その子法人等)(当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。第六条第一項において同じ。)が既に我が国において当該研究開発事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。)は、当該研究開発事業に関する計画(以下「研究開発事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発事業の内容
- 二 研究開発事業に常時使用する従業員の数その他の従業員に関し主務省令で定める事項
- 三 実施期間
- 四 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う研究開発事業以外の事業の有無
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照ら

して適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる従業員の数が主務省令で定める数以上であることその他従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。

三 前項第三号に掲げる実施期間が主務省令で定める期間であること。

四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が研究開発事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

(研究開発事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る研究開発事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定研究開発事業者」という。)は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。)に従つて研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定研究開発事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定研究開発事業者に対して、当該認定研究開発事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(統括事業計画の認定)

第六条 我が国において新たに統括事業を行うため、当該統括事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業(その子法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。)は、当該統括事業に関する計画(以下「統括事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その統括事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 統括事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 統括事業の内容
- 二 統括事業に常時使用する従業員の数その他の従業員に関し主務省令で定める事項
- 三 実施期間
- 四 統括事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う統括事業以外の事業の有無
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る統括事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 前項第二号に掲げる従業員の数が主務省令

で定める数以上であることその他従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。

三 前項第三号に掲げる実施期間が主務省令で定める期間であること。

四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が統括事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら統括事業を行うものであること。

(統括事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る統括事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定統括事業者」という。)は、当該認定に係る統括事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定統括事業者が前条第一項の認定に係る統括事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定統括事業計画」という。)に従つて統括事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定統括事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定統括事業者に対して、当該認定統括事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

活事業者之討入、当該忍宜研究開発事業計画又

は認定統括事業計画に従って行われる研究開発事業又は統括事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十四条 主務大臣は、認定研究開発事業者に対し、当該認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定統括事業者に対し、当該認定統括事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第十五条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、経済産業大臣、研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣及び統括事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第四条第一項、同条第三項(第五条第四項において準用する場合を含む)、第五条第一項から第三項まで及び前条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣とする。

3 第六条第一項、同条第三項(第七条第四項において準用する場合を含む)、第七条第一項から第三項まで及び前条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び統括事業に係る事業を所管する大臣とする。

4 第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第十一条第二項における主務省令は、第一項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第三項、第四条第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第五条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第四

項、第六条第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

第四章 罰則

第十六条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十四年七月二十六日

財政金融委員長 尾立 源幸

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのできる総合的な取引の実現に向けた制度の整備を行うとともに、一定の店頭デリバティブ取引についての電子情報処理組織の利用の義務付け、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直し、課徴金制度の見直し等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、取引の公平性・公正性の確保に留意しつつ、市場インフラの整備及び向上を通じて、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアを中心に、国内外の資金を引き寄せていくための取組を推進すること。

一 東京証券取引所と大阪証券取引所の経営統合に当たっては、我が国取引所の国際金融センターとしてのプレゼンス向上の観点から、上場会社において取締役である独立役員が十分に確保されるよう、国際的に遜色のないコーポレー

トガバナンスの水準を担保する取引所規則等の整備に注力すること。

一 証券・金融、商品の垣根を取り払った総合的な取引所を早期に実現し、利用者利便の向上、取引の活性化、国際競争力の強化を図るため、金融庁、農林水産省、経済産業省が連携して、取引所等の関係者に対し、総合的な取引所創設に向けた取組を促すとともに、口座・税制の一元化等の課題に取り組むこと。

一 A-I-J投資顧問による年金資産運用問題をめぐっては、投資一任業者の違法行為により多額の年金資金が失われたことに鑑み、他に問題となるような事案がないか、検査・監督において迅速かつ適切に対応するとともに、投資一任業者等の違法行為に係る罰則の強化を始め、金融実務を踏まえた実効性ある再発防止策を速やかに策定し、その実現を図ること。

一 今般、証券取引等監視委員会により公募増資に関連したインサイダー取引規制の違反事案が続けて摘発されたことを踏まえ、これらの事案が、我が国市場の透明性、公正性に対する信頼を揺るがすものであることに鑑み、市場の活力や公募増資の実務にも十分留意しつつ、情報漏えい事案に対する規制強化や罰則・課徴金強化を含め、インサイダー取引規制の抜本的見直しを行うこと。

一 金融資本市場を取り巻く環境が大きく変化する中、近時における投資一任業者による違法行為、公募増資インサイダー事案への証券会社及び運用会社の関与なども踏まえ、市場監視機能の強化を図り、その実効性を確保する観点から、情報収集・分析のための体制整備など投資

一任業者、証券会社その他の金融機関に対する検査・監督を強化すること。その際、任期付外部登用の活用等による優秀な人材の確保と職員の専門性の向上に十分努めること。あわせて、インサイダー取引規制や相場操縦規制の実効性の確保に資する市場監視機能の強化に当たっては、金融商品取引所における取引調査機能の一層の充実等にも留意すること。

右決議する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
金融商品取引法等の一部を改正する法律
(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六百六十六条第一項中「譲受け」の下に「合併若しくは分割による承継(合併又は分割により承継させ、又は承継することを含む。以下「合併等」という。)」を加え、同条第六項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 合併、分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け(以下この項及び次条第五項において「合併等」という。)により特定有価証券等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該特定有価証券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い

割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

九 合併等の契約(新設分割にあつては、新設分割計画)の内容の決定についての取締役会の決議が上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該上場会社等の特定有価証券等を承継させ、又は承継するとき。

十 新設分割(他の会社と共同してするものを除く。)により新設分割設立会社(会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。次条第五項第十号において同じ。)に特定有価証券等を承継させる場合

十一 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者である上場会社等が有する当該上場会社等の特定有価証券等を交付し、又は当該特定有価証券等の交付を受ける場合

第六百六十七条第五項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 合併等により株券等を承継し、又は承継させる場合であつて、当該株券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

九 合併等の契約(新設分割にあつては、新設分割計画)の内容の決定についての取締役会の決議が公開買付者等の公開買付け等事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該公開買付け等に係る株券等を承継し、又は承継

させるとき。

十 新設分割(他の会社と共同してするものを除く。)により新設分割設立会社に株券等を承継させる場合

十一 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者であつて公開買付け等に係る上場株券等又は上場株券等の発行者である会社が有する当該会社の株券等の交付を受け、又は当該株券等を交付する場合

第六百七十二条の十第一項中「この条」の下に「第六百七十二条の十一第一項中「この条」の下に「次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者に対する課徴金納付命令)

第六百七十二条の十二 次の各号に掲げる者(次項において「開示書類提出者等」という。)が当該各号に定める書類又は情報(同項において「虚偽開示書類等」という。)を提出し、提供し又は公表した場合において、特定開示行為を行つた者(以下この項において「特定開示者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従ひ、当該特定開示者に対し、当該特定開示行為に関し手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額として内閣府令で定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 発行者 重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類(第六百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類をいう。)、有価証券報告書等若しくは四半期・半期・臨時報告書等、虚偽等のある特定証券等情報又は虚偽等の発行等情報

二 第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付者 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等

2 前項の「特定開示行為」とは、開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出し、提供し若しくは公表することを容易にすべき行為であつて次の各号のいずれかに該当するもの又は開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出し、提供し若しくは公表することを唆す行為をいう。

一 当該虚偽開示書類等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装するための一連の行為を行い、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき当該虚偽開示書類等を作成する者が当該虚偽開示書類等を作成することに関し、助言を行うこと。

二 前号に規定する隠蔽し、又は仮装するための一連の行為の全部又は一部であることを知りながら、当該隠蔽し、又は仮装するための一連の行為(第六百九十三条の二第一項に規定する監査証明を行う行為を除く。)の全部又は一部を行うこと。

第六百七十三条第一項第四号及び第六百七十四条第一項第四号中「(金融商品取引業者等に限

る。」「を削り、「その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)(顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第五項各号に掲げる者を除く。))を「自己以外の者」に改める。

第百七十四条の二第二項第二号二中「(金融商品取引業者等に限る。)」を削り、「その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)(顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第六項各号に掲げる者を除く。))を「自己以外の者」に改める。

第百七十四条の三第一項第二号二中「(金融商品取引業者等に限る。)」を削り、「その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)(顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者)を「自己以外の者」に改める。

第百七十五条第一項第三号中「(金融商品取引業者等に限る。)」を削り、「その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)(顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第十項各号に掲げる者を除く。))を「自己以外の者」に改め、「場合の下に(第九項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。))を加え、同条第二項第三号中「(金融商品取引業者等に限る。))」を削り、「その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)(顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第十一項各号に掲げる者を除く。))」を「自己以外の者」に改める。

第百七十六条第四項中「第百七十二条の十一第一項に規定する発行者」の下に、「第百七十二条の十二第二項に規定する特定関与者」を加える。

第百七十七条の見出しを「(課徴金に関する調

査のための処分)」に改め、同条中「内閣総理大臣は」の下に、「第百七十二条の十二第一項」を加え、同条第一号中「質問し」を「出頭を求め、質問をし」に改める。

第百七十八条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第百七十二条の十二第一項に該当する事実

第百七十八条中第二十七項を第二十八項とし、第二十二項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の一項を加える。

22 第百七十二条の十二第一項に規定する開示書類提出者等が同項に規定する虚偽開示書類等を提出し、提供し又は公表した日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽開示書類等に係る第一項第十一号の二に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十五条の七第一項中「第百七十二条の十一第一項」の下に、「第百七十二条の十二第一項」を加え、同条第十二項中「第百七十八条第一項第十一号に掲げる事実」の下に、「同項第十一号の二に掲げる事実」を加え、同項の表第百七十二条の二第二項に規定する発行者の項、第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項、第百七十二条の十第一項に規定する発行者の項及び第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「又は帳簿書類を」若しくは帳簿書類」に改め、「検査」の下に「又は第百七十七号各号に掲げる処分」を加え、同項の次に次のように加える。

第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第百七十二条の二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)(規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第百七十七号各号に掲げる処分のいずれか	第百七十二条の十二第一項の規定による額
------------------------	--	---------------------

第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第百七十二条の二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)(規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第百七十七号各号に掲げる処分のいずれか	第百七十二条の十二第一項の規定による額
------------------------	--	---------------------

第百八十五条の七第十三項中「さかのぼり」を「遡り」に改め、同項の表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項の次に次のように加える。

第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第百七十二条の十二第二項に規定する特定関与行為が開始された日	第百七十二条の十二第一項又は前項(第百七十八条第一項第十一号の二に掲げる事実があると認められる場合に限る。)
------------------------	--------------------------------	--

第百八十五条の八第一項中「又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に改める。

第百八十五条の十九中「第百八十五条第一項」を「第百七十七号第一号若しくは第百八十五条第一項」に改める。

第百八十五条の三第一号中「違反して」の下に「出頭せず」を、「陳述をせず」の下に「若しくは」を加える。

第二条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の五」を「第四十条の六」に、「第百五十三号の四」を「第百五十三号の五」に改める。

第二条第一項第十九号中「類似の取引」の下に「(金融商品第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。)(又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。))に係るものを除く。))」を加え、同条第八項第一号中「市場デリバティブ取引」の下に「(金融商品第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。)(又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。))に係る市場デリバティブ取引(以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。))を除く。))」を加え、同項第十一号口中「(金融商品)」の下に「(第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に

上場されているものに限る。」を、「金融指標」の下に「(同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。)」を加え、同項第十六号中「受けること」の下に「(商品関連市場デリバティブ取引についての第二号、第三号又は第五号に掲げる行為を行う場合にあつては、これらの行為に關して、顧客から商品(第二十四項第三号の二に掲げるものをいう。以下この号において同じ。))又は寄託された商品に關して発行された証券若しくは証書の預託を受けることを含む。)」を加え、同条第十四項中「行う市場の下に」(商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く。))を加え、同条第十九項中「第百十二条第一項及び第百十三条第一項の下に」若しくは第二項を加え、同条第二十一項第三号口中「前号」の下に又は第四号の二を加え、同項第四号中「第二十四項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 当事者が数量を定めた金融商品第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。以下この号において同じ。について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

第二条第二十一項第五号中「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同条第二十二項第一号中「第二十四項第五号」を「第二十四項第三号の二及び第五号」に、「以下この項」を「第三号及び第六号」に改め、同項第二号中「約定数値」の下に「(第二十四項第三号の二又は第五号に掲げ

る金融商品に係る金融指標の数値を除く。))」を、「現実数値」の下に「(これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。))」を加え、同項第四号中「場合の金融指標」の下に「(第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。))」を加え、同項第五号中「第二十四項第三号」の下に「第三号の二及び第五号」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、「又は金融商品」の下に「(同項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。))」を加え、同条第二十三項中「類似の取引」の下に「(金融商品(次項第三号の二に掲げるものに限る。))又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。))に係るものを除く。))」を加え、同条第二十四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 商品(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に關する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)

第二条第二十四項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、「(昭和二十五年法律第二百三十九号)」を削り、同条第二十五項第一号中「前項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、同項第三号中「商品指数」の下に「であつて、商品以外の物品の価格に基づいて算出されたもの」を加える。

第二十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

第二十八条第二項第三号中「前項第一号」の下に「第一号の二」を加える。

第二十九条の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「第二十八条第一項第一号」の下に「第一号の二」を加える。

第三十三条の二第三号中「行うもの」の下に「及び商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第三章第二節第一款中第四十条の五の次に次の一条を加える。

(のみ行為の禁止)

第四十条の六 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等(商品関連市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この条において同じ。の委託を受けたときは、その委託に係る商品関連市場デリバティブ取引等をしないうで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

第四十二条の五ただし書中「掲げる行為」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第四十三条の二第二項第二号中「及び第七十九条の二十」を「第七十九条の二十及び第七十九条の四十九」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二の二 金融商品取引業者等は、その行う商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為(以下この条、次条及び第七十九

条の二十において「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」という。に係る取引又は第三十五条第一項に規定する業務のうち商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に付随する業務として内閣府令で定めるものに係る取引(第七十九条の二十及び第七十九条の四十九において「対象商品デリバティブ取引関連取引」と総称する。))に關し、第百十九条の規定により顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券その他の顧客から預託を受けた財産又は顧客の計算に属する金銭その他の財産については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

第四十三条の三第一項中「有価証券関連デリバティブ取引等」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加える。

第四十三条の四の見出し中「有価証券を」有価証券等に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為に係る業務に關して、顧客の計算において自己が占有する商品(寄託された商品に關して発行された証券又は証券を含む。以下この項において同じ。))又は顧客から預託を受けた商品を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

第七十九条の二十第一項中「有価証券関連業」の下に「(以下この章において「有価証券関連業」

という。)又は商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務(以下この章において「商品デリバティブ取引関連業務」という。)を、「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引」を加え、同条第二項中「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引」を加え、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「金融商品取引業」を「有価証券関連業」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に關し、一般顧客の計算に属する有価証券若しくは商品(寄託された商品に關して發行された証券又は証券を含む。以下この号において同じ。)又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた有価証券若しくは商品(第二号に掲げるもの、契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券又は商品その他政令で定める有価証券又は商品を除く。)

第七十九条の二十第三項第二号中「金融商品取引業(第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に限る。以下この章において同じ。)」を「有価証券関連業」に、「次号」を「第五号」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に關し、一般顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭(第二号に規定する金銭を除く。)

第七十九条の二十第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 第一百九条の規定により金融商品取引業

者が一般顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産のうち内閣府令・財務省令で定めるもの(商品関連市場デリバティブ取引に關して預託を受けたものに限る。)

第七十九条の二十一「証券取引」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第七十九条の二十七第二項中「金融商品取引業」の下に「(有価証券関連業又は商品デリバティブ取引関連業務に限る。以下この章において同じ。)」を加える。

第七十九条の二十八第一項第一号中「有価証券関連業」の下に「及び商品デリバティブ取引関連業務」を加え、「及び」を「並びに」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十九条の四十九の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の五項を加える。

2 基金は、その顧客資産に係る業務の範囲を、第七十九条の二十第三項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる顧客資産(同号に掲げる顧客資産については、対象有価証券関連取引に關するものとして内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)のみに係る業務に限定する旨を定款で定めることができる。

この場合において、当該基金又はその会員である金融商品取引業者についての第七十九条の二十六第一項、第七十九条の二十八第一項、第三項及び第五項並びに第七十九条の五十三第一項の規定の適用については、第七十九条の二十六第一項中「金融商品取引業者」とあるのは「有価証券関連業を行う金融商品取引業者」と、第七十九条の二十八第一項第一号及び第七十九条の五十三第一項第三号中「有価証券関連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「有価証券関連業

を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、第七十九条の二十八第三項中「他の基金の会員となる場合」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)」のみの会員となる場合」と、同条第五項第二号中「他の基金に会員として加入する手続をとつていること」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)」に会員として加入する手続をとつていること」と、又は既に他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員として加入する手続をとつていること」とする。

3 前項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者であつて商品デリバティブ取引関連業務を併せて行う者(第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者を除く。)

は、同条第一項の規定にかかわらず、当該定款の定めがない他のいずれかの基金にその会員として加入しなければならない。この場合において、当該他の基金(次項の規定による定款の定めがないものに限る。)

は、当該金融商品取引業者に關しては、その顧客資産に係る業務の範囲を前項の顧客資産以外の顧客資産に係る業務に限定をすることができるものとし、かつ、当該限定をした基金又は当該基金の会員である金融商品取引業者についての第七十九条の二十八第一項、第三項及び第五項並びに第七十九条の五十三第一項の規定の適用については、第七十九条の二十八第一項第一号及び第七十九条の五十三第一項第三号中「有価証券関連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、第七十九条の二十八第三項中「他の基金の会員となる場合」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)」のみの会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)」のみの会員となる場合」と、同条第五項第二号中「他の基金に会員として加入する手続をとつていること」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)」に会員として加入する手続をとつていること」と、又は既に他の基金(同項及び同条第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)」の会員として加入する手続をとつていること」とする。

証券関連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、第七十九条の二十八第三項中「他の基金の会員となる場合」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)」のみの会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)」のみの会員となる場合」と、同条第五項第二号中「他の基金に会員として加入する手続をとつていること」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)」に会員として加入する手続をとつていること」と、又は既に他の基金(同項及び同条第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)」の会員として加入する手続をとつていること」とする。

4 基金は、その顧客資産に係る業務の範囲を、第七十九条の二十第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる顧客資産(同号に掲げる顧客資産については、対象商品デリバティブ取引関連取引に關するものとして内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)

のみに係る業務に限定する旨を定款で定めることができる。この場合において、当該基金又はその会員である金融商品取引業者についての第七十九条の二十六第一項、第七十九条の二十八第一項、第三項及び第五項並びに第七十九条の五十三第一項の規定の適用については、第七十九条の二十六第一項中「金融商品取引業者」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行う金融商品取引業者」と、第七十九条の二十八第一項第一号及び第七十九条

の五十三第一項第三号中「有価証券関連業務及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一條第四項の変更登録並びに」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一條第四項の変更登録及び」と、第七十九條の二十八第三項中「他の基金の会員となる場合」とあるのは「他の基金(第七十九條の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)のみに加入する手続をとつていること」とあるのは「他の基金(第七十九條の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)に会員として加入する手続をとつていること」と、又は既に他の基金(同項及び同条第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員であること」とする。

5 前項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者であつて有価証券関連業務を併せて行う者(第七十九條の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者を除く。)は、同条第一項の規定にかかわらず、当該定款の定めがない他のいずれかの基金にその会員として加入しなければならぬ。この場合において、当該他の基金(第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)は、当該金融商品取引業者に関して、その顧客資産に係る業務の範囲を前項の顧客資産以外の顧客資産に係る業務に限定をすることができるとし、かつ、当該限定をした基金又は当該基金の会員である金融商品取引業者についての第七十九條の二十八第

一項、第三項及び第五項並びに第七十九條の五十三第一項の規定の適用については、第七十九條の二十八第一項第一号及び第七十九條の五十三第一項第三号中「有価証券関連業務及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一條第四項の変更登録並びに」とあるのは「有価証券関連業務を行わない旨の第三十一條第四項の変更登録及び」と、第七十九條の二十八第三項中「他の基金の会員となる場合」とあるのは「他の基金(第七十九條の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)のみに加入する手続をとつていること」とあるのは「他の基金(第七十九條の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)に会員として加入する手続をとつていること」と、又は既に他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員であること」とする。

6 第七十九條の二十七第二項及び第三項の規定は、第二項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者又は第四項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者であつて、第三十一條第四項の変更登録を受けて商品デリバティブ取引関連業務又は有価証券関連業務を行う者(第七十九條の二十七第二項に規定する政令で定める者を除く。)について準用する。この場合において、第七十九條の二十七第二項中「いずれかの基金」とあるのは、「当該定款の定めがない他のいずれかの基

金」と読み替へるものとする。
第七十九條の五十三第一項第二号中「有価証券関連業務を行わない旨の第三十一條第四項の変更登録及び」を削り、同項第三号中「廃止(下)の「有価証券関連業務及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一條第四項の変更登録並びに」を加え、「すべて」を「全て」に改める。
第七十九條の六十一中「受けて、」を「受けて行う」に改め、「ための業務」の下に「として内閣府令・財務省令で定める業務」を加える。
第七十九條の六十三中「第七十九條の四十九各号」を「第七十九條の四十九第一項各号」に改める。

第七十九條の七十二中「第七十九條の四十九第一号」を「第七十九條の四十九第一項第一号」に改める。
第一百二十五條第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第九十五條中」の下に「次に掲げる事由」とあるのは「次に掲げる事由(第百五十一條に規定する商品取引参加者にあつては、第一号に掲げる事由を除く。)」と、「を」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、会員金融商品取引所は、定款の定めるところにより、当該会員金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることができる。この場合において、個人、第二十九條の四第一項第一号若しくは口に該当する者又はその役員のうち同項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある法人に対しては、取引資格を与えてはならない。
第百十三條第二項中「前項」を「前二項」に改

め、「第九十五條中」の下に「次に掲げる事由」とあるのは「次に掲げる事由(第百五十一條に規定する商品取引参加者にあつては、第一号に掲げる事由を除く。)」と、「を」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、株式会社金融商品取引所は、業務規程の定めるところにより、当該株式会社金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることができる。この場合において、個人、第二十九條の四第一項第一号若しくは口に該当する者又はその役員のうち同項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある法人に対しては、取引資格を与えてはならない。
第百十七條に次の一項を加える。

2 金融商品取引所は、商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設する場合にあつては、その業務規程において、その開設する取引所金融商品市場ごとに、前項各号に掲げる事項のほか、当該取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引の種類ごとに、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品等に関する細則を定めなければならない。
第百十七條の二第二項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第百三十一條に次の一項を加える。
2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた事項のうち、商品関連市場デリバティブ取引に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣府令で定めるところにより、第百九十四條の六の二に規定する商品市

場所管大臣に通知するものとする。

第四百四十二条中第八項を第十項とし、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第四百四十二条第一項の認可に係る合併が株式会社商品取引所を一部の当事者とする合併で、当該合併により株式会社商品取引所が消滅する場合にあつては、当該合併により消滅した株式会社商品取引所の開設していた商品市場(商品先物取引法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下この項において同じ。)において成立した取引(同法第二条第三項に規定する先物取引に該当するものであつて、商品又は同条第二項に規定する商品指数(商品以外の物品の価格に基づいて算出されたものを除く。)に係るものに限る。)であつて決済を結了していないものは、合併後金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した市場デリバティブ取引とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該商品市場において当該市場デリバティブ取引とみなされた取引を行った商品先物取引業者(商品先物取引法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者をいう。第二百二条第二項第三号において同じ。)は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、合併後金融商品取引所の取引参加者である金融商品取引業者とみなす。

第五百四十二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第四百四十二条第一項の認可に係る合併が株式会社商品取引所(商品先物取引法第二条第六項に規定する株式会社商品取引所をいう。以下この条において同じ。)を一部の当事者とする

る合併で、当該合併により株式会社金融商品取引所が設立される場合にあつては、当該株式会社金融商品取引所は、その成立の日に、当該合併により消滅する株式会社金融商品取引所の権利義務(当該株式会社金融商品取引所が行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五百四十一条中「その子会社」の下に、「その商品取引参加者(第四百四十二条第二項又は第四百四十二条第二項の規定により取引資格を与えられた者をいう。以下同じ。)」を加え、「若しくは当該子会社の業務」を、「当該子会社若しくは当該商品取引参加者の業務(当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。)」に改め、「当該子会社」の下に、「当該商品取引参加者を、」受けた者の業務」の下に(「当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。)」を加える。

第五章第五節中第四百五十三条の四の次に次の一条を加える。

(商品取引参加者に関する監督上の処分)

第五百五十三条の五 内閣総理大臣は、商品取引参加者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、金融商品取引所に對し、当該商品取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨を命じ、又は六月以内の期間を定めて当該商品取引参加者の商品関連市場デリバティブ取引を停止若しくは制限すべき旨を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第四百五十九条第一項第二号中「第四号及び

第五号」を「及び第四号から第五号まで」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 自己のする売付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限り、有価証券及び商品以外の金融商品にあつては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引による売付けに限る。))と同時期に、それと同価格において、他人が当該金融商品を買付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(同条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))により買付け(商品に限り、有価証券及び商品以外の金融商品にあつては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引により買付け(商品に限る。))をあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五 自己のする買付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限り、有価証券及び商品以外の金融商品にあつては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引による買付けに限る。))と同時期に、それと同価格において、他人が当該金融商品を売付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(同条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))により売付け(商品に限り、有価証券及び商品以外の金融商品にあつては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引により売付け(商品に限る。))をあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

第四百五十九条第一項第八号中「及び第五号」を「から第五号まで」に改める。

第六百六十一条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、商品取引参加者が自己の計算において行う商品関連市場デリバティブ取引を制限し、又はその行う過当な数量の取引であつて取引所金融商品市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第七百七十三条第二項中「有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。」、同項第二号に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限る。」、同項第二号に改め、同条第六項中「有価証券を有しないで当該有価証券の売付け」を「有価証券又は商品を有しないで当該有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に、「第二条第二十一項第二号」を「同条第二十一項第二号」に、「有価証券」を「有価証券又は商品」に改め、同条第七項中「係る有価証券」の下に「又は商品」を加える。

第七百七十四条第二項中「有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。」、同項第二号に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限る。)」に改め、同条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。

第一百七十四条の二第二項中「有価証券の売付

け、第二条第二十一項第二号を「有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。」、同項第二号に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号を「有価証券又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。」、同項第二号に改め、同条第七項中「有価証券を有しないで当該有価証券の売付け」を「有価証券又は商品を有しないで当該有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二

第二十一項第一号に掲げる取引に限る。による売付けに限る。に、「第二条第二十一項第二号」を「同条第二十一項第二号」に、「有価証券」を「有価証券又は商品」に改め、同条第八項中有価証券を「有価証券又は商品」に、「有価証券」を「有価証券又は商品」に改める。

第百十四条の三第二項中「有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」、同項第二

第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品

の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）、同項第二号に

改め、同条第五項中「有価証券を有しないで当該有価証券の売付け」を「有価証券若しくは商品若しくは当該有価証券若しくは商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。））」に

よる売付けに限る。」に改め、「係る有価証券」の下に「若しくは商品」を加え、「第二条第二十一項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第六

項中「有価証券」の下に「若しくは商品」を加え、同条第八項中「有価証券を有しないで当該有価

証券の売付け」を「有価証券若しくは商品を有しないで当該有価証券若しくは商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二十一条第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）に改め、「係る有価証券」の下に「若しくは商品を加え、「第一条第二十一項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第九項中「所有している有価証券」及び「準ずる有価証券」の下に「若しくは商品」を加える。

第百九十四条の六の二中「内閣総理大臣は」の

下に、「金融商品取引業者等、取引所取引許可業者」を加え、「商品先物取引法第三百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。」を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第六十条の八第一項の規定による命

令(第百六十一条第二項において準用する同条第一項の規定による内閣府令であつて商品関連市場デリバティブ取引に関する事項を定めたものに違反したことを理由とするものに限る。)

第百九十四条の六の二に次の一号を加える。

七 第百五十三条の五の規定による命令（商

品取引参加者が第百六十一条第三項の規定による内閣府令に違反したことを理由とするものに限る。）

第百九十四条の六の二を第百九十四条の六の三とし、第百九十四条の六の次の一条を加える。

(商品市場所管大臣への協議等)

第四百九十四条の六の二 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をするときは、あらかじめ、商品市場所管大臣（商品先物取引法第三百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。ただし、第二号八からホまで、第四号ロ又は第五号ロに掲げるものについては、公益又は投資者保護のために急を要するときは、あらかじめ、必要な措置の概要を、商品市場所管大臣に通知すれば足りる。

第八十条第一項の規定による免許（商品

関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設しようとする者に対するものに限る。）

二 金融商品取引所に対する次のイからへま
でに掲げる処分

イ 第二百二十七条第一項の規定による命令（商品又は金融指標（商品の価格又はこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものに限る。）

規程の変更の認可(第百十七條第一項第

五号（商品・関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。）若しくは第八号（商品・関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに係るものに限る。）に掲げる事項又は同条第二項に規定する細則に関する事項に係るものに限る。）

八百五十二条第一項第一号の規定によ

る命令(商品関連市場デリバティブ取引に
関し、定款その他の規則に定める必要
な措置(取引証拠金に関する事項その他
政令で定める事項に係るものに限る。)を
命ずるものに限る。)

二 第一百五十二条第一項第二号の規定によ

る命令（商品関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。）

水 第五百五十三条の規定による命令・商品
関連市場デリバティブ取引に係る取引証
拠金に関する事項についての業務規程の
変更命令その他政令で定めるものに限
る。）

へ 第一百五十六条の十九第一項の規定によ

る承認（商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行おうとする者に対するものに限る。）

三、 第三百五十六條の二の規定による免許（商品関連市場「デリバティブ取引」について金融商品債務引受業を行う者に対するものに限る。）

四 金融商品取引清算機関（商品取引債務引

受業等を行うものを除く。)に対する次のイ及びロに掲げる処分

イ 第百五十六条の十二の規定による業務方法書の変更の認可(第百五十六条の七

第二項第四号に掲げる事項のうち商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項に係るものに限る。」

口 第五十六条の十六の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令に限る。）

五 金融商品取引清算機関（商品取引債務引受業務を行うものに限る。）に対する次のイ及びロに掲げる処分

イ 第五十六条の十二の規定による業務方法書の変更の認可（商品関連市場デリバティブ取引に関する事項に係るものに限る。）

ロ 第五十六条の十六の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令に限る。）

第百九十七条第一項第五号中「違反した者の下に（当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）」を加え、同条第二項中「行つた者」の下に（当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）を加える。

第百九十七条の二第十三号を次のように改める。

十三 第百五十七条、第百五十八條若しくは第百五十九條の規定に違反した者当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合に限り、又は第百六十六條第一項若しくは第三項若しくは第百六十七條第一項若しくは第三項の規定に違反した者

第百九十八条の五第一号中「第二項」の下に「第四十三条の二」を加え、同条第二号の

二中「又は第五十七條の二十一第二項」を「第五十七條の二十一第二項又は第百五十三條の五」に改める。

第百九十九條中「商品取引所持株式会社の子会社」の下に「商品取引参加者」を加える。

第二百条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 第四十條の六の規定に違反した者

第二百二條第二項に次の一号を加える。

三 商品先物取引業者又は商品先物取引法第三百四十九條第一項の届出をした者が一方の当事者となる取引

第二百五條第十八号中「含む」の下に「又は第三項」を加える。

第二百五條の二の三第二号中「第四十三條の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二百七條第一項第五号中「第十二号の三」の下に「第十五号の二」を加え、同項第六号中「第二百条第十二号の三」の下に「第十五号の二」を加える。

第二百八條第十一号中「第百三十一條」を「第百三十一條第一項」に改め、同条第十五号中「第七十九條の四十九」を「第七十九條の四十九第一項」に改める。

第三条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十條の六」を「第四十條の七」に、「第四款 外国において投資助言業務又は投資

第五款 情報収集のための施設の設置（第六十運用業を行う者（第六十一條）を「第四款 電子

店頭デリバティブ取引等業務の許可（第六十條において投資助言業務又は投資運用業を行う者収集のための施設の設置（第六十一條）の十四」に改める。

（第六十一條）に改める。

第二十九條の四第一項第一号イ中「許可を取り消され」の下に「第六十條の十四第二項において準用する第六十條の八第一項の規定により第六十條の十四第一項の許可を取り消され」を加え、同項第二号二中「許可を取り消された」とがある場合の下に「第六十條の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が同項において準用する第六十條の八第一項の規定により第六十條の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合」を加え、同号ホ中「第六十條第一項」の下に「若しくは第六十條の十四第一項」を加え、同号ヘ中「第六十條の八第二項」の下に「（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三章第二節第一款中第四十條の六の次に次の一条を加える。

（店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）

第四十條の七 金融商品取引業者等（店頭デリバティブ取引を業として行う者に限る。）は、特定店頭デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引のうち、取引高その他の取引の状況に照らして、取引の公正の確保のためその概要に関する情報の迅速な開示が必要であると認められる取引として内閣府令で定めるものをいう。次項、第五十八條の二及び第六十條の十四第一項において同じ。）を行う場合には、当該金融商品取引業者等がその店頭デリバティブ取引の業務の用に供する電子情報処理組織又は他の金融商品取引業者等（店頭デリバティブ取引等を業として行う者に限る。）若しくは同条第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組

織を使用して行わなければならない。
2 前項の規定により電子情報処理組織を使用しに供した者は、当該電子情報処理組織を使用して行われた特定店頭デリバティブ取引について、内閣府令で定めるところにより、その価格、数量その他取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表しなければならない。

第五十八條の二ただし書中「する場合」の下に（当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行う場合を除く。）を加える。

第六十條の三第一項第一号ト中「第六十條の八」を「第六十條の八第一項」に改め、「許可を取り消され」の下に「第六十條の十四第二項において準用する第六十條の八第一項の規定により第六十條の十四第一項の許可を取り消され」を加える。

第三章第五節中第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款 電子店頭デリバティブ取引等業務の許可

第六十條の十四 外国の法令に準拠し、外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者であつて、金融商品取引業者又は金融機関（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。）のいづれにも該当しないものは、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、第二十九條及び第五十八條の二の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その店頭デリバティブ取引

項において準用する場合を含む。」を加える。

第百九十条第一項中「第六十条の十二第三項の下に」「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」及び第六十条の十四第二項を加える。

第百九十四条の三中「取引所取引許可業者」の

第六十条第二項から第四項まで、第六十条の二（第一項第六号及び第九号を除く。）及び第六十条の三（第一項第一号二及び第三号を除く。）の規定は前項の許可について、第四十条の七第二項及び第六十条の四から前条までの規定は前項の許可を受けた者（以下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。）の

第百九十四条の三中「取引所取引許可業者」の下に「電子店頭デリバティブ取引等許可業者を加え、同条第四号中「第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「取消し」の下に「又は第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第二項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消し」を加える。

電子店頭デリバティブ取引等業務についてそれぞれ準用する。この場合において、第四十条の七第二項中「前項の規定により電子情報処理組織を使用に供した者は、当該」とあるのは、「第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、その店頭デリバティブ取引の業務の用に供する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十四条の四第一項第七号中「第六十条第一項」の下に「又は第六十条の第十四第一項」を加え、同項第八号中「第六十条の八第一項」の下に「第六十条の第十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第九号中「又は第六十条の九」を「若しくは第六十条の九第一項」に改め、「取消し」の下に「又は第六十条の第十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定による第六十条の

第六十五条の六中「取引所取引許可業者」の下に、「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、「第五十九条第一項の許可を受けた外国証券業者の」を「同項の許可を受けた外国証券業者の」に改める。

十四第一項の許可の取消し」を加え、同条第二項第二号中「第六十条の七」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百九十四条の五第一項中「金融破綻処理制

第百五十五条の第三項第三号中「許可を取り消され」の下に「第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条の十四第六項の許可を取り消され」を加える。

度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条第二項中金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、「取引所取引許可業者」の下に「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加える。

第百五十六条の二十の四第二項第三号及び第百五十六条の二十の十八第二項第三号中「第六十条の八第一項」の下に「(第六十条の十四第二

の十一」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「第六十条の十二第三項」の下に「(第六十条の

十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項を加える。

第百九十八条第一号中「若しくは第六十条第一項」を、「第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項」に改め、同条第三号中「又は第六十条第一項」を、「第六十条第一項又は第六十条の十四第一項」に改め、同条第三号の二中「第六十条の十三」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第六十条第一項」を、「第六十条第一項又は第六十条の十四第一項」に改める。

第九十八條の五中「取引所取引許可業者」の下に「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第二号中第六十條の八第一項の下に「第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第百九十八条の六第一号中「第六十条の二第二項若しくは第三項」の下に「これらの規定を第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第六十条の六」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第四十六条の三第一項第六十条の六」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」以下この号において同じ。」を加え、同条第五

号中「第四十六条の三第二項(第六十条の六)の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同条第八号中「第六十条の七」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同条第十号及び第十一号中「第六十条の十一」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十二号及び第十三号中「第六十条の十二第三項」の下に「(第六十条の十四第二項において準用す

る場合を含む。」を加える。

第二百一条中「取引所取引許可業者」の下に「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第二号中「第六十条第二項」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百五条の二の三第一号中「第六十条の五」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第六十条の六」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百八条中「若しくは取引所取引許可業者」を、「取引所取引許可業者若しくは電子店頭デリバティブ取引等許可業者」に改め、同条第五号中「第四項、第六十条の八第二項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第四十条の七第二項第六十条の十
四第二項において準用する場合を含む。）の
規定による公表を怠り、又は虚偽の公表を
したとき。

第二百九条第七号中「第六十条の四第二項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

（商品先物取引法の一部改正）

第四条 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四項中「及び外国商品市場」を「外国商品市場及び取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に改める。

第三条第一項ただし書中「昭和二十三年法律第二十五号」を削る。

第三条の二第一項ただし書中「(金融商品取引法第二十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)」を削る。

第三百五十四条の二の見出しを「(内閣総理大臣との関係)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、金融商品取引法第二十八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪影響を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、同法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)
第五条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項第二号を次のように改める。

二 第一項に規定する金融商品の販売が金融商品取引法第二十八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があったとき。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四第十三項及び第十八条の規定公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内に

において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七條、第九條から第十四条まで及び第十六條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(課徴金に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引法(以下この条において「新金融商品取引法」という。)第七十二条の十二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に開始する新金融商品取引法第七十二条の十二第一項に規定する特定関与行為について適用する。

2 新金融商品取引法第七十三条から第七十四条の三までの規定は、第二号施行日以後に開始する新金融商品取引法第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項又は第七十四条の三第一項に規定する違反行為について適用し、第二号施行日前に開始した第一条の規定による改正前の金融商品取引法(次項において「旧金融商品取引法」という。)第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項又は第七十四条の三第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第七十五条の規定は、第二号施行日以後に行われる新金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用し、第二号施行日前に行われた旧金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は旧金融商品取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る

買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等については、なお従前の例による。

(金融商品取引業者に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の商品先物取引法(次条において「旧商品先物取引法」という。)第九十条の許可を受けている者が、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)から起算して六年を経過する日の属する年の翌年の四月一日までの間に第二条の規定による改正後の金融商品取引法(以下この条及び次条において「新金融商品取引法」という。)第二十九条の登録又は新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録(新金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者のうち同項第一号の二及び第五号に掲げる行為に係る業務のみを行うためのものに限る。)を受けた場合には、新金融商品取引法第四十六条の規定は、同日から適用するものと

し、同日前に開始する事業年度における新金融商品取引法第四十六条の三第一項の規定の適用については、同項中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「毎事業年度経過後三月以内」とあるのは「当該期間経過後三月以内」とし、新金融商品取引法第四十六条の四の規定の適用については、同条中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「毎事業年度経過後」とあるのは「当該期間経過後」とする。

(委託者保護基金に関する経過措置)

第四条 旧商品先物取引法第二百七十条に規定する委託者保護基金であつてこの法律の施行の際現に存するもの(以下この条において「委託者保護基金」という。)は、当分の間、第四条の規定による改正後の商品先物取引法(以下この条に

において「新商品先物取引法」という。)第三百各号に掲げる業務のほか、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、この法律の施行の際現にその会員である商品先物取引業者(旧商品先物取引法第二十三項に規定する商品先物取引業者をいい、同条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後に商品デリバティブ取引関連業務(新金融商品取引法第七十九条の二十第一項に規定する商品デリバティブ取引関連業務をいう。)を行うことにつき新金融商品取引法第二十九条の登録又は新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けたもののうち、新金融商品取引法第七十九条の四十九第四項の顧客資産についてこの項の適用を受ける旨を当該委託者保護基金に申し出た会員(以下この条において「特定会員」という。)に係る当該顧客資産に関して次に掲げる業務(以下この条において「特定業務」という。)を行うことができる。この場合において

は、特定業務を行う委託者保護基金(以下この条において「特定委託者保護基金」という。)を新金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金(以下この項において「投資者保護基金」という。)であつて新金融商品取引法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものと、特定委託者保護基金の特定会員とみなして、同条第五項、新金融商品取引法第七十九条の五十二から第七十九条の六十一まで並びに附則第十三条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。第六号において「新更生特例法」という。)第二条第四項、第四章第五

節、第五章第三節及び第六章第三節の規定を適用する。

一 新金融商品取引法第七十九条の五十六第一項の規定による新金融商品取引法第七十九条の二十第一項に規定する一般顧客に対する支払

二 新金融商品取引法第七十九条の五十九第一項の規定による資金の貸付け

三 新金融商品取引法第七十九条の六十第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

四 新金融商品取引法第七十九条の六十一に規定する顧客資産の迅速な返還に資するための業務

五 負担金(新商品先物取引法第二百七十七条第四項及び第三百十四条第一項に規定する負担金をいう。)の徴収及び管理

六 新更生特例法第四章第五節、第五章第三節及び第六章第三節の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の認可については、新金融商品取引法第七十九条の三十及び第七十九条の三十一(第一項第六号を除く。)の規定を準用する。この場合において、新金融商品取引法第七十九条の三十一(第一項「発起人」とあるのは「特定業務(金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号。以下この条において「改正法」という。))附則第四条第一項に規定する特定業務をいう。以下この条及び次条において同じ。))を行うとする委託者保護基金(改正法附則第四条第一項に規定する委託者保護基金をいう。次条において同じ。))と、「創立総会の終了後とあるのは「特定業務を行うための業務規程の変更を行う総会の決議後」と、「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣及び経

済産業大臣」と、同項第三号中「(会員」とあるのは「特定会員(改正法附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。))にならうとする者」と、同条第二項中「内閣府令・財務省令」とあるのは「農林水産省令・経済産業省令」と、新金融商品取引法第七十九条の三十一第一項中「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣及び経済産業大臣」と、同項第一号中「設立の手續並びに定款及び業務規程」とあるのは「定款・特定業務に関する部分に限る。次号において同じ。))及び業務規程(特定業務に関する部分に限る。次号において同じ。))と、同項第四号中「基金」とあるのは「委託者保護基金」と、「業務を」とあるのは「特定業務を併せて」と、同項第五号中「業務」とあるのは「特定業務」と、同条第二項から第四項までの規定中「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣及び経済産業大臣」と読み替えるものとする。

3 新金融商品取引法第七十九条の二十七第一項の規定は、特定会員については、当該特定会員が有価証券関連業(新金融商品取引法第七十九条の二十第一項に規定する有価証券関連業をいう。以下この条において同じ。))を行う金融商品取引業者(新金融商品取引法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者を除く。)である場合を除き、適用しない。

4 新金融商品取引法第七十九条の二十七第二項及び第三項の規定は特定会員であつて新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けて有価証券関連業を行うとする者(新金融商品取引法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者を除く。))について、新金融商品取引法第七十九条の二十七第四項の規定は特定委託者保護基金の会員が特定会員となつた場合について、それぞれ準用する。

5 特定会員については、新金融商品取引法第七十九条の二十八(第一項から第三項まで及び第七項各号列記以外の部分に限る。))の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「基金を脱退する」とあるのは「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第四条第一項に規定する特定委託者保護基金(以下この条において「特定委託者保護基金」という。))の同項に規定する特定会員(以下この条において「特定会員」という。))でなくなるものとする」と、同項第一号中「有価証券関連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、同条第二項中「基金を脱退した」とあるのは「特定委託者保護基金の特定会員でなくなつた」と、「基金の会員」とあるのは「特定委託者保護基金の特定会員」と、同条第三項中「事由による」とあるのは「事由による場合、その所属する特定委託者保護基金を脱退する」と、「他の基金の会員」とあるのは「基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。))の会員となる場合若しくはその所属する基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。))において当該金融商品取引業者に係る同条第四項の顧客資産に係る業務を行うこと」と、「その所属する基金を脱退する」とあるのは「特定委託者保護基金の特定会員でなくなる」と、同条第五項各号列記以外の部分中「次に掲げる要件を満たしている」とあるのは「当該金融商品取引業者が、基金第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。))に会員として加入する手続をとつている場合又は既に基金(同条第二項

及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。))の会員である」と読み替えるものとする。

6 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法の規定の適用については、新商品先物取引法第二百七十七条第一項第一号中「取消し」とあるのは「取消し(特定会員(金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。以下この条において同じ。))については、当該許可の取消し及び特定会員でなくなること(同法附則第四条第五項において読み替えて準用する金融商品取引法第七十九条の二十八第三項の規定により特定会員でなくなること)をいう。以下この条において同じ。))と、同項第二号中「失効」とあるのは「失効(特定会員については、当該許可の失効及び特定会員でなくなること)」と、同条第二項第二号中「場合」とあるのは「場合(特定会員については、当該届出をし、かつ、特定会員でなくなる場合)」と、同条第四項中「当該商品先物取引業者」とあるのは「当該商品先物取引業者が当該特定委託者保護基金を脱退するまでに当該特定委託者保護基金が受けた金融商品取引法第七十九条の五十三第一項又は第三項から第五項までの規定による通知に係る金融商品取引業者及び当該商品先物取引業者」と、「第三百八条第一項」とあるのは「第三百八条第一項並びに同法第七十九条の五十六第一項及び第七十九条の五十九第一項」と、新商品先物取引法第三百二十七条第一項中「他の委託者保護基金」とあるのは「他の委託者保護基金又は金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金(同法第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。))とする。

7 新金融商品取引法第七十九条の四十九第三項の規定は、特定会員については、適用しない。 8 農林水産大臣及び経済産業大臣は、特定委託者保護基金が、その特定業務に関して、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該特定委託者保護基金の定款若しくは業務規程に違反した場合又は業務若しくは財産の状況によりその特定業務の継続が困難であると認める場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その第一項の認可を取り消すことができる。この場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。	立の認可の取消し 七 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十五条第二項の規定による解散の認可 八 特定会員である金融商品取引業者についての新商品先物取引法第二百七十七条第二項第三号の規定による他の委託者保護基金の会員となることの承認 10 農林水産大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に通知しなければならない。 一 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十三条第三項の規定による届出を受けたとき。 二 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十六条第二項の規定により役員を選任又は解任の認可をしたとき。 三 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十六条第五項の規定により役員を選任を命じたとき。 四 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十九条の規定により仮理事又は仮監事を選任したとき。 五 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新商品先物取引法第三百三条第二項の規定による報告を受けたとき。 六 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新商品先物取引法第三百三条第三項の規定による通知をしたとき。 七 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新商品先物取引法第三百八条第二項に規定する適格性の認定を行つたとき。	八 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第三百七条の規定による予算及び資金計画の提出を受けたとき。 九 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第三百八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表等の承認をしたとき。 十 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第三百二十二条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を命じ、又は立入検査を行つたとき。 十一 前項各号に掲げる処分を行つたとき。 11 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を農林水産大臣及び経済産業大臣に通知しなければならない。 一 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新金融商品取引法第七十九条の五十三第二項の規定による報告を受けたとき。 二 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新金融商品取引法第七十九条の五十三第三項から第五項までの規定による通知をしたとき。 三 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新金融商品取引法第七十九条の五十九第二項に規定する適格性の認定を行つたとき。 12 内閣総理大臣及び財務大臣は、必要があると認めるときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に対し、次に掲げる事項を行うことを求めることができる。 一 特定委託者保護基金の特定業務に関する必要な資料の提出及び説明 二 特定委託者保護基金についての新商品先物	取引法第三百二十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査 三 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十三条の規定による命令 四 第八項の規定による第一項の認可の取消し 13 特定業務を行おうとする委託者保護基金は、施行日前においても、特定業務を行うための定款及び業務規程の変更、第一項の認可の申請、特定会員となろうとする者による同項の申出の受理その他特定業務を行うために必要な行為をすることができる。 (金融庁長官への権限の委任) 第五条 内閣総理大臣は、前条の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の一部改正) 第六条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の五」を「第四十条の六」に改める。 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第二条の二 二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十一条の二、第四、第十一条の十の三及び第九十二条の五 三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第二項 四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の九、第十五条の七及び第二百一十一條の五 五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の七の五第二項 六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五
---	--	---	---

七 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条 第七条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の六」を「第四十条の七」に改める。 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二 二 農業協同組合法第十一条の二の四、第十一条の十の三及び第九十二条の五 三 消費生活協同組合法第十二条の三第二項 四 水産業協同組合法第十一条の九、第十五条の七及び第二百一十一条の五 五 中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項 六 農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五 七 株式会社商工組合中央金庫法第二十九条(協同組合による金融事業に関する法律等の一部改正) 第八条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の五」を「第四十条の六」に改め、「告知義務」の下に「のみ行為の禁止」を加える。 一 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の二 二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二 三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条の二 四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十四号)									七 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条 第七条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の六」を「第四十条の七」に改める。 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二 二 農業協同組合法第十一条の二の四、第十一条の十の三及び第九十二条の五 三 消費生活協同組合法第十二条の三第二項 四 水産業協同組合法第十一条の九、第十五条の七及び第二百一十一条の五 五 中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項 六 農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五 七 株式会社商工組合中央金庫法第二十九条(協同組合による金融事業に関する法律等の一部改正) 第八条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の五」を「第四十条の六」に改め、「告知義務」の下に「のみ行為の禁止」を加える。 一 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の二 二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二 三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条の二 四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十四号)
(六) 金融商品取引法第六十条の十四第一項(電子店頭デリバティブ取引等業務の許可)の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可									七号)第九十四条の二 五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二 六 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百条の二 七 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二十四条の二 第九条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の六」を「第四十条の七」に改め、「のみ行為の禁止」の下に「店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等」を加える。 一 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二 二 信用金庫法第八十九条の二 三 長期信用銀行法第十七条の二 四 労働金庫法第九十四条の二 五 銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二 六 保険業法第三百条の二 七 信託業法第二十四条の二 第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第四十一号中「若しくは取引所取引業務」を、「取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務」に改め、同号(イ)を同号(ロ)とし、同号(ロ)から(九)までを同号(ハ)から(イ)までとし、同号(ロ)の次に次のように加える。
									(住民基本台帳法の一部改正) 第十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 別表第一の三の項中「若しくは第六十条第一項」を、「第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項」に改め、「第六十条の五第一項」の下に「(同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。 (商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正) 第十二条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項第二号中「約する取引」の下に「(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引(同項第三号イに係る部分に限る。))に掲げるものに限る。」を除く。」を加える。 第六条第二項第三号中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。 (金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正) 第十三条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。 第二条第八項中「対象有価証券関連取引をいう。」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引(同法第四十三条の二の二に規定する対象商品デリバティブ取引関連取引をいう。)」を加える。 (株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正) 第十四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 附則第三十五条第一項中「第七十九条の四十九各号」を「第七十九条の四十九第一項各号」に改める。 (株式会社日本政策投資銀行法の一部改正) 第十五条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項の表第二項第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八号、第六十六号及び第二百二条第二項各号の項中「及び第二百二条第二項各号」を「並びに第二百二条第二項第一号及び第二百二条に改める。」 第十六条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。 第四条第一項の表第二項第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八号、第六十六号並びに第二百二条第二項第一号及び第二号の項中「第五十八号」を加える。 (罰則の適用に関する経過措置) 第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。) (政令への委任) 第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に
									るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 附則第三十五条第一項中「第七十九条の四十九各号」を「第七十九条の四十九第一項各号」に改める。 (株式会社日本政策投資銀行法の一部改正) 第十五条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項の表第二項第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八号、第六十六号及び第二百二条第二項各号の項中「及び第二百二条第二項各号」を「並びに第二百二条第二項第一号及び第二百二条に改める。」 第十六条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。 第四条第一項の表第二項第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八号、第六十六号並びに第二百二条第二項第一号及び第二号の項中「第五十八号」を加える。 (罰則の適用に関する経過措置) 第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。) (政令への委任) 第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に

定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一 裁判所法の一部を改正する法律案（第百七十九回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付）

賛成者氏名

二二三名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大河原雅子君
大久保 勉君 大久保潔重君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 岡崎トミ子君
加賀谷 健君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君

小見山幸治君 奥石 東君
今野 東君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榎葉賀津也君 鈴木 寛君
田城 郁君 田中 直紀君
高橋 千秋君 武内 則男君
谷 博之君 玉置 一弥君
ゾルチ マルティ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 徳永 エリ君
徳永 久志君 轟木 利治君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
中谷 智司君 長浜 博行君
難波 獎二君 西村まさみ君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 平野 達男君
広田 一君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松浦 大悟君 松野 信夫君
水戸 将史君 水岡 俊一君
室井 邦彦君 安井美沙子君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山根 隆治君 吉川 沙織君
蓮 舩君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤石 清美君
有村 治子君 石井 準一君
石井 浩郎君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君

衛藤 晟一君 大家 敏志君
大江 康弘君 岡田 直樹君
岡田 広君 加治屋義人君
片山さつき君 片山虎之助君
金子原二郎君 川口 順子君
岸 宏一君 岸 信夫君
北川イツセイ君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 山東 昭子君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 中村 博彦君
中山 恭子君 二之湯 智君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 長谷川 岳君
林 芳正君 福岡 資鷹君
藤井 孝男君 藤川 政人君
古川 俊治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松村 龍二君 松山 政司君
三原じゅん子君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
森 まさこ君 山崎 力君
山崎 正昭君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
義家 弘介君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
秋野 公造君 荒木 清寛君

反対者氏名

石川 博崇君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 草川 昭三君
木庭健太郎君 白浜 一良君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 西田 実仁君
浜田 昌良君 松 あきら君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
渡辺 孝男君 佐藤 公治君
主濱 了君 谷 亮子君
外山 斎君 友近 聡朗君
中村 哲治君 はた ともこ君
姫井由美子君 平山 幸司君
広野ただし君 藤原 良信君
森 ゆうこ君 上野ひろし君
江口 克彦君 小熊 慎司君
小野 次郎君 桜内 文城君
柴田 巧君 寺田 典城君
中西 健治君 松田 公太君
水野 賢一君 福島みずほ君
又市 征治君 山内 徳信君
吉田 忠智君 亀井亜紀子君
行田 邦子君 谷岡 郁子君
舟山 康江君 自見庄三郎君
浜田 和幸君 荒井 広幸君
舩添 要一君 平山 誠君
横峯 良郎君 尾辻 秀久君
米長 晴信君

六名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 田村 智子君
大門実紀史君 山下 芳生君

日程第二 海上運送法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第五 雨水の利用の推進に関する法律案(国
土交通委員長提出)

賛成者氏名

二二八名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大河原雅子君
大久保 勉君 大久保潔重君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 岡崎トミ子君
加賀谷 健君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 輿石 東君
今野 東君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
田城 郁君 田中 直紀君
高橋 千秋君 武内 則男君
谷 博之君 玉置 一弥君
ツルギ マルティ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 徳永 エリ君
徳永 久志君 轟木 利治君
那谷屋正義君 直嶋 正行君

中谷 智司君 長浜 博行君
難波 獎二君 西村まさみ君
白 眞勲君 林 久美子君
平野 達男君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤谷 光信君
藤本 祐司君 藤原 正司君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
松井 孝治君 松浦 大悟君
松野 信夫君 水戸 将史君
水岡 俊一君 室井 邦彦君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山根 隆治君
吉川 沙織君 蓮 舫君
愛知 治郎君 青木 一彦君
赤石 清美君 有村 治子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井みどり君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
衛藤 晟一君 大家 敏志君
大江 康弘君 岡田 直樹君
岡田 広君 加治屋義人君
片山さつき君 片山虎之助君
金子原二郎君 川口 順子君
岸 宏一君 岸 信夫君
北川イッセイ君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 山東 昭子君
末松 信介君 鈴木 政二君

世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 中村 博彦君
中山 恭子君 二之湯 智君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 長谷川 岳君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 孝男君 藤川 政人君
古川 俊治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松村 龍二君 松山 政司君
三原じゅん子君 水落 敏榮君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
森 まさこ君 山崎 力君
山崎 正昭君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 脇 義家君
若林 健太君 脇 雅史君
渡辺 猛之君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
草川 昭三君 木庭健太郎君
白浜 一良君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
西田 実仁君 浜田 昌良君
松 あきら君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 渡辺 孝男君
佐藤 公治君 主濱 了君
谷 亮子君 外山 斎君

反対者氏名

○名

日程第三 海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二二三名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君

友近 聡朗君 中村 哲治君
はた ともこ君 姫井由美子君
平山 幸司君 広野ただし君
藤原 良信君 森 ゆうこ君
上野ひろし君 江口 克彦君
小熊 慎司君 小野 次郎君
桜内 文城君 柴田 巧君
寺田 典城君 中西 健治君
松田 公太君 水野 賢一君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 田村 智子君
大門実紀史君 山下 芳生君
福島みずほ君 又市 征治君
山内 徳信君 吉田 忠智君
亀井亜紀子君 行田 邦子君
谷岡 郁子君 舟山 康江君
自見庄三郎君 浜田 和幸君
荒井 広幸君 舩添 要一君
平山 誠君 横峯 良郎君
尾辻 秀久君 米長 晴信君

尾立 源幸君	大河原雅子君	安井美沙子君	柳澤 光美君	松下 新平君	松村 祥史君	谷岡 郁子君	舟山 康江君
大久保 勉君	大久保潔重君	柳田 稔君	山根 隆治君	松村 龍二君	松山 政司君	自見庄三郎君	浜田 和幸君
大島九州男君	大塚 耕平君	吉川 沙織君	蓮 舩君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	荒井 広幸君	舩添 要一君
大野 元裕君	岡崎トミ子君	愛知 治郎君	青木 一彦君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君	平山 誠君	横峯 良郎君
加賀谷 健君	風間 直樹君	赤石 清美君	有村 治子君	森 まさこ君	山崎 力君	尾辻 秀久君	米長 晴信君
金子 恵美君	金子 洋一君	石井 準一君	石井 浩郎君	山崎 正昭君	山田 俊男君	反対者氏名 井上 哲士君 紙 智子君 大門実紀史君 六名	
神本美恵子君	川合 孝典君	石井みどり君	磯崎 仁彦君	山谷えり子君	山本 一太君		
川上 義博君	川崎 稔君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	山本 順三君	吉田 博美君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
北澤 俊美君	郡司 彰君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	脇 雅史君	若林 健太君		
小西 洋之君	小林 正夫君	宇都 隆史君	上野 通子君	秋野 公造君	渡辺 猛之君	日程第四 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)「委員長報告のとおり修正議決すること」	
小見山幸治君	奥石 東君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	石川 博崇君	荒木 清寛君		
今野 東君	斎藤 嘉隆君	大江 康弘君	岡田 直樹君	加藤 修一君	魚住裕一郎君	反対者氏名 井上 哲士君 紙 智子君 大門実紀史君 六名	
櫻井 充君	芝 博一君	岡田 広君	加治屋義人君	木庭健太郎君	草川 昭三君		
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	片山さつき君	片山虎之助君	竹谷とし子君	白浜 一良君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
田城 郁君	田中 直紀君	金子原二郎君	川口 順子君	長沢 広明君	谷合 正明君		
高橋 千秋君	武内 則男君	岸 宏一君	岸 信夫君	浜田 昌良君	西田 実仁君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
谷 博之君	玉置 一弥君	北川イツセイ君	小泉 昭男君	山口那津男君	山本 香苗君		
シラネ・レイ君	津田弥太郎君	小坂 憲次君	鴻池 祥肇君	山本 博司君	横山 信一君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
辻 泰弘君	徳永 エリ君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	渡辺 孝男君	佐藤 公治君		
徳永 久志君	轟木 利治君	佐藤ゆかり君	山東 昭子君	主濱 了君	谷 亮子君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
那谷屋正義君	直嶋 正行君	末松 信介君	鈴木 政二君	外山 斎君	友近 聡朗君		
中谷 智司君	長浜 博行君	世耕 弘成君	関口 昌一君	中村 哲治君	はた ともこ君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
難波 奨二君	西村まさみ君	伊達 忠一君	高階恵美子君	姫井由美子君	平山 幸司君		
白 眞勲君	林 久美子君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	広野ただし君	藤原 良信君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
平野 達男君	広田 一君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	森 ゆうこ君	上野ひろし君		
福山 哲郎君	藤末 健三君	中曾根弘文君	中西 祐介君	江口 克彦君	小熊 慎司君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
藤田 幸久君	藤谷 光信君	中原 八一君	中村 博彦君	小野 次郎君	桜内 文城君		
藤本 祐司君	藤原 正司君	中山 恭子君	二之湯 智君	柴田 巧君	寺田 典城君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
前川 清成君	前田 武志君	西田 昌司君	野上浩太郎君	中西 健治君	松田 公太君		
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	水野 賢一君	福島みずほ君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
松井 孝治君	松浦 大悟君	林 芳正君	福岡 資麿君	又市 征治君	山内 徳信君		
松野 信夫君	水戸 将史君	藤井 孝男君	藤川 政人君	吉田 忠智君	行田 邦子君	賛成者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 今野 東君 二二九名	
水岡 俊一君	室井 邦彦君	古川 俊治君	牧野たかお君	吉田 忠智君	行田 邦子君		

櫻井 充君	芝 博一君	岡田 広君	加治屋義人君	加藤 修一君	草川 昭三君	日程第六 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)	足立 信也君	相原久美子君
榎葉賀津也君	鈴木 寛君	片山さつき君	片山虎之助君	木庭健太郎君	白浜 一良君	の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)	有田 芳生君	池口 修次君
田城 郁君	田中 直紀君	金子原二郎君	川口 順子君	竹谷とし子君	谷合 正明君	賛成者氏名	石井 一君	石橋 通宏君
高橋 千秋君	武内 則男君	岸 宏一君	岸 信夫君	長沢 広明君	西田 実仁君		一川 保夫君	岩本 司君
谷 博之君	玉置 一弥君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	浜田 昌良君	松 あきら君		植松恵美子君	梅村 聡君
シシマルテ君	津田弥太郎君	小坂 憲次君	鴻池 祥肇君	山口那津男君	山本 香苗君		江崎 孝君	江田 五月君
辻 泰弘君	徳永 エリ君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山本 博司君	横山 信一君		小川 勝也君	小川 敏夫君
徳永 久志君	森木 利治君	佐藤ゆかり君	山東 昭子君	渡辺 孝男君	佐藤 公治君		尾立 源幸君	大久保潔重君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	末松 信介君	鈴木 政二君	主濱 了君	谷 亮子君		大島九州男君	大塚 耕平君
中谷 智司君	長浜 博行君	世耕 弘成君	関口 昌一君	外山 斎君	友近 聡朗君		大野 元裕君	岡崎トミ子君
難波 奨二君	西村まさみ君	伊達 忠一君	高階恵美子君	中村 哲治君	はた ともこ君		加賀谷 健君	風間 直樹君
白 眞勲君	林 久美子君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	姫井由美子君	平山 幸司君		金子 恵美君	金子 洋一君
平野 達男君	広田 一君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	広野ただし君	藤原 良信君		神本美恵子君	川合 孝典君
福山 哲郎君	藤末 健三君	中曾根弘文君	中西 祐介君	森 ゆうこ君	上野ひろし君		川上 義博君	川崎 稔君
藤田 幸久君	藤谷 光信君	中原 八一君	中村 博彦君	江口 克彦君	小熊 慎司君		北澤 俊美君	郡司 彰君
藤本 祐司君	藤原 正司君	西田 恭子君	二之湯 智君	小野 次郎君	桜内 文城君		小西 洋之君	小林 正夫君
前川 清成君	前田 武志君	野村 哲郎君	野上浩太郎君	柴田 巧君	寺田 典城君		小見山幸治君	奥石 東君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	林 芳正君	長谷川 岳君	中西 健治君	松田 公太君		今野 東君	斎藤 嘉隆君
松井 孝治君	松浦 大悟君	藤井 孝男君	福岡 資麿君	水野 賢一君	井上 哲士君		櫻井 充君	芝 博一君
松野 信夫君	水戸 将史君	古川 俊治君	藤川 政人君	市田 忠義君	紙 智子君		榎葉賀津也君	鈴木 寛君
水岡 俊一君	室井 邦彦君	松下 新平君	松村 祥史君	田村 智子君	大門実紀史君		田城 郁君	田中 直紀君
安井美沙子君	柳澤 光美君	松村 龍二君	松山 政司君	山下 芳生君	福島みずほ君		高橋 千秋君	武内 則男君
柳田 稔君	山根 隆治君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	又市 征治君	山内 徳信君		シシマルテ君	玉置 一弥君
吉川 沙織君	蓮 舩君	溝手 顕正君	宮沢 敏一君	吉田 忠智君	亀井亜紀子君		辻 泰弘君	津田弥太郎君
愛知 治郎君	青木 一彦君	森 まさこ君	山崎 力君	行田 邦子君	谷岡 郁子君		徳永 久志君	徳永 エリ君
赤石 清美君	有村 治子君	山崎 正昭君	山田 俊男君	舟山 康江君	自見庄三郎君		那谷屋正義君	森木 利治君
石井 準一君	石井 浩郎君	山谷えり子君	山本 一太君	浜田 和幸君	荒井 広幸君		中谷 智司君	直嶋 正行君
磯崎 陽輔君	磯崎 仁彦君	山本 順三君	吉田 博美君	舩添 要一君	平山 誠君			長浜 博行君
岩井 茂樹君	猪口 邦子君	山本 順三君	若林 健太君	横峯 良郎君	尾辻 秀久君			
宇都 隆史君	上野 通子君	脇 雅史君	渡辺 猛之君	米長 晴信君				
衛藤 晟一君	大家 敏志君	秋野 公造君	荒木 清寛君					
大江 康弘君	岡田 直樹君	石川 博崇君	魚住裕一郎君					

難波 獎二君	西村まさみ君	関口 昌一君	伊達 忠一君	友近 聡朗君	中村 哲治君	尾立 源幸君	大河原雅子君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	高階恵美子君	谷川 秀善君	はたともこ君	姫井由美子君	大久保 勉君	大久保潔重君
林 久美子君	平野 達男君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	平山 幸司君	広野ただし君	大島九州男君	大塚 耕平君
広田 一君	福山 哲郎君	中川 雅治君	中曾根弘文君	藤原 良信君	森 ゆうこ君	大野 元裕君	岡崎トミ子君
藤末 健三君	藤田 幸久君	中西 祐介君	中原 八一君	上野ひろし君	江口 克彦君	加賀谷 健君	風間 直樹君
藤谷 光信君	藤本 祐司君	中村 博彦君	中山 恭子君	小熊 慎司君	小野 次郎君	金子 恵美君	金子 洋一君
藤原 正司君	前川 清成君	二之湯 智君	西田 昌司君	桜内 文城君	柴田 巧君	神本美恵子君	川合 孝典君
前田 武志君	牧山ひろえ君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	寺田 典城君	中西 健治君	北澤 俊美君	川上 義博君
増子 輝彦君	松井 孝治君	長谷川 岳君	林 芳正君	松田 公太君	水野 賢一君	小西 洋之君	小林 正夫君
松浦 大悟君	松野 信夫君	福岡 資麿君	藤井 孝男君	亀井亜紀子君	行田 邦子君	小見山幸治君	奥石 東君
水戸 将史君	水岡 俊一君	藤川 政人君	古川 俊治君	谷岡 郁子君	自見庄三郎君	今野 東君	齋藤 嘉隆君
室井 邦彦君	安井美沙子君	牧野たかお君	松下 新平君	浜田 和幸君	荒井 広幸君	櫻井 充君	芝 博一君
柳澤 光美君	柳田 稔君	松村 祥史君	松村 龍二君	舩添 要一君	平山 誠君	櫻葉賀津也君	鈴木 寛君
山根 隆治君	吉川 沙織君	松山 政司君	三原じゅん子君	溝手 顕正君	尾辻 秀久君	田城 郁君	田中 直紀君
蓮 舩君	愛知 治郎君	水落 敏栄君	森 まさこ君	米長 晴信君		高橋 千秋君	武内 則男君
青木 一彦君	赤石 清美君	宮沢 洋一君	山崎 正昭君			谷 博之君	玉置 一弥君
有村 治子君	石井 準一君	山崎 力君	山谷えり子君	反対者氏名	一〇名	高橋 千秋君	津田弥太郎君
石井 浩郎君	石井みどり君	山田 俊男君	山本 順三君	井上 哲士君	市田 忠義君	谷 博之君	徳永 エリ君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	山本 一太君	山本 弘介君	紙 智子君	田村 智子君	シラキ マチ子君	轟木 利治君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君	吉田 博美君	脇 雅史君	大門実紀史君	山下 芳生君	辻 泰弘君	直嶋 正行君
岩城 光英君	宇都 隆史君	若林 健太君	秋野 公造君	福島みずほ君	又市 征治君	徳永 久志君	長浜 博行君
上野 通子君	衛藤 晟一君	渡辺 猛之君	石川 博崇君	山内 徳信君	吉田 忠智君	那谷屋正義君	西村まさみ君
大家 敏志君	大江 康弘君	荒木 清寛君	加藤 修一君			中谷 智司君	白 眞勲君
岡田 直樹君	岡田 広君	魚住裕一郎君	木庭健太郎君	日程第七 金融商品取引法等の一部を改正する法 律案(内閣提出)		難波 獎二君	平野 達男君
加治屋義人君	片山さつき君	草川 昭三君	竹谷とし子君	賛成者氏名	二二〇名	羽田雄一郎君	福山 哲郎君
片山虎之助君	金子原二郎君	白浜 一良君	長沢 広明君	足立 信也君	相原久美子君	林 久美子君	藤田 幸久君
川口 順子君	岸 宏一君	谷合 正明君	浜田 昌良君	有田 芳生君	池口 修次君	広田 一君	藤本 祐司君
岸 信夫君	北川イツセイ君	西田 実仁君	山口那津男君	石井 一君	石橋 通宏君	藤末 健三君	藤谷 光信君
小泉 昭男君	小坂 憲次君	松 あきら君	山本 博司君	一川 保夫君	岩本 司君	藤原 正司君	前川 清成君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	植松恵美子君	梅村 聡君	前田 武志君	牧山ひろえ君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	横山 信一君	主濱 了君	江崎 孝君	江田 五月君	増子 輝彦君	松井 孝治君
山東 昭子君	末松 信介君	佐藤 公治君	外山 斎君	小川 勝也君	小川 敏夫君	松浦 大悟君	松野 信夫君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	谷 亮子君				水戸 将史君	水岡 俊一君

室井 邦彦君 柳澤 光美君 山根 隆治君 蓮 舫君 青木 一彦君 有村 治子君 石井 浩郎君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 上野 通子君 大家 敏志君 岡田 直樹君 加治屋義人君 片山虎之助君 川口 順子君 岸 信夫君 小泉 昭男君 鴻池 祥肇君 佐藤 正久君 山東 昭子君 鈴木 政二君 関口 昌一君 高階恵美子君 塚田 一郎君 中川 雅治君 中西 祐介君 中村 博彦君 二之湯 智君 野上浩太郎君 長谷川 岳君 福岡 資麿君 藤川 政人君	安井美沙子君 柳田 稔君 吉川 沙織君 愛知 治郎君 赤石 清美君 石井 準一君 石井みどり君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 衛藤 晟一君 大江 康弘君 岡田 広君 片山さつき君 金子原二郎君 岸 宏一君 北川イッセイ君 小坂 憲次君 佐藤 信秋君 佐藤 ゆかり君 末松 信介君 世耕 弘成君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中曾根弘文君 中原 八一君 中山 恭子君 西山 昌司君 野村 哲郎君 林 芳正君 藤井 孝男君 古川 俊治君	牧野たかお君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏榮君 宮沢 洋一君 山崎 力君 山田 俊男君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 健太君 渡辺 猛之君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 草川 昭三君 白浜 一良君 谷合 正明君 西田 実仁君 松 あきら君 山本 香苗君 横山 信一君 佐藤 公治君 谷 亮子君 友近 聡朗君 はた ともこ君 平山 幸司君 藤原 良信君 上野ひろし君 小熊 慎司君 桜内 文城君 寺田 典城君 松田 公太君 亀井亜紀子君 谷岡 郁子君	松下 新平君 松村 龍二君 三原じゅん子君 溝手 顕正君 森 まさこ君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山本 順三君 義家 弘介君 脇 雅史君 秋野 公造君 石川 博崇君 加藤 修一君 木庭健太郎君 竹谷とし子君 長沢 広明君 浜田 昌良君 山口那津男君 山本 博司君 渡辺 孝男君 主濱 了君 外山 畜君 中村 哲治君 姫井由美子君 広野ただし君 森 ゆうこ君 江口 克彦君 小野 次郎君 柴田 巧君 中西 健治君 水野 賢一君 行田 邦子君 舟山 康江君	反対者氏名 井上 哲士君 紙 智子君 大門実紀史君 福島みずほ君 山内 徳信君 一〇名 市田 忠義君 田村 智子君 山下 芳生君 又市 征治君 吉田 忠智君 自見庄三郎君 荒井 広幸君 平山 誠君 尾辻 秀久君 浜田 和幸君 舩添 要一君 横峯 良郎君 米長 晴信君	伝統ある国産麦栽培を守るためのカラスムギ による雑草害対策の強化に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提 出する。 平成二十四年七月三日 参議院議長 平田 健二殿 秋野 公造 国産麦の栽培は、国民に長く親しまれてきた麦 焼酎の製造には欠かせない伝統文化ともいうべき ものであり、国としても地域振興のために、そし て、文化を守るために引き続き力を入れるべき分 野である。 近年、茨城県や埼玉県等の麦畑においては、カ ラスムギによる雑草害が局所的に頻発し、カラス ムギが発生した麦畑において麦の栽培を行う農家 は深刻な被害を受けている。 私も大分県豊後高田市でカラスムギの雑草害を	受けた麦畑を調査したところであるが、収穫時に おいては機械にカラスムギが混入して機械が損傷 を受けるだけでなく、収穫後に行われるカラスム ギの混入を避けるための分別作業も極めて困難で ある。そもそも収穫前にカラスムギを抜去する手 作業に農家は一平方メートルあたり一時間程度も かけているとのことであり、高齢化が進む農家に とつては極めて過重な負担となっている。 カラスムギは麦とライフサイクルが類似してお り、発芽後の麦とカラスムギの形態も類似してい ることから、初期の段階で両者を分別することは 困難である。また、カラスムギの種子は地表から 十センチメートル以上深層から発芽することがで きるため、除草剤が浸透できない畑の深層におい ては、カラスムギの種子に対する除草剤の効果は 極めて限定的である。 同様に、石灰窒素によりカラスムギの発芽を促 進させて、畑で早期に発芽したものを刈り込む取 組も、深層から遅れて発芽したカラスムギに対す る効果は限定的である。 このようにカラスムギによる雑草害への対応は 困難を極め、トラクターを用いた鋤込みを行った としても種子を完全に除去できないことを考える と、唯一効果的な手法は一定期間畑に水を張り、 種子を死滅させることしかないと思われる。 さらに、カラスムギの種子が他の畑に混入した 場合には、雑草害が拡大する可能性があることか ら、これまで個別の農家に対策が委ねられてきた ことではあるが、集落全体の問題としても捉えて いく必要がある。 我が国の伝統産業ともいうべき国産麦の栽培を 守るために、以下質問する。 一 カラスムギの種子が麦の生産ほ場へ侵入する 原因について、政府の見解如何。
---	--	---	---	--	---	---

二 現時点において、カラスムギによる雑草害の拡大を防止する最も根本的かつ有効な手法は、生産ほ場に一定期間水を張ることと考えて良いか、政府の見解如何。

三 カラスムギによる雑草害の被害を受けている生産ほ場において有効な対策が採られない場合、雑草害は更に拡大しうることを想定しているか、政府の見解如何。

四 現状では、カラスムギによる雑草害を受けた生産ほ場でも収穫を行い、麦を分別して出荷することは可能と考える。しかしながら、カラスムギによる雑草害の拡大を防止するためには、個人の取組だけではなく、集落全体としての取組も必要であり、集落で話し合い、対策を講じることが重要と考える。政府としても、カラスムギによる雑草害の拡大を防止する手法を検討し、生産現場に広く普及させるべきと考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員秋野公造君提出伝統ある国産麦栽培を守るためのカラスムギによる雑草害対策の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秋野公造君提出伝統ある国産麦栽培を守るためのカラスムギによる雑草害対策の強化に関する質問に対する答弁書
一について

小麦等のほ場にカラスムギの種子が侵入する原因は、当該ほ場周辺のけい畔又は法面に生育

しているカラスムギの種子が当該ほ場内に飛散すること、カラスムギが生育した他のほ場で使用した農業機械をカラスムギの種子が付着したまま当該ほ場で使用すること等であると考える。

二について

カラスムギによる被害を抑制するためには、一か月間程度、ほ場を常時湛水する手法が最も有効であると考えている。しかしながら、そのような手法を採れないほ場においては、ほ場の表土と下層の土を入れ替え、カラスムギの種子を土中に埋め込む手法のほか、夏期にほ場の耕起を行わず、又はほ場に石灰窒素を散布し、小麦等の播種前にカラスムギを出芽させた後に、当該ほ場の耕起を行い、又は当該ほ場に除草剤を散布する手法が有効であると考えている。

三について

一般論としては、カラスムギの種子が侵入したほ場において、二についてで述べた手法による対策を講じていない場合には、被害が拡大する可能性があるが、周囲のほ場において除草を適切に行えば、侵入し生育したカラスムギをその際に取り除くことができるため、カラスムギによる被害が周囲のほ場に拡大することはないと考えている。

四について

農林水産省としては、小麦等の生産におけるカラスムギによる被害の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、被害の拡大を防止する手法を検討し、被害が生じた地域の農業者等に対して技術指導等を行っていく考えである。

法務省で検討している死刑の執行方法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月三日

福島みずほ

参議院議長 平田 健二殿

法務省で検討している死刑の執行方法に関する質問主意書

法務省政務三役会議において、我が国の死刑の執行方法について、米国や中国で行われている薬物注射による方法の研究を行うこととしたと聞いている。それについて、以下のとおり質問する。

一 法務省内に設置された死刑執行に関する研究会について、これまで開催された会議の日時、主なテーマ、出席者名及び議論の内容について明らかにされたい。また、今後の開催予定についても明らかにされたい。

二 死刑の執行方法を研究するということは、現在我が国で行われている絞首刑は残虐であるという認識に基づくものであると理解して良いか。

三 死刑は、生命を奪うこと自体が残虐であり、その執行方法が絞首刑であろうと、薬物の注射であろうとその残虐性には変わりはないと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 現行の死刑の執行方法を変更する場合、法改正を含めたどのような手続が必要になるのか。
五 世界の七割を超える国が、死刑の停止又は廃止を実現している。その中で、実際に死刑を執行しているのは二十か国前後であり、日本はそれの中に含まれている。国連総会が三回にわたり

死刑執行の停止を求める決議を採択するなど、世界が死刑廃止に向けて動いているのは明白である。政府は国際社会において「人権上問題のある国」と批判され、経済制裁等を受ける可能性があることを想定しているのか。
右質問する。

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員福島みずほ君提出法務省で検討している死刑の執行方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出法務省で検討している死刑の執行方法に関する質問に対する答弁書
一について

法務省においては、平成二十四年四月九日、同月二十三日及び同年六月六日に、同省の政務三役及び刑事局長、矯正局長等の関係部局の職員が出席する政務三役会議で、主に死刑の執行方法について議論をしたところであり、今後も、引き続き同会議において死刑の執行方法や死刑確定者の処遇等に関する議論を続けることとしている。

二及び三について

昭和二十三年三月十二日最高裁判所大法廷判決は、刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに憲法第三十六条にいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられない旨判示し、また、昭和三十年四月六日最高裁判所大法廷判決は、「現在わが国の採用している絞首方法が他の方法に

比して特に人道上残虐であるとする理由は認められない。従つて絞首刑は憲法三六条に違反するとの論旨は理由がない。」と判示しており、政府も同様に考えているところである。

四について
死刑の執行方法については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第十一条第一項において「絞首」である旨規定されており、仮に死刑の執行方法を「絞首」から別の方法に改めるとすれば、刑法等の関係法令の改正等を行う必要がある。

五について
死刑制度の存廃の問題については、諸外国における動向等も参考にする必要があるものの、基本的には、各国において、当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきものであると考えている。今後、我が国の死刑制度に関して、国際社会の理解を得られるよう努力したいと考えている。

放射性物質の拡散防止対策及び原発の安全設備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月五日

参議院議長 平田 健二殿

川田 龍平

放射性物質の拡散防止対策及び原発の安全設備に関する質問主意書

放射性物質の拡散防止対策及び原発の安全設備について、以下質問する。

一 先に私が提出した「放射性物質の拡散防止対策に関する質問主意書」(第百八十回国会質問第七八号)に対する答弁書(内閣参質一八〇第七八号)の「二、三及び四について」において、政府は、「受入団体においては、当該受入団体において発生した一般廃棄物と被災地から受け入れた災害廃棄物とを混合して、一般廃棄物の(中略)御指摘の「一般ごみとの混合による焼却」は、国際原子力機関(IAEA)が平成十六年八月に出版した「規制除外、規制免除及びクリアランスの概念の適用」(以下「IAEA指針」という。)に記述がある「希釈」には当たらないとしている。しかしながら、通常の日本語の概念で考えるならば、まさにこれこそが希釈であると考えられない。

よつて、政府が希釈と考える具体的事象と事件との相違を明らかにされたい。

二 前記一における答弁書の「六について」において、「放射性セシウム濃度が当該当面の指標値を超える新及び超えない新を結束又はこん包して組み合わせた新(以下「組み合わせた新」という。)については、ロットごとに薪の放射性セシウム濃度及び重量を管理し、(中略)組み合わせた薪について再度、検査を行い、放射性セシウム濃度が当該当面の指標値以下となることが確認できる場合には、組み合わせた薪が生産された都道府県内に限り流通させることは構わない趣旨であることを示したところである。」とあるが、なぜ当該薪の流通は同一都道府県内に限られるのか、また、なぜ同一都道府県内であれば、無条件に許されるのか、その理由を示されたい。

また、答弁書の当該記述は、指標値を超える薪も含めて結束し、意図的にロットとしての放射性セシウム濃度の希釈を図っていることに異ならない事実の露見と史料するが、この点について、政府はどのように考えるか。

三 先に私が提出した「国際的基準に基づく安全設備がない状況下での原発の再稼働問題に関する質問主意書」(第百八十回国会質問第一四四号)に対する答弁書(内閣参質一八〇第一四四号)の「二について」において、「スウェーデンではシビアアクシデントに関する基本方針が、千九百八十年から千九百八十一年に政府から出された」とある。すなわち、これは一九八六年のチェルノブイリ事故前である。そして、そこには「フィルター付格納容器ベント設備の設置が要求され、すべてのプラントに設置済み」と明記されている。この点に関して、ヨーロッパにおいてはチェルノブイリ事故前から設置を求められていた安全設備を、日本では当該事故後も政府が各電力会社に設置を求めなかったことは、いかなる理由からなのか。また、依然として当該安全設備がない状況で今後三年近く大飯原発を再稼働させることは、チェルノブイリの教訓、福島原発の教訓に学ばない日本政府の態度を世界に示すに等しい。このような国民の生命を軽視する政府に対し、国際的な信頼が得られると政府は本気で考えているのか。この点に関する政府の見解を明らかにされたい。

四 前記三における答弁書の「二について」は、シビアアクシデント用のフィルターが設置されていたとしても、シビアアクシデント時に有効な働きができたかどうか分らないとの趣旨によるものといえる。しかしながら、シビアアクシデント用フィルターは、シビアアクシデント時に予想されるあらゆる過酷な状況においても、稼働運用されるように設計設置されるのは当然である。

る。政府は電源喪失により、シビアアクシデント用フィルターが機能しないがごとき詭弁を弄するが、シビアアクシデント用フィルターが手動式として動作し得ることも世界的常識である。よつて、このような答弁は全く的外れであり、日本政府の原子力発電設備に対する無知ぶりを露見した歴史的答弁であると、私としては考える。

少なくともスウェーデン並みのシビアアクシデント用のフィルターが設置されていれば、東京電力福島第一原発はメルトダウン(炉心溶融)したとしても、これほど甚大な各種損害を我が国にもたらすことはなかったであろうことは明らかである。

この点に関し、前記世界的常識を十分検討した上で、再度政府の見解を示されたい。

五 シビアアクシデント用フィルター付きベント設備(炉心溶融を含むあらゆる事故の際に、炉心から放出される放射性物質のうち外部に放出される物質を〇・一パーセント以下(希ガスを除く)にする条件を満たすもの)に関し、仮に原子炉一基に対して当該ベント設備一機を設置した場合における、その建設費用及び設置費用について、それぞれ政府の承知しているところを明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年七月十三日

参議院議長 平田 健二殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議員川田龍平君提出放射性物質の拡散防止対策及び原発の安全設備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出放射性物質の拡散防止対策及び原発の安全設備に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「希釈」については、国際原子力機関（IAEA）が平成十六年八月に出版した「規制除外、規制免除及びクリアランスの概念の適用」（以下「IAEA指針」という。）において、「放射能濃度を満足させるための物質の意図的な希釈は、放射能が考慮されていない、通常の操作で起こる希釈は別として、規制当局の事前の承諾がなしに許可されるべきでない。」とされているところである。

一方、東日本大震災に係る災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）であつて、現在、広域処理が行われているものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物の一般的な処理方法により、安全に処分することが可能な一般廃棄物としてい

るところ、地方公共団体において発生した一般廃棄物と他の地方公共団体から受け入れた一般廃棄物を混合して焼却処理することは、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の一般的な処理方法であると考えており、災害廃棄物を受け入れた地方公共団体（以下「受入団体」という。）において、当該受入団体において発生した一般廃棄物と災害廃棄物とを混合して焼却処理することは、一般的に行われている処理方法であり、IAEA指針にいう「意図的な希釈」には当たらないと考えている。

二について

薪は、一般的に、複数のロットを作業場等にまとめて集積し、その中から無作為に取り出し

て結束又はこん包して流通させているものと承知しているところ、放射性セシウム濃度が調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について（平成二十三年十一月二日付け二三林政

経第二三一号林野庁林政部経営課長及び同部木材産業課長連名通知）に定める当面の指標値を超える薪及び超えない薪について、作業場等にまとめて集積されたものを無作為に取り出して結束又はこん包することは、一般的に行われている薪の取扱いに係る方法であることから、IAEA指針にいう「意図的な希釈」には当たらないものと考えている。

また、御指摘の「組み合わせた薪」については、放射性セシウム濃度の検査結果が薪が生産された都道府県に報告することを生産者等に求めるとともに、その流通を当該都道府県内に限定することにより、放射性セシウムを含む薪の適切な管理が可能となるものと考えている。

三について

政府としては、フィルター付きのベント設備の設置を含むシビアアクシデント対策の全般において、当時、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所の事故のような短時間で事態が進展するシビアアクシデントが起き得ることの認識や国際的な動向を迅速に取り入れる姿勢が欠けていたことなどの問題があったと考えている。こうした点を十分に反省し、いわゆる安全神話に陥らず、国際的な原子力規制の動向にも注意を払っていくことが必要と認識しており、これまで、経済産業省原子力安全・保安院において今後の規制に反映すべきと考えられる三十項目の安全対策を取りまとめるなど、様々な取組を進めてきたが、今後

は、新たに設置される原子力規制委員会において、適切な規制を検討し、実施していくことと

四について

東京電力の福島第一原子力発電所において、事故時に設置されていたベント設備に、仮にフィルターが追加されていたとしても、電源喪失により照明が無くなったことや現場の線量が上昇したこと等、作業環境が悪化し、また、ベント弁の開閉に用いる圧縮空気系統で漏えいしたこと等に伴い、ベント弁の操作そのものが円滑に行われなかったと推定されること及びベント弁の操作を行う前に格納容器から放射性物質の漏えいが生じた可能性が高いことを踏まえれば、フィルターにより、放射性物質の大気中への放出が一部低減された可能性はあるが、どの程度低減されたかについて確定的に述べることはできないと考えている。

五について

フィルター付きのベント設備の設置等に係る費用については、当該設備の仕様や具体的な設置場所等により異なるため、一概にお答えすることは困難である。

東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月五日

参議院議長 平田 健二殿

若林 健太

東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況に関する質問主意書

去る六月二十九日、復興庁は、東日本大震災復旧・復興関係経費として平成二十三年度中に計上した十四兆九千二百四十三億円のうち、平成二十三年度中の執行額は、その約六割に当たる九兆五百十四億円であつたと発表した。これによれば、平成二十三年度における執行残額は同経費の約四割の約五兆八千七百二十九億円になるところ、現在、消費税率の引上げが議論となつてい

る最近の消費税率（国税分）の半分を超える巨額の執行残が生じたこととなる。
平成二十三年度第三次補正予算の成立は、昨年の十一月二十一日であつたことなどに鑑みれば、当該年度内に同経費の予算全額を執行するには一定の限界があるものの、執行残額が約四割に上るといふ事実は、政府の予算執行のスピードが遅く、東日本大震災からの復旧・復興が遅々として進んでいないことの証左であり、政府は猛省すべきと考える。

同経費の執行率が約六割にとどまつた具体的理由について、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復興・復興関係経費の執行状況に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、東日本大震災による被害を受けた地域の地方公共団体が東日本大震災復興・復興関係経費による事業を実施するに当たっては、当該地方公共団体の復興計画を具体的に事業化するための調整や地元住民との合意形成等に時間を要すること、平成二十三年度第一次補正予算、第二次補正予算及び第三次補正予算における東日本大震災復興・復興関係経費の予算編成過程において東日本大震災による被害状況等を基に推計した所要額を、実際の所要額が下回ったこと等によるものである。

東日本大震災復興・復興関係経費の不用額に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月五日

参議院議長 平田 健二殿
若林 健太

東日本大震災復興・復興関係経費の不用額に関する質問主意書

去る六月二十九日、復興庁は、東日本大震災復興・復興関係経費として平成二十三年度中に計上した十四兆九千二百四十三億円のうち、執行残額がその約四割の約五兆八千七百二十九億円に上ることを発表した。

しかし、そのすべてが繰り越されたわけではなく、一兆千三百四十億円は不用額として計上されて

いる。執行残額の全額を繰り越さず、一部を不用額として計上した理由について、復興計画等の策定・決定の遅れなどを含めて、予算の各項目別に具体的に示されたい。

また、事業予算の中で一兆円を上回る不用額を計上するものは異例であり、政府の予算査定が甘かったと断ぜざるを得ないと考えるが、この点に関する政府の見解を示されたい。

さらに、今後、当該不用額をどのように活用することを想定しているのか。この点に関して、同経費において、これだけ多額の不用額を計上した要因等により、財政法第六条の純剰余金は一兆九千七百九十億円に達することになる。このうち復興分(第一次・第二次補正予算)に係る剰余金である七千四百八十九億円については、今後、平成二十五年度予算までに東日本大震災復興特別会計に繰り入れる予定と聞いているが、その具体的な根拠を示されたい。

右質問する。

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復興・復興関係経費の不用額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復興・復興関係経費の不用額に関する質問に対する答弁書

東日本大震災復興・復興関係経費については、予算編成過程において東日本大震災の被害状況等を勘案し、真に復興・復興に資する施策かどうか等について査定を行うとともに、東日本大震災か

らの復興・復興の早期の実現に向けた十分な経費の確保の要請も踏まえつつ、平成二十三年度第一次補正予算、第二次補正予算及び第三次補正予算において必要な予算を計上したものである。お尋ねの執行残額の一部を不用額とした理由については、予算の各項目別にその理由を整理していないため、お答えすることは困難であるが、東日本大震災復興・復興関係経費の予算編成過程において、東日本大震災による被害状況等を基に推計した所要額を、実際の所要額が下回ったこと等により、災害復興等事業費(公共土木)、災害公営住宅等整備事業費、学校・社会教育施設等災害復旧費及び災害復旧等事業費(農林水産業施設)等の一部が不用額となる見込みである。

東日本大震災復興・復興関係経費に関する同年度第一次補正予算及び第二次補正予算に係る剰余金は、東日本大震災からの復興・復興のために確保した財源に由来することから、東日本大震災からの復興・復興に活用することが基本と考えており、今後、平成二十五年度予算までに東日本大震災復興特別会計に繰り入れる予定である。

東日本大震災復興交付金の執行状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月五日

参議院議長 平田 健二殿
若林 健太

東日本大震災復興交付金の執行状況に関する質問主意書

去る六月二十九日、復興庁は、東日本大震災復興

興交付金の執行状況を公表した。同交付金は、昨年度の第三次補正予算に一兆五千六百十二億円が計上されたが、その約八十四パーセントに当たる一兆三千百一億円が今年度に繰り越されている。すなわち、平成二十三年度中の同交付金の執行率が、僅か十六パーセントにとどまったこととなる。

平成二十三年度第三次補正予算の成立は、昨年の十一月二十一日であったことなどに鑑みれば、当該年度内に同交付金の全額を執行するには一定の限界があるものの、この執行率の低さは、政府の予算執行のスピードが遅く、東日本大震災からの復興・復興が遅々として進んでいないことの証左であり、政府は猛省すべきと考える。

同交付金の執行率が僅か十六パーセントにとどまった具体的な理由について、復興計画等との調整等に時間を要した要因を含めて、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復興交付金の執行状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復興交付金の執行状況に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、特定地方公共団体(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四条第一項に規定する特定地方公共団

体をいう。)が復興交付金事業等(同法第七十八
第一項に規定する復興交付金事業等をいう。)を
実施するに当たっては、事業間の調整等、当該特
定地方公共団体の復興計画を具体的に事業化す
ための調整や地元住民との合意形成等に時間を
要することによるものである。

なお、復興交付金(同条第三項に規定する復興
交付金をいう。)については、平成二十四年三月に
第一回の配分として約二千五百十億円の配分を
行い、同年五月に第二回の配分として約二千六
百十二億円の配分を行い、現在、第三回の復興
交付金事業計画(同法第七十七条第一項に規定
する復興交付金事業計画をいう。)の提出を受け、
第三回の配分に向けた作業を進めているところ
である。

東日本大震災復旧・復興関係経費の今後の
執行体制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて
提出する。

平成二十四年七月五日

若林 健太

参議院議長 平田 健二殿

東日本大震災復旧・復興関係経費の今後の
執行体制に関する質問主意書

去る六月二十九日、復興庁は、東日本大震災
復旧・復興関係経費として平成二十三年中に計
上した予算全体の執行率が約六割、とりわけ東
日本大震災復興交付金の執行率は約十六パー
セントにとどまったとの事実を公表した。

このような事態は異例であるところ、前年度か

らの繰越分及び今年度の当初予算で新たに計上
された同経費について、予算の着実な執行が求
められる。執行率が低迷する要因には、事業費
の見込みが過大であった点だけではなく、復興
計画等との調整や関係府省間の協議等に多大
な時間を要した点などが考えられる。被災地の
一日も早い復興・復興のために、政府は予算の
執行体制を充実させる必要があると考えるが、
今後の政府の方針を具体的に明らかにされたい。
右質問する。

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復
旧・復興関係経費の今後の執行体制に関する
質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復
旧・復興関係経費の今後の執行体制に関する
質問に対する答弁書

東日本大震災からの復旧・復興の早期の実現
のためには、東日本大震災による被害を受けた
地方公共団体(以下「被災自治体」という。)に
おける東日本大震災復興・復興関係経費による
事業の実施体制の充実等が重要であると考
えており、政府としては、全国の地方公共団
体の被災自治体への継続的かつ安定的な派遣
を関係機関に対して働きかける等、引き続き、
被災自治体に対する人的支援等に取り組むこ
ととしている。

福岡県田川郡添田町のような国民の共有財
産である水源を存する自治体の汚水処理の推
進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて
提出する。

平成二十四年七月六日

秋野 公造

参議院議長 平田 健二殿

福岡県田川郡添田町のような国民の共有財
産である水源を存する自治体の汚水処理の推
進に関する質問主意書

人口規模の小さい市町村では、汚水処理人口
普及率は全国の平均よりも依然低い水準であ
り、政府はより一層の汚水処理に係る施策を講
じていかねばならない。今後も全国隅々まで汚
水処理を推進するに当たっては、下水道と浄化
槽を組み合わせて、地域の実情に応じた取組を
進める必要がある。

例えば、福岡県田川郡添田町は北九州市を
流れる一級河川である遠賀川の源流の一つとな
るが、汚水処理人口普及率はわずか三十二・
五パーセントである。また、遠賀川の上流に当
たる嘉麻市はわずか二十三・四パーセントであ
る。

国は、汚水処理の普及状況を検討するに当
たっては、下流域の汚水処理が行われることの
みをみて、河川の水質保全が十分に行われてい
ると判断することは適当でないことに留意すべ
きである。

背後に英彦山が聳える地形では下水道の普及
が困難な地域であることから、浄化槽による整
備が

望ましいものの、下水道整備と浄化槽整備に係
る国による助成率の不公平は未だに放置され
てしまっている。上流の自治体が清流を守るこ
と、下流の自治体にも恩恵をもたらす。その責
任を下水道整備が困難な地域に求めることは不
公平である。国民及び自治体間の共有財産であ
る貴重な水源を守るためにも、国は一層の汚水
処理を推進するべきと考える立場から、以下、
質問する。

一 汚水処理の能力が同様である浄化槽と下
水道の整備に係る助成率が異なることの妥当
性について、政府の見解を伺う。

二 国民の共有財産である清流を存しながら、
地理的条件などの要因により下水道を整備す
ることを困難な自治体に対し、低い

助成率で汚水処理能力を高めることを求める
ことは、同等の汚水処理機能を実現するに当
たり過度の負担を強いる結果となる。地理的
条件等の要因により浄化槽で整備を行う方が
妥当であると考える地域に対しては、浄化槽
整備の助成率を下水道整備並みの二分の一ま
でかさ上げすべきと考えるが、政府の見解を
伺う。

三 水源を守ることは国の責務である。上流
地域は山地となつており、前記したよう
な下水道整備が特に困難な地域に当たると考
える。地理的条件等の要因により浄化槽で整
備を行う方が妥当であり、かつ、水源を守る
ことにつなげる上流地域の汚水処理施設の整
備に対しては、浄化槽整備の助成率を下水
道整備並みの二分の一までかさ上げすべき
と考えるが、政府の見解を伺う。

右質問する。

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員秋野公造君提出福岡県田川郡添田町のような国民の共有財産である水源を存する自治体の汚水処理の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秋野公造君提出福岡県田川郡添田町のような国民の共有財産である水源を存する自治体の汚水処理の推進に関する質問に対する答弁書

一について

浄化槽と下水道の整備に係る国の助成率は、これらの施設の公共性や受益効果の範囲等について総合的に勘案した上で、それぞれ定められているところである。

二及び三について

浄化槽を整備する地域の地理的条件等の要因のみをもって、その整備に係る国の助成率を引き上げるとは、現時点では考えていない。

なお、環境省においては、浄化槽の整備に係る事業を実施する地方公共団体に対し、当該事業が「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業」(以下「低炭素事業」という。)の事業要件に合致する場合には、特例として、交付対象事業費の二分の一の助成を行っているところであり、御指摘のような地理的条件等の要因により浄化槽の整備を行うことが妥当と考えられる地域がある地方公共団体においては、低炭素事業を活用することが可能である。

次世代スーパーコンピュータ「京」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十四年七月九日

参議院議長 平田 健二殿

山谷えり子

次世代スーパーコンピュータ「京」に関する質問主意書

政府は、平成十八年より国家プロジェクトとして、次世代スーパーコンピュータシステムの開発を進めてきた。

「京」と名付けられた我が国の次世代スーパーコンピュータは、昨年には、世界初のペタフロップスを達成し首位を獲得したが、本年六月のランキングでは、米国IBM製の「Jaguar」に記録を抜かれ、世界第二位になってしまった。

そこで、以下のとおり質問する。

一 スーパーコンピュータシステムの開発については、平成二十一年十一月の行政刷新会議における「事業仕分け」で、仕分け人であった民主党の蓮舫参議院議員(のちに行政刷新担当大臣が「世界一になる理由は何があるんでしょうか。二位じゃダメなんですか」と発言し、平成二十二年年度予算も「事実上の凍結」から紆余曲折の後、概算要求から四十億減で計上された。事業仕分けによる大幅な予算削減と、今回二位という結果となったことの因果関係について、政府としてどう考えるか。

二 そもそも、我が国における次世代スーパーコンピュータシステムの開発の意義について、政府はどのように考えているのか示されたい。

三 今後の次世代スーパーコンピュータシステムの開発の方向性について、政府はどのように考えているのか示されたい。

右質問する。

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山谷えり子君提出次世代スーパーコンピュータ「京」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出次世代スーパーコンピュータ「京」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のスーパーコンピュータ「京」(以下単に「京」という。)の開発を行った「次世代スーパーコンピュータ・プロジェクト」(以下単に「プロジェクト」という。)においては、これを開始した平成十八年度の時点で、これを開

ス級の演算性能を有し、汎用性を重視した世界最先端・最高性能の次世代スーパーコンピュータを平成二十四年度までに開発・整備することとしていたものであり、平成二十一年に実施された行政刷新会議の事業仕分け(以下単に「事業仕分け」という。)の評価等を踏まえ、開発・整備の方針を開発側から利用側の視点に立つものに転換し、平成二十二年年度予算の概算要求において要求していた開発・整備の加速に要する経費を削減するなどの見直しを行ったが、これにより、十ペタフロップス級の演算性能を有する次世代スーパーコンピュータを開発・整備する

という点に変更を加えたものではなく、平成二十三年十一月、「京」において十ペタフロップス級の演算性能を実現したところであり、御指摘の「今回二位という結果となったこと」が事業仕分けによるものであるとは考えていない。

二について

御指摘の「我が国における次世代スーパーコンピュータシステムの開発の意義」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、プロジェクトは、計算科学技術を更に発展させ、広範な分野の研究及び産業における幅広い利用のための基盤を提供することにより、我が国の競争力の強化に資するとともに、多様な分野で社会に貢献する研究成果を挙げること、並びに我が国において、継続的にスーパーコンピュータを開発していくための技術力を維持及び強化すること等の意義があると考えている。

三について

「京」の共用開始後は、「京」を含む我が国の主要なスーパーコンピュータ等を国全体の研究開発基盤として機能させることが重要であると考えており、文部科学省において実施している「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ計画」(以下「HPCI計画」という。)において、「京や東京大学等全国の九つの大学が保有するスーパーコンピュータ等をネットワークで結ぶとともに、これらのスーパーコンピュータ等を一つのユーザアカウントにより利用するなどできるようにするシステムを構築し、その共用を平成二十四年九月末に開始することを予定している。

また、同省において、今後十年程度を見据え、「今後のHPCI計画推進のあり方」に関する

る検討ワーキンググループ」を開催して今後のH P C I計画推進の在り方を検討しているところであり、将来のH P C I計画推進の在り方について、平成二十五年夏ごろまでに中間取りまとめを行うべく、調査・検討を進めていくこととしている。

北京常設展示館事業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月九日

参議院議長 平田 健二殿

山谷えり子

北京常設展示館事業に関する質問主意書
平成二十四年五月三十一日、警視庁公安部は外国人登録法違反などの容疑で在日中国大使館の李春光元書記官を書類送検した。李元書記官は、鹿野農水大臣(当時)や筒井農水副大臣(当時)らと、日本の農産物の対中輸出促進事業計画を進めていたことが明らかになっている。現在、農水省内に「展示館事業に係る論点調査チーム」と「機密保持に関する調査チーム」が発足し、調査を進めているところと承知している。

そこで、以下のとおり質問する。

一 本件に関しては、農林水産省の機密文書が外部に流出した可能性が疑われ、現在、省内に「展示館事業に係る論点調査チーム」と「機密保持に関する調査チーム」が発足し、内部調査を進めているところと承知しているが、そもそも当時の大臣や副大臣など政務三役が関与している件につき、省内だけの調査チームで真相究明

ができるのか甚だ疑問である。第三者によつて構成される調査チームでの真相究明が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

二 本年二月二十四日付、李元書記官名で農林水産大臣宛てに「中国農産食品有限公司は、高端農産品展示会に出品される米及び粉ミルクの受け入れについて中国農産食品有限公司が北京海関、北京検疫と協議し、了解を得ており、責任をもつて受け入れますのでお送りください」という内容の確認書が発信されていたことが明らかとなつている。本来、相手国には大使名で外務省宛てに発信するのが正式のプロトコールと考えるが、過去に書記官が我が国の各省の大臣宛てに、直接、手紙を出した例はあるか。

三 「機密保持に関する調査チーム」による「機密保持に関する調査結果(中間報告)の概要」によると、外部に流出した「機密性三」の四点の資料のうち、「米の需給見通しについて」の資料は、鹿野前大臣説明用と筒井前副大臣説明用の二種類が存在し、外部に提供された資料は筒井前副大臣説明用資料だったことが明らかとなつている。そして、本資料の配布を受けた筒井前副大臣及び作成者を含む六名の職員は、外部へは提供していないと回答しているとされる。また、同様に一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会(平成二十三年七月十一日設立)の代表理事は公電の写しを受け取ったことを認めているが、誰からもらったのか覚えていないとの回答をしている。

本件の経緯に鑑みれば、流出の事実が判明している以上、警察に告発すべきと考えるが、農林水産省はなぜ告発をしないのか。

また、情報流出は国家の威信に関わる問題で

ある。最終的に関係者のヒアリングを終え、提供の事実が確認されなかった場合の政府の今後の対応方針を示されたい。

四 前記三における「米の需給見通しについて」の資料内容は、作成当時は国家公務員法第百条第一項の「秘密」に該当していた可能性があり、外部への提供が「国家公務員法第百条第一項に違反するかどうか検討に値する」と岩本農水副大臣は発言しているが、今後の検討について政府の見解を示されたい。

五 李元書記官との面識等につき、前記三の中間報告によると、鹿野前大臣が出席した五回の会合及び筒井前副大臣が出席した七回の会合に元書記官も出席したものの、一対一で面会したことはないといわれる。他方、一部報道では、本年三月二日に千代田区内のホテルで鹿野前大臣と会食、筒井前副大臣も昨年一月には中国国有企業の代表の来日を元書記官らと空港に出迎え、一緒に新潟に視察に行ったこともあるとされる。「機密保持に関する調査チーム」は、この事実も把握しているのか。

また、大臣や副大臣が対外的に面談するに当たり、リスクマネジメントの観点からも一対一というシチュエーションは現実離れしていることが容易に想像できるが、敢えて「一対一での面会」という限定的な項目で調査を行っている理由について、政府の見解を示されたい。

六 平成二十二年十二月九日、筒井前副大臣と中国農業発展集団総公司との間で覚書が締結された。過去に政府が一企業と覚書を締結した例はあるか示されたい。

七 農水省の「展示館事業に係る論点調査チーム」の中間報告によれば、「政府と企業が覚書を締結

結することは一般的ではないが、外務省からフレンドリー・アドバイスがあったこともあり、形式・内容両面から法的拘束力がないことを確認の上で覚書が締結されたことを確認」とある。この「フレンドリー・アドバイス」とは、どのようなことを指しているのか。また、一般的ではない政府と企業間の覚書が何故交わされたのか。

八 平成二十三年二月四日、鹿野前大臣は中国側から常設展示館の場所を確保するために必要と求められ、中国農業発展集団総公司に対して声明を書簡で出したというが、実質的に政府保証したことになると考えるが、政府の見解を示されたい。

九 平成二十三年十二月、協議会から農水省に対し、輸出倍増サポート事業の補助金(上限二千五百万円)の交付申請が行われたが、展示館がオープンしていないことから、補助金は交付されなかった。しかし、そのような中で同年十二月二十五日、野田首相は筒井前副大臣の要望で中国の展示館を視察している。補助金が交付されず、オープンもされていない展示館について、前日になって急にスケジュールを変更してまで視察日程に組み込んだことは異例であると考ええる。何故、野田首相は視察したのか。

十 農水省は展示館事業に関連し、協議会の設立に向け関係団体や都道府県に対する参加の働きかけや定款案等を作成し、さらに、昨年十二月二十五日に訪中した野田首相は筒井前副大臣からの強い要望により展示館を視察するなど、一民間団体に対する支援としては異例とも言える対応をしている。しかしながら、日本政府が本事業の債務負担を求められていることに関しては、政府は民間団体がやったことと説明してお

り、説明には矛盾があると考えるが、政府の見解を示されたい。

十一 本事業に関連し、都道府県知事宛てには鹿野前大臣署名の協議会への賛同を呼び掛ける文書を発信、一月二十八日開催の中国輸出促進会議終了後には筒井前副大臣名にて都道府県知事と関係企業社長宛てに参加意向伺いの文書を発信している。本事業に関し、農水省担当者が各種団体や企業に対して個別に説明を行ったと承知しているが、説明を行った団体・企業名を示されたい。また、民間団体の事業に際し、農水省が個別に訪問し説明を行うことについて、政府の見解を示されたい。

十二 「展示館事業に係る論点調査チーム」による展示館事業の今後の在り方の検討について、中間報告では、「改めて中国農業部との連携を深め、その上で農林水産省が一定の役割を果たすことが重要であると考えられる」と記されているが、「一定の役割」とは具体的にどのような役割を想定しているのか。さらに、農水省が本事業を今後行っていくことか。その場合、参加する民間団体・企業の事業とも深く関連することから、政府が果たす役割を逸脱するおそれがないのか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山谷えり子君提出北京常設展示館事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出北京常設展示館事業に関する質問に対する答弁書

一について

農林水産省は、本年六月二十九日に、「機密保持に関する調査結果(中間報告)」(以下「機密保持調査結果」という。)及び「北京常設展示館事業に係る論点の調査結果(中間報告)」(以下「論点調査結果」という。)を公表したところであり、今後、機密保持調査結果及び論点調査結果について、検察官であった者を含む弁護士三名程度による法的見地からの評価及び助言(以下「第三者評価」という。)を実施することとしている。

二について

お尋ねの「手紙」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また調査に膨大な時間を要するため、お答えすることは困難である。なお、御指摘の「正式のプロトコール」の意味するところが必ずしも明らかではないが、外交使節団と接受国の外交機関との間で用いられる連絡手段としては、口上書が一般的であると承知している。

三及び四について

機密保持調査結果においては、「今後の米の需給見通しについて」と題する資料は、作成した時点には国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百条第一項に規定する「秘密」に該当していた可能性があり、農林水産省の一般職の職員が当該資料を外部へ提供したことが明らかとなった場合、同項に規定する守秘義務の違反を理由として告発することも含め、関係当局と相談することとしたところである。
今後、同省は、一についてでお答えしたとお

り、機密保持調査結果について、確認した事実関係が犯罪に該当するかどうかを含め、第三者評価を実施し、この中で、告発についても意見を聴くとともに、関係当局とも相談し、告発について判断することとしている。

なお、同省の外部に提供されたことが確認された資料については、当該提供を行った者の特定について必要な情報等の提供を引き続き関係者に求めているところであり、今後とも、その特定に努める考えである。

五について

農林水産省が機密保持調査結果を取りまとめるために設置した「機密保持に関する調査チーム」においては、御指摘の「本年三月二日に千代田区内のホテルで鹿野前大臣と会食」したとの報道については承知していないが、鹿野農林水産大臣(当時)が昨年三月二日に在日本国中国大使との東京都千代田区における夕食会において李元書記官と同席したこと及び筒井農林水産副大臣(当時)が同年一月に中国国有企業の代表者の来日を李元書記官らと空港に出迎え、新潟県における視察に同行したことについては把握しており、これらの事実を踏まえて、機密保持調査結果を公表したところである。また、御指摘の「二対一の面会」については、当事者同士で密かに相談が行われたものではないことを示すために、機密保持調査結果に記載したものである。

六について

各府省庁の政務三役と国内外の企業が「覚書」という名称で過去五年間に作成した文書の有無について調査したところ、筒井農林水産副大臣(当時)と劉中国農業発展集団総公司董事長との

間で作成した覚書(以下「本件覚書」という。)以外に該当する文書は、現時点では確認されていない。

七について

お尋ねの「フレンドリー・アドバイス」とは、非公式な助言のことである。

また、本件覚書は、国際約束ではなく、法的拘束力がないものとして、農林水産省と中国農業発展集団総公司との間で相互に協力を行う意図を確認するために作成したものである。

八について

昨年二月四日に作成した鹿野農林水産大臣(当時)の声明(以下「本件声明」という。)は、国際約束ではなく、法的拘束力はないものとして発出しており、北京常設展示館の賃料を含む開設のための経費については、「日本側中国輸出促進協議会(仮称)」が賃料を含め開設に伴う経費・・・を負担することを基本とする」と記述し、民間事業体である一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会(以下「協議会」という。)が負担する内容としている。

本件声明における農林水産省の役割は、あくまでも、所掌及び利用可能な予算の範囲内で協議会の設立及び活動を支援することとしており、北京常設展示館の賃料を含む開設のための経費の支払に係る債務を保証する内容は含んでいない。

九について

筒井農林水産副大臣(当時)から野田内閣総理大臣に対し、北京常設展示館を視察してほしい旨の要請があり、北京空港到着後、空港からの移動の途中で短時間、同内閣総理大臣が立ち寄ることとしたものである。

十について

農林水産物・食品の輸出促進は、東日本大震災後、我が国の農林水産物・食品に対する諸外国の輸入規制が続く中、我が国にとって重要な政策課題であることから、農林水産省は、北京常設展示館事業の日本側の実施主体となる民間事業者が設立されるまでの間、同事業の企画、調整等に関する業務を支援するとともに、野田内閣総理大臣の北京常設展示館への視察を提案したものである。一方、このような取組を行ってきたこと、北京常設展示館の賃料を含む開設のための経費に対する支援を行うか否かの判断を行うことは別の問題であると認識しており、「説明には矛盾がある」との御指摘は当たらないと考えている。

十一について

昨年二月から六月頃にかけて、農林水産省の筒井農林水産副大臣(当時)及び一般職の職員が、農林水産業関係団体、食品産業関係団体及び食品企業等(以下「団体及び企業」という。)に対し、当時予定されていた鹿野農林水産大臣(当時)が参加する農林水産物・食品の輸出促進のための訪中団への参加及び協議会の設立への協力を働きかけたところである。このような働きかけは、中国への農林水産物・食品の輸出の促進が重要な政策課題であることから、北京常設展示館事業の日本側の実施主体となる民間事業者が設立されるまでの間、同事業の企画、調整等に関する業務への支援の一環として行ったものであり、このように、政策目的を円滑に達成するために関係する民間事業者等に対し説明及び協力要請を行うことは、これまでも一般的な

に行っているところである。

働きかけを行った団体及び企業の具体的な名称については、公にすることにより当該団体及び企業の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

十二について

これまで、農林水産省においては、北京常設展示館事業の日本側の実施主体となる民間事業者が設立されるまでの間、同事業の企画、調整等に関する業務への支援の一環として団体及び企業の意向確認等を行ってきたところであるが、論点調査結果における同省の「一定の役割」とは、中国農業部及び中国国家質量監督檢驗檢疫総局との調整等の内容を踏まえながら、行政としての立場から、民間事業者が行う事業に關与していくことを想定したものである。

メドヴェージェフ・ロシア連邦首相の国後島訪問に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年七月九日

佐藤 正久

参議院議長 平田 健二殿

メドヴェージェフ・ロシア連邦首相の国後島訪問に関する質問主意書

平成二十四年七月三日、メドヴェージェフ・ロシア連邦首相が、我が国固有の領土でありながら、ロシアによる不法占拠が行われている北方領土の国後島を訪問した。同首相は、平成二十二年

十一月の大統領在任時にも同島を訪問しており、今回で二度目となる。これは誠に許し難い暴挙であり、断じて容認出来るものではない。

北方領土問題については、本年六月十八日にメキシコにおいて開催された日露首脳会談終了後の野田内閣総理大臣、長浜官房副長官等の会見において、交渉の「再活性化」を図る、また、交渉を「静かな環境」の下で進めていくことで一致したと記者団に対し表明があったと承知していた。

しかるに七月五日、藤村官房長官は会見で、前記会談において「再活性化」という言葉自体用いられていなかった旨発言した。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 前記会談の後、野田内閣総理大臣、長浜官房副長官等が、実際の会談内容と異なった説明を行った意図は何か、明らかにされたい。

二 事実と異なる情報発信は、島を奪われた島民及び北方領土返還運動関係者への背信行為であると認識しているが、政府の見解如何。

三 これまで日露間の様々な会談(電話会談含む)等において、「静かな環境で」話し合いたい旨で一致したとされているが、今般のメドヴェージェフ首相による国後島再訪問は、その「静かな環境」構築と相反するものであると認識せざるを得ない。この「静かな環境」で話し合いたい旨で一致したとする、これまでの我が国政府による情報発信は事実か否か。政府の見解如何。

四 北方領土問題をめぐり、ロシア上院のシニャキン外交副委員長が、「日本の政治家は第二次世界大戦で連合国側に無条件降伏したことを思い出すべきだ」と述べたとされているが、この「無条件降伏」発言は、歴史的事実に基づく我々

の認識と反するものである。第二次世界大戦終結に係る「無条件降伏」論に対する野田内閣の見解如何。

右質問する。

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出メドヴェージェフ・ロシア連邦首相の国後島訪問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出メドヴェージェフ・ロシア連邦首相の国後島訪問に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の説明は、御指摘の会談におけるやり取りを踏まえて行われたものであり、政府として、当該会談の内容について事実と異なる説明は行っていない。

三について

日露両政府は、これまでの日露首脳会談、日露外相会談等において、北方領土問題について静かな環境の下で議論を継続していくことで一致してきており、政府として行ってきた情報発信は、このような事実を説明してきたものである。

四について

「無条件降伏」については、確立した定義があるとは承知しておらず、一般的に、「降伏」とは、戦闘行為をやめ、敵の権力下に入ることを意味し、その際に条件付けのない場合には、無

条件降伏」と称されることがあると承知しているが、その意味するところは文脈等にもよるものであり、したがって、お尋ねの「無条件降伏」論について、一概にお答えすることは困難である。

日韓秘密情報保護協定の締結に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月九日

宇都 隆史

参議院議長 平田 健二殿

日韓秘密情報保護協定の締結に関する質問主意書

平成二十四年六月二十九日に締結予定であった日韓秘密情報保護協定は、韓国側の都合により延期されることとなった。七月五日に行われた自由民主党国防部会における外務省アジア大洋州局の説明によると、二十九日午後八時にキム・ソンファン韓国外交通商部長官より、「韓国の国内の事情、特に国会との関係から、本協定の署名の延期を要請することとなった」として日本側の理解を求めた。これに対し、玄葉外務大臣は「韓国側の説明は理解した」と述べたとある。

一 「韓国」の国内事情及び「国会との関係」とは、具体的に何か。
二 本協定を早期締結させねばならない具体的意義は何か。

三 韓国国内世論の反発は、いわゆる慰安婦問題等の歴史認識の誤認からくるものであるが、その対応に苦慮する現韓国政府の立場に一定の理解を示すことは、韓国側の歴史認識を容認し、誤ったメッセージを与えることになるのではないか。政府の見解を示されたい。

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員宇都隆史君提出日韓秘密情報保護協定の締結に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員宇都隆史君提出日韓秘密情報保護協定の締結に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

お尋ねの「韓国の国内事情」及び「国会との関係」について我が国政府として説明する立場にはないが、本年六月二十九日の日韓外相電話会談において玄葉外務大臣は、秘密情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名を延期したい旨の金外交通商部長官の説明に理解を示したものであり、「対応に苦慮する現韓国政府の立場に一定の理解を示すことは、韓国側の歴史認識を容認し、誤ったメッセージを与えることになる」との御指摘は当たらない。

二について

協定については、署名に向けて大韓民国との間で調整中であるが、協定が締結されれば、現

下の東アジアの安全保障をめぐる環境において重要である日韓間の情報共有を拡大させるための基盤が形成され、日韓両政府間の情報提供がより円滑かつ迅速に行われるとともに、我が国政府が大韓民国政府に提供する防衛関連の情報保護につき大韓民国政府から国際約束上の保証を得ることができるようになることから、日韓間の安全保障分野における協力が強化され、ひいては我が国の外交活動の効果的な推進に資することを期待している。

後発医薬品の利用促進のための環境整備に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月九日

田村 智子

参議院議長 平田 健二殿

後発医薬品の利用促進のための環境整備に関する再質問主意書

先般、私が提出した「後発医薬品の利用促進のための環境整備に関する質問主意書」（第百八十回国会質問第一五一号）に対する答弁書（内閣参質一八〇第一五一号）を受領したが、質問に対して明確な答弁がなされていない事項があることから、以下、再度、質問の趣旨を明確にして質問する。

前記答弁書においては、先発医薬品と効能が違いう後発医薬品が代替処方された場合等における査定について、診療報酬の審査の一般的な原則を述べるに留まり、明確な答弁がなかった。この問題

について、社会保険診療報酬支払基金は「保険薬局において、先発医薬品と効能効果に違いがある後発医薬品に変更調剤された場合に、結果として支払基金の審査で適応外として査定され、保険医療機関又は保険薬局のいずれかに査定額を請求しなければならぬケースが生じる。」「しかしながら、保険薬局から処方せんを取り寄せても保険医療機関又は保険薬局のいずれに對し、当該査定分を請求するかの判断は困難であると考えられ」（社会保険診療報酬支払基金、二〇二二年一月三十日記者会見資料）として、先発医薬品と効能効果が違いう後発医薬品が代替調剤された場合の取扱について、文書（平成二十二年十二月十三日付け本審企調〇〇〇一七〇）によつて厚生労働省に對して照会を行った。これに對して、厚生労働省は社会保険診療報酬支払基金理事長あて厚生労働省保険局長通知において、「先発医薬品と効能効果が違いう後発医薬品について、一律に査定を行うことは、後発医薬品への変更調剤が進まなくなることも、また、それに伴い、医療費が増える可能性があること等を保険者に説明し、影響を理解してもらうよう努めていただきたい。」（平成二十四年一月十七日・保発〇一七第一号。以下「本通知」という。）と回答を行っている。

一 現在も本通知の見解は維持されているのか明らかにされた。

二 本通知は、国保連が行う診療報酬の審査にも当てはまる見解が明らかにされた。

三 本通知について、医療機関、調剤薬局、審査支払機関、各保険者、各地方厚生局などに周知すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員田村智子君提出後発医薬品の利用促進のための環境整備に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田村智子君提出後発医薬品の利用促進のための環境整備に関する再質問に対する答弁書

一について
お尋ねの通知で示した見解について変更はない。

二及び三について

国民健康保険団体連合会も含めた審査支払機関における診療報酬請求の審査については、一律に査定を行うべきものではなく、個別の症例に応じて、保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和三十三年厚生省令第十五号)、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)等に基づき行われるべきものであり、お尋ねの通知はこうした審査の原則を踏まえた見解を示したものである。したがって、お尋ねの通知で示した見解を保険医療機関、保険薬局、審査支払機関、保険者又は地方厚生局に個別に周知することは考えていない。

障害基礎年金及び障害厚生年金の周知広報の在り方及び実態に即した弾力的な認定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年七月十日

浜田 昌良

参議院議長 平田 健二殿

障害基礎年金及び障害厚生年金の周知広報の在り方及び実態に即した弾力的な認定に関する質問主意書

我が国における公的年金制度においては、国民の安心を支えるために、老齢年金制度、遺族年金制度の他に障害年金制度が用意されている。障害年金制度は、予見できない疾病やけがにより障害を負ったことで、それまでと同様の生活が送れなくなった者に対し、一定の年金を支給し生活を支えるセーフティネット機能を有する制度である。しかしながら、政府が本年六月八日に閣議決定し国会に提出した「平成二十三年障害者施策の概況」によれば、年金等の受給状況について、「在宅の身体障害者(十八歳以上)では、公的年金の受給者が六十七・七パーセント、公的年金の受給者が十六・六パーセントとなっている。在宅の知的障害者(二十歳以上)では、年金又は手当の受給者が七十四・九パーセントを占めている。外来の精神障害者では、障害年金の受給者二十五・七パーセント、障害年金以外の年金の受給者十一・二パーセント、公的手当の受給者二・一パーセントとなっているが、統合失調症では四割の者が障害年金を受給している」と記述されている(同書三十九頁)。このことから身体障害者及び知的障害者と精神障害者の間では、障害年金の受給状況に格差が生じていることが窺われる。また、このような障害年金の受給率の背景には、制度の存在や手続を知らない等の事情により、あるいは、受給要

件を満たすための書類が揃わないために、申請が適切になされず、結果として本来受給できるはずの年金を受給できない事例が多数存在していると指摘されている。

私宛てにも、うつ病のために家に引きこもった際に、障害基礎年金及び障害厚生年金の制度を知らなかったことにより申請の機会を逸してしまつたことに関する相談や、二十歳前障害による障害基礎年金の請求において、初診から長期間経過しているために初診日が確認できる書類を添付することができないとの相談など、切実な生活の窮状を訴える声が寄せられている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 障害基礎年金及び障害厚生年金は、国民年金法及び厚生年金保険法において、障害の原因となる疾病等の初診日から起算して一年六か月を経過した日(以下「障害認定日」という。)において、障害等級に該当する程度の障害の状態にある時に、支給することとされている。さらに、障害当事者は、申請に当たり、障害認定日から三か月以内に障害の状態にあることが確認できる診断書を取得しなければならない。

しかしながら、心の病で引きこもった場合、障害認定日の段階で制度の存在や手続を知らない障害当事者が現実には多く存在しており、申請の道が途絶え、保険料を納めていたにもかかわらず制度を利用することができないといった結果も生じている。

障害基礎年金及び障害厚生年金の制度を知らない障害当事者が現実には多く存在する実態を踏まえ、政府として制度の周知徹底に努めるべきであることは言うまでもないが、野田内閣は

これまでどのような取組を行ってきたのか具体的に示されたい。

二 初診日から一年六か月後に障害の程度を認定するという初診日要件などを含めた障害基礎年金及び障害厚生年金の制度の周知広報に当たっては、医療関連団体や各医療機関と連携して制度自体の認知度を高めるための取組を促進させることに加え、受給要件を満たす可能性の高い者に対して周知を図ることにより申請漏れが生じないようにするための取組なども必要であると考えますが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

三 平成二十三年十二月十六日付けの厚生労働省年金局事業管理課長通知(年管管発二二一六第三号)により、平成二十四年一月四日から、二十歳前障害による障害基礎年金の請求において、初診日が確認できる書類が添付できない場合について弾力的な運用が図られたところである。明らかに二十歳以前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを複数の第三者が証明したものを添付できる時は、初診日を明らかにする書類として取り扱うこととされている。

二十歳前障害における初診日の確認の困難性に鑑みれば、第三者の証言についてできるだけ幅広く証明力を認めることや、診察券や薬局で発行される薬袋、日記や家計簿、その他の医証によらない資料等についても初診日を明らかにするための証明資料として、請求者の実態に即して取り扱うべきであると考えますが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出障害基礎年金及び障害厚生年金の周知広報の在り方及び実態に即した弾力的な認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出障害基礎年金及び障害厚生年金の周知広報の在り方及び実態に即した弾力的な認定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの障害基礎年金及び障害厚生年金の制度(以下「障害年金制度」という。)については、障害年金制度の概要等の厚生労働省や日本年金機構のホームページへの掲載のほか、政府広報オンライン、ラジオ放送、新聞広告、インターネット広告等を活用した周知に努めている。

また、医療関係団体や関係学会に対しては、障害年金制度の概要等のホームページや定期刊行物への掲載を依頼するなど、様々な機会を捉え、障害年金制度の周知について協力を求めている。

政府としては、これらの取組により、障害基礎年金や障害厚生年金の請求漏れが生じないよう、障害年金制度の周知に努めていきたい。

三について

お尋ねの二十歳前障害による障害基礎年金の請求における初診日については、障害の原因となった疾病又は負傷(以下「傷病」という。)の初診日を初診の医療機関が証明した書類を提出できない場合には、当該書類に代えて、当該書類

を提出できないことの理由書と御指摘の診療券、薬局が発行した薬袋、請求者が二十歳前に障害の原因となった傷病について医療機関で診療を受けていたことを複数の第三者が証明した書類等の初診日の確認の参考となる客観的な資料とを併せたものを、国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第三十一条第二項第六号に掲げる障害の原因となった傷病に係る初診日を明らかにすることができ書類として取り扱い、当該書類と当該傷病の性質等を総合的に勘案して、確認を行っている。

東京電力福島原発事故直後の放射能汚染図情報に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年七月十一日

宇都 隆史

参議院議長 平田 健二殿

東京電力福島原発事故直後の放射能汚染図情報に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所の事故直後の昨年三月十七日から十九日、米国エネルギー省が米軍機で放射能測定(モニタリング)を行い、詳細な汚染地図を提供したにもかかわらず、日本政府はこれを公表せず、関係府省間における情報共有も不十分で、住民の避難に活用していなかった。

一 米国エネルギー省から提供された放射能測定値は、事故直後の住民避難指示を適切なものとする上で、有用なものであったのか。政府の見

解を示されたい。

二 政府がSPEEDIの推定値と併せて米国提供の測定値を有効活用し、住民避難指示を適切に行っていたならば、結果的に被曝せずに済んだ住民がいる可能性はあるのか。政府の見解を示されたい。

三 米国エネルギー省から提供された放射能測定値を、住民避難に活用しなかった責任の所在はどこにあるのか。政府の見解を示されたい。

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員宇都隆史君提出東京電力福島原発事故直後の放射能汚染図情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員宇都隆史君提出東京電力福島原発事故直後の放射能汚染図情報に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、御指摘の「汚染地図」とは別に、文部科学省等は、平成二十三年三月十五日以降に行った放射線モニタリングにおいて、東京電力株式会社(以下「東電」という。)の福島第一原子力発電所の北西方向で局所的に高い空間線量率を観測し、同省は、同月十六日以降に、その結果を随時公表しており、内閣府原子力安全委員会は、当該結果及び国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告等を踏まえ、同年四月十日に、同発電所の事故発生から一年以内に積算線量が二十ミリシーベルトに

達するおそれのある区域を計画的避難区域とすること等を提案しており、原子力災害対策本部は、当該提案を踏まえ、当該区域を含む地方公共団体に事前の説明を行った上で、同月二十二日に、計画的避難区域の設定等を行っている。

三について

政府としては、関係機関において、情報の共有を含め連携が不十分であったと認識しており、今後は、外国による放射線モニタリングの結果も含めて、活用手順をあらかじめ定めるなど、適切な対応を行うよう努めてまいりたい。

次期戦闘機F-35Aに係る引合受諾書署名に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年七月十一日

宇都 隆史

参議院議長 平田 健二殿

次期戦闘機F-35Aに係る引合受諾書署名に関する質問主意書

航空自衛隊の次期戦闘機F-35A四機及びシミュレーター等について、日本政府は米国政府からの有償援助により調達するため、六月二十九日に引合受諾書に署名した。

右を踏まえ、以下質問する。

一 機種選定段階で提案会社は、提案内容について将来も拘束されることを前提としていると承知している。当該機の提案会社は三菱商事であるが、契約は米国政府となった。機種選定段階での提案内容に将来も拘束されるという前提条

件は、米国政府にも適用されるのか。政府の見解を示されたい。

二 契約条件が、提案内容と異なるものであった場合、正当性の確認及び責任の所在の主体はどのようになるのか示されたい。

三 生産計画総機数の変更、予算削減など米国の都合による価格高騰や開発遅れによる納期延期は、提案内容と異なることを受け入れる正当な理由となるのか。政府の見解を示されたい。

四 後方支援態勢は、ロッキードマーチン社を中核とするALGSを活用することを検討していることと承知しているが、F-35Aを導入する前提条件なのか、あるいは、国内に独自後方支援態勢を整備する選択肢が認められているのか示されたい。

五 在来戦闘機の後方支援態勢と比較して、ALGSを活用する場合のメリット・デメリットをそれぞれ示されたい。また、デメリットがある場合、その対策についても示されたい。
右質問する。

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員宇都隆史君提出次期戦闘機F-35Aに係る引合受諾書署名に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員宇都隆史君提出次期戦闘機F-35Aに係る引合受諾書署名に関する質問に対する答弁書

一について
次期戦闘機として提案されたF-35Aの提

案者は米国政府であり、我が国は、提案者に対し、取得段階及び運用段階における提案内容の厳守を求めてきており、機種選定後の平成二十四年一月下旬には、米空軍参謀長より、提案内容を厳守する旨の航空幕僚長宛ての誓約書を受領している。

二及び三について

今般の次期戦闘機の機種選定においては、我が国は、提案者に対し、提案内容の厳守を求めてきており、正当な理由のない価格上昇、納期遅延等は認めないこととしている。仮に、提案内容と異なる価格上昇、納期遅延等があった場合には、防衛省が提案者から事情を聴取し、個別具体的な事情に即し、お尋ねの点について判断を行うこととなる。

四について

F-35は、航空機の機体のみならず、新たな後方支援態勢であるALGS (Autonomic Logistics Global Sustainment)を含めた一体の航空機システムとして開発されており、航空自衛隊はF-35Aの導入によりALGSを利用することとなるものであるが、具体的にどのような利用するか、また、我が国国内企業をどの程度活用するかについては、現在、具体的な検討を行っているところである。

五について

従来の後方支援態勢においては、部隊による部品交換のため、航空自衛隊が部品の消費を予測し、必要な部品をあらかじめ購入して基地や補給処において在庫として保管している。また、外注修理の際には、修理に用いる部品の数や修理役務の工数に応じて対価を支払っている。

他方、ALGSにおいては、可動率等の維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払うPBL (Performance Based Logistics) という契約方式が採り入れられており、製造会社のロッキード・マーティン社が運営する情報システムを介し、F-35を使用する全ての国のために管理される共通の部品プールから、各国が必要な時に速やかに部品の供給を受ける仕組みとなっている。この仕組みにより、可動率の維持向上を図りつつ、コストの削減を図ることができるとされている。航空自衛隊がALGSを具体的にどのようなように利用するか等について、有事の際の対応や費用対効果等の観点も含め、現行と同等レベル又はそれ以上の後方支援を確保できるよう、現在、具体的な検討を行っているところである。

米エネルギー省提供の放射線測定データに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月十一日

山谷えり子

参議院議長 平田 健二殿

米エネルギー省提供の放射線測定データに関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所の事故直後、平成二十三年三月十七日から十九日に米国エネルギー省が米軍機で放射線測定を実施し、詳細な「汚染地図」データを提供したにもかかわらず、政府は放置したまま公表せず、地域住民の避難に活

用していないことが新たに判明した。
報道によると、在日米大使館経由で三月十八日と二十日の計二回、外務省に電子メールで提供され、同省が経済産業省原子力安全・保安院と、線量測定の実務を担っていた文部科学省に転送したが、いずれも公表せず官邸や原子力安全委員会にも伝えなかったとされる。

一 本データは、SPEEDIによる試算データと異なり、放射能の拡散方向を示す実測値が示されており、公表・活用されていれば住民が放射能拡散方向へと避難する事態を防げたと考え、政府の見解を示されたい。

二 経済産業省と文部科学省の政務三役に本情報報告されたのはいつか。また、防衛省は本情報をいつの時点で、どこから入手したのか。

三 SPEEDIの試算結果と本データの照合を実施したのか示されたい。

四 三月二十三日に米エネルギー省は、データを取りまとめて公表を開始し、同月二十四以降は毎日数日に一回の頻度で外務省から原子力安全・保安院を始めとする関係府省に対し実施結果を送付した。その後、四月六日、二十九日の間に米エネルギー省と文部科学省が共同して航空機モニタリングを実施し、その結果を五月六日に公表した。他方、政府が飯館村など五市町村を「計画的避難区域」に指定したのは、事故から一カ月以上経過した四月二十二日であった。こうした対応の遅れの原因について示されたい。

五 外務省から原子力安全・保安院に送付された初期資料は、原子力災害対策本部事務局放射線班には共有されていたことが確認されている

が、原子力災害対策本部事務局長等への共有は確認されていない。情報の伝達・共有に関する責任の所在を示されたい。また、今後の対策について示されたい。

六 防衛省は、三月十五日に簡易航空機モニタリング実施のため、原子力安全技术センターの測定要員二名と測定器を乗せた陸上自衛隊の航空機を離陸させたものの、四号機爆発の情報が入り、機長が安全に飛行できないと判断し飛行を中止した。このような事態に備え、無人航空機システムの導入についても検討の余地があると考え、政府の見解を示されたい。

七 政府の不作為により本データが公表されず、甚大な被害を被った住民の方々への責任を政府としてどのように考えるか。また、これらの住民の方々に対する補償の検討について、政府の見解を示されたい。

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山谷えり子君提出米エネルギー省提供の放射線測定データに関する質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出米エネルギー省提供の放射線測定データに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、平成二十三年三月十八日以降に米国内エネルギー省から提供を受けた御指摘の「汚染

地図」データ（以下「米国モニタリングデータ」という。）とは別に、文部科学省等は、同月十五日以降に行った放射線モニタリングにおいて、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所の北西方向で局所的に高い空間線量率を観測し、同省は、同月十六日以降にその結果を随時公表している。

二について

米国モニタリングデータについて、当時、経済産業省政務三役に報告が行われたという事実は確認されていないが、米国モニタリングデータのうち、平成二十三年三月二十日に外務省事務方が文部科学省事務方に提供したものであるが、同月二十一日に同省事務方から同省政務三役に報告が行われた。また、当時、防衛省は米国モニタリングデータの提供を受けていない。

三について

お尋ねの「照合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当時、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の試算結果と米国モニタリングデータを比較検討した事実は確認されていない。

四について

一について述べたとおり、文部科学省は、平成二十三年三月十六日以降に、同省等が行った放射線モニタリングの結果を公表している。内閣府原子力安全委員会は、当該結果及び国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告等を踏まえ、同年四月十日に、東京電力の福島第一原子力発電所の事故（以下「本件事故」という。）発生から一年以内に積算線量が二十ミリシーベルト

に達するおそれのある区域を計画的避難区域とすることを提案した。原子力災害対策本部は、当該提案を踏まえ、当該区域を含む地方公共団体に事前の説明を行った上で、同月二十二日に、計画的避難区域を設定したものである。

五及び七について

政府としては、関係機関において、情報の共有を含め連携が不十分であったと認識しており、今後は、外国による放射線モニタリングの結果も含めて、活用手順をあらかじめ定めるなど、適切な対応を行うよう努めてまいりたい。

また、本件事故により被害を受けた住民に対しては、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）に基づく東京電力による賠償が適切かつ迅速に行われるよう政府としても万全を期してまいりたい。

六について

防衛省は、東日本大震災への対応から得られた教訓も踏まえ、高線量等の環境下における情報収集を有効に行うため、平成二十三年度第三次補正予算において、無人偵察機システムに線量計等を装備させるとともに、可視カメラ等を装備した無人航空機を新たに取得し、それらの有用性を検証する等の経費として約十三億円を計上し、現在、所要の調達を行っているところである。

国連安全保障理事会の北朝鮮制裁に係る年次報告書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月十一日

参議院議長 平田 健二殿

山谷えり子

国連安全保障理事会の北朝鮮制裁に係る年次報告書に関する質問主意書

平成二十四年六月二十九日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会は、北朝鮮の制裁違反の実態についてまとめた年次報告書を公表した。内容は、不正輸出に中国・大連の企業が関与し、北朝鮮がシリアに兵器関連物資を輸出している実態を指摘している。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 二〇一二年年次報告書について、政府の見解を示されたい。

二 二〇一二年年次報告書の日本語訳の概要と報告書が、まだ作成されていない。いつ作成するのか、今後の予定を示されたい。

三 二〇一〇年次報告書については、日本語訳の報告書を作成したのか示されたい。

四 二〇一〇年次報告書に対する日本政府の分析結果を示されたい。

五 北朝鮮による日本人拉致問題を担当する関係大臣、副大臣及び大臣政務官は、二〇一〇年と二〇一二年年次報告書の内容を詳細に把握した上で、日本人拉致問題等に適切に対応すべきと考え、これらの年次報告書を踏まえた今後の対応策を具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山谷えり子君提出国連安全保障理事会の北朝鮮制裁に係る年次報告書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出国連安全保障理事会の北朝鮮制裁に係る年次報告書に関する質問に対する答弁書

一及び四について

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号パラグラフ二六に基づき設置された専門家パネルが同パラグラフ(d)に基づき作成し、国際連合安全保障理事会が平成二十二年十一月五日(現地時間)に公表した報告書(以下「平成二十二年報告書」という。)及び同パラグラフに規定する活動の期間を同決議千九百八十五号パラグラフ一において延長された専門家パネルが同決議第千九百八十五号パラグラフ二に基づき作成し、同理事会在平成二十四年六月二十九日(現地時間)に公表した報告書(以下「平成二十四年報告書」という。)は、いずれも、同決議第千七百十八号及び同決議第千八百七十四号に基づいて北朝鮮に対して行われた制裁措置の実施状況を包括的に分析するとともに、当該措置に違反する個別の事案について調査し分析した結果を具体的に記述しており、政府としては、当該措置の実効性の向上に資するものとして歓迎している。

二及び三について

平成二十二年報告書及び平成二十四年報告書

については、いずれも日本語訳を作成しておらず、作成する予定もない。なお、このうち、平成二十四年報告書については、外務省において概要を作成したところである。

五について

政府としては、平成二十二年報告書及び平成二十四年報告書も踏まえながら、引き続き関係国と連携し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号及び同決議第千八百七十四号に基づいて北朝鮮に対して行われている制裁措置等の実効性の更なる向上に取り組むとともに、拉致問題を含む北朝鮮をめぐる諸懸案の解決に向けて全力を尽くしていく考えである。

小型惑星探査機「はやぶさ2」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年七月十一日

山谷えり子

参議院議長 平田 健二殿

小型惑星探査機「はやぶさ2」に関する質問主意書

宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)は、小型惑星探査機「はやぶさ2」が小惑星1999 JU3の物質を持ち帰るサンプルリターン・ミッションについて、二年後の平成二十六年に打ち上げを計画している。二年後を逃してしまふと軌道の関係から、次の打ち上げの機会は十年先になるとも言われている。

生物の起源を明らかにし、イノベーションの大きな可能性のあるプロジェクトであるため、二年後の打ち上げ成功を国家として目指すべきと考えらる。

JAXAによると、探査機的设计・製作費が約百六十億円、H2Aロケットの打ち上げ費用が約百億円となることから、今年度と来年度の予算で合計二百六十億円が必要な計算となる。

しかし、平成二十四年度は七十三億円の予算要求に対し、半分以上の約三十億円しか予算が認められなかった。

そこで、以下のとおり質問する。

一 「はやぶさ2」プロジェクトの意義について、政府の見解を示されたい。

二 平成二十四年度予算で約三十億円しか認めなかったのはなぜか、具体的な理由を示されたい。

三 現在の予算額ではミッションを中止しろと言っているに等しいという専門家もいる。このような厳しい意見に対する政府の見解を示されたい。

四 今年度と来年度の予算で計算上約二百六十億円が必要となるプロジェクトに対し、今年度は約三十億円しか予算を認めなかったが、来年度には二百三十億円を計上するということが、予算計上の配分と今後の見通しについて、政府の方針を示されたい。

五 JAXAは、現在、「はやぶさ2」の打ち上げを含めた宇宙航空研究開発の更なる発展のために寄付を募っている。JAXAが寄付を求めなければならぬほど危機的状況にあるのはなぜか、政府の見解を示されたい。

六 政府はJAXAの「はやぶさ2」プロジェクト担当者らと意見交換を行っているのか。既に意見交換を行っているのであれば、成功を目指す途上にある当該プロジェクトの見直しに対する政府の見解を示されたい。

七 三月二十二日の参議院内閣委員会での私の質問に対し、古川宇宙開発担当大臣は、地球観測衛星、陸域観測技術衛星だいちALOS1の後継機ALOS2を優先すべきだろうと判断し、そちらの方の予算を重点化した旨を答弁しているが、これでは二年後の打ち上げを目指す「はやぶさ2」を犠牲にすることにならないか。

この点に関して、同委員会でも古川大臣は、「ちゃんと平成二十六年に打ち上げられると、そこはやっぱり守っていかなければいけないと思っています。」「しつかり二十六年度に予定どおり打ち上げができるように、これは責任を持ってやってまいりたいというふうに考えております。」と答弁しているが、「はやぶさ2」の二年後の打ち上げが確実となるのか。今後の宇宙航空研究開発の方向性について、国民が納得できるように、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山谷えり子君提出小型惑星探査機「はやぶさ2」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出小型惑星探査機「はやぶさ2」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「はやぶさ2プロジェクト」においては、水や有機物の存在が考えられる小惑星より試料を採取し、当該試料を分析することで、生命の材料となった水や有機物の起源の解明につなげることや、小惑星探査機「はやぶさ2」の打ち上げで試みた試料採取等に係る新しい技術を進継し更に発展させ、より確実に宇宙探査を行える技術を獲得すること等に意義があるものと認識している。

二から四までについて

「はやぶさ2プロジェクト」については、平成二十四年度予算編成における「予算編成に関する政府・与党会議」の中で「急速運用停止した陸域観測技術衛星（ALOS-1）の後継機（ALOS-2）」については、相対的に優先すべきものといった評価等を受けたこと等を踏まえ、同年度予算においては、探査機の開発を中心に約三十億円を計上したところである。

今後、探査機の開発や打ち上げに向けた予算を措置し、小惑星探査機「はやぶさ2」の打ち上げの実現に向けて、引き続き努力してまいりたい。

五について

御指摘の「危機的状況」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であるが、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、御指摘の「宇宙航空研究開発」の更なる発展のため、平成十七年度

から幅広く寄付金を募っているものと承知している。

六について

文部科学省においては、機構の「はやぶさ2プロジェクト」の担当者等とプロジェクトの進捗状況等について意見交換を行っている。平成二十六年年度の「はやぶさ2」の打ち上げの実現を目指し、引き続き努力してまいりたい。

七について

宇宙開発利用は総合的かつ計画的に推進すべきものであり、我が国の厳しい財政状況も踏まえ、重点化・効率化を図ることが必要であると考えているところ、二から四までについて述べたとおり、ALOS-2の開発等を相対的に優先すべきものと判断し、そのために必要な予算を措置したところである。

「はやぶさ2」についても、二から四までについて述べたとおり、その打ち上げの実現に向けて、引き続き努力してまいりたい。

航空自衛隊の次期主力戦闘機（FX）の機種選定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年七月十二日

山谷えり子

参議院議長 平田 健二殿

航空自衛隊の次期主力戦闘機（FX）の機種選定に関する質問主意書

政府は平成二十三年十二月二十日、安全保障会

議で、航空自衛隊の次期主力戦闘機（FX）としてF35の導入を決定し、これを閣議了解した。

そして、日本政府は平成二十四年六月二十九日、航空自衛隊の次期主力戦闘機（FX）として二〇一六年度に導入するF35について、米国防省と正式契約を交わした。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 米国防省は今年三月、F35の開発計画を二年間延長し、二〇一九年まで実戦配備できないとする報告書を議会に提出した。これを受けて、米軍は、五年間で百七十九機分の調達先送りを決めた。英国は、計画の再検討を行っており、カナダは、開発の遅れとコスト高騰によって当初の予算を大きく上回るため導入計画を凍結した。オーストラリアは、二機だけ導入し、ほかの十二機の導入は再検討する必要があると表明した。イタリアは、百三十一機から九十機と導入機数を大幅に削減すると決定した。このように、F35開発参加国が、いずれも再検討や導入凍結を決定している。

日本政府は、各国の対応に関し調査検討したのか。調査検討したのであれば、各国の対応状況について具体的に示されたい。

二 米国防省監査院が、F35の開発・配備が二〇一九年より更に遅れるとともに、費用増大のリスクがあると、開発計画に警鐘を鳴らす報告書をまとめ、議会に提出したが、日本政府は納期と価格は守られると認識しているか見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山谷えり子君提出航空自衛隊の次期主力戦闘機（FX）の機種選定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出航空自衛隊の次期主力戦闘機（FX）の機種選定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

米国防は、深刻な財政危機を背景として、国防費の削減等のために、平成二十四年一月下旬、五年間で百七十九機のF-35の調達の先送りを決定したものと承知している。また、その他の国のF-35の調達機数や調達ペース等についても情報収集を行っているが、各国がそれぞれの安全保障環境や財政状況等を踏まえて決定しているものと認識している。

我が国としては、今般の次期戦闘機の機種選定において、提案者に対し、提案内容の厳守を求めてきているだけでなく、機種選定後の平成二十四年一月下旬には、米空軍参謀長宛ての誓約書を受領しており、また、同年五月二十二日から二十六日まで、神風防衛大臣政務官が訪米し、防衛省の要求する平成二十九年三月末までに米側の提案内容どおりの機体を納入するように要請したのに対し、米側からは提案内容の実現に全力を尽くす旨発言があった。

こうしたことから、防衛省の要求する期限ま

でに米側の提案内容どおりの機体が納入されるものと考えている。

MV22オスプレイの配備に関する第三回質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月十三日

参議院議長 平田 健二殿

佐藤 正久

MV22オスプレイの配備に関する第三回質問
問主意書

平成二十四年七月十日の参議院予算委員会において、森本防衛大臣より、米海兵隊所属MV22オスプレイ(以下「オスプレイ」という。)の岩国基地への揚陸及び試験飛行に関し、種々答弁があつた。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 米軍はオスプレイ沖縄配備に際し、何故、直接沖縄(那覇軍港)に搬入せず、米軍岩国基地に揚陸し試験飛行を行うのか、その理由について、政府の承知するところを明らかにされたか。

二 山口県知事及び岩国市長も、オスプレイの安全性に関する説明等に納得できないとして、オスプレイの揚陸そのものに反対しているが、何故、米軍は岩国基地搬入にこだわるのか、その理由について、政府の承知するところを明らかにされたい。また、他の港に陸揚げし、陸送により横田基地や厚木基地等に搬入し、試験飛行

を行う等他の手段等について、日本政府から要請しないのか。日本政府の見解を問う。

三 山口県知事選挙は本年七月十二日告示、同二十九日投票であり、現知事はオスプレイの岩国基地揚陸反対の意向を示しているため、オスプレイの岩国基地揚陸が候補者の選挙公約にも影響しかねない。オスプレイの岩国基地揚陸は、森本防衛大臣によれば、山口県知事選挙の投票日前のスケジュールと見積もられるとの発言があつた。オスプレイの岩国基地揚陸が山口県知事選挙に与える影響を、日本政府はどのように認識しているのか、選挙戦前半の状況を踏まえた上で、その見解を明らかにされたい。

四 何故、山口県知事選挙の最中に、オスプレイを岩国基地に揚陸することになったのか、その理由を示されたい。また、揚陸日時投票日後の変更等を米国政府に日本政府から要請した事実はあるのか、明らかにされたい。

五 オスプレイの岩国基地揚陸に際しては、その日程が分かれば山口県等に説明すると、野田内閣総理大臣及び森本防衛大臣が明言しているが、説明対象となつている自治体名(基礎自治体含む)をすべて明らかにされたい。

六 オスプレイの岩国基地揚陸に際しては、陸上だけでなく、海上での抗議行動も予想されるが、日本政府は、米国政府から要請があれば、揚陸を円滑に行うために、海上保安庁や警察等をもつて対処する考えはあるか。また、抗議行動への対処に自衛隊を運用する可能性について、政府の見解を問う。

七 森本防衛大臣は、オスプレイの岩国基地揚陸後、事故調査の結果を受け安全性が確認される

までの間、一切の飛行は行わないと明言しているが、飛行以外に滑走路等でのエンジン始動や地上走行も一切行わないとの理解で良いのか。または、エンジン始動や地上走行はあり得るとの認識なのか。政府の見解を問う。

また、仮にエンジン始動を行う場合でも、山口県知事選挙の終了以降に行うよう米国政府に申し入れることは可能か。また、そのような申入れを行う考えはあるか。政府の見解を問う。

八 オスプレイを岩国基地から沖縄普天間基地へ配備するためには、事前に岩国基地周辺で試験飛行を行うことが必要となるが、試験飛行は洋上のみか、または、陸の上空でも行うことはあるのか。政府の承知するところを示されたい。

九 岩国基地周辺でオスプレイの試験飛行を行う際、観光客が安全性に不安を持ち、宮島観光や錦帯橋観光等に影響を与える可能性も否定できないと考えるが、これらの実害や風評被害対策、損害賠償対応の苦情窓口及び実害対応は日本政府が担うのか、または、米国政府になるのか。日本政府の見解を問う。

同じく、洋上で試験飛行を行う際、安全性を不安視する漁民が出漁を取り止める可能性についても否定できないが、これらの苦情窓口や実害対応は日本政府が担うのか、または、米国政府になるのか。日本政府の見解を問う。

十 オスプレイの定期修理エンジンのオーバーホールも含むについては、森本防衛大臣は米政府から通報を受けていないとしつつも、部隊ではなく外注で修理する可能性について、委員会が発言している。いずれにせよ安全性を担保し、国民に安心してもらう意味でも、定期修

理は重要だと考えるが、政府の見解を問う。

また、オスプレイの定期整備については、整備後の試験飛行も重要であり、安全上の観点からも米国政府に説明を求めた上で、沖縄県や定期整備を行う工場が所在する自治体に説明する必要があると思うが、政府の見解如何。右質問する。

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出MV22オスプレイの配備に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出MV22オスプレイの配備に関する第三回質問に対する答弁書

一、二及び四について

日米間のやり取りの詳細について明らかにすることは、米国との関係もあり、差し控えたいが、政府としては、普天間飛行場への垂直離着陸機MV22オスプレイ(以下「MV22」という。)の配備が円滑に行われるよう米国政府に必要な申入れを行ってきたところである。その結果、MV22については、普天間飛行場への配備に先立ち、港湾施設を有する飛行場である岩国飛行場に船舶により輸送して、陸揚げを行い、同飛行場において機体整備と若干の準備飛行を行った上で、普天間飛行場へ飛行することにより、安全かつ円滑に同飛行場への配備を行うことが可能であるとの理由から、岩国飛行場

において陸揚げが行われることになったものである。MV二二の陸揚げの時期については、米軍の運用上の観点から判断されたものと承知している。

三について

岩国飛行場におけるMV二二の陸揚げが御指摘の山口県知事選挙に与える影響について、お答えすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、引き続き、MV二二に係る安全性等について、地元の皆様の理解が得られるよう、丁寧に誠意をもって説明していく考えである。

五について

お尋ねの「日程」の説明については、青森県、三沢市、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、東京都、立川市、青梅市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、西多摩郡瑞穂町、新潟県、富山県、長野県、静岡県、御殿場市、裾野市、駿東郡小山町、大阪府、奈良県、和歌山県、広島県、大竹市、山口県、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、佐世保市、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び宜野湾市に対して行った。

六について

岩国飛行場におけるMV二二の陸揚げについては、安全確保等の観点から、関係省庁間で必要な連携を行い、適切に対処してきたところである。

七について

米政府においては、本年四月にモロッコで発生したMV二二の事故の調査結果と同年六月

に米国フロリダ州で発生した垂直離着陸機CV二二オスプレイの事故の調査結果が我が国政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間は、我が国におけるいかなるMV二二の飛行運用も控えることとしているが、地上におけるエンジンの調整等を行うことはあり得ると承知している。また、現時点において、お尋ねのような申入れを行う予定はない。

八について

MV二二の準備飛行については、岩国飛行場の東側海上方向に設定されている既存の飛行経路が使用されるものと承知している。

九について

お尋ねのような影響があった場合の対応等については、我が国政府が関係法律等に基づき適切に行うこととなる。

十について

お尋ねのMV二二の定期修理の方法等については、現在、米政府に対して照会しているところであり、情報の提供があった場合には、関係地方公共団体に対して、丁寧に誠意をもって説明していく考えである。

(参照)

七月二十六日議長において、左のとおり議席を変更した。

- | | |
|----|--------|
| 一七 | 西村まさみ君 |
| 二五 | 中谷 智司君 |
| 六〇 | 石橋 通宏君 |
| 六一 | 大野 元裕君 |
| 六二 | |

- | | |
|-----|--------|
| 六三 | 斎藤 嘉隆君 |
| 六四 | 小見山幸治君 |
| 六五 | 徳永 エリ君 |
| 六六 | 田城 郁君 |
| 六七 | 難波 奨二君 |
| 六八 | 江崎 孝君 |
| 六九 | 植松恵美子君 |
| 七〇 | 風間 直樹君 |
| 七一 | 大久保潔重君 |
| 七二 | 金子 恵美君 |
| 七三 | 牧山ひろえ君 |
| 七四 | 徳永 久志君 |
| 七五 | 水戸 将史君 |
| 七六 | 大島九州男君 |
| 一〇三 | 舟山 康江君 |
| 一〇四 | 行田 邦子君 |
| 一〇五 | |
| 一〇八 | 亀井亜紀子君 |
| 一〇九 | 谷岡 郁子君 |
| 一一四 | 有田 芳生君 |
| 一一五 | 金子 洋一君 |
| 一一六 | 吉川 沙織君 |
| 一一七 | 梅村 聡君 |
| 一一八 | 松浦 大悟君 |
| 一二〇 | 大河原雅子君 |
| 一二一 | 相原久美子君 |
| 一二二 | 轟木 利治君 |

第十七号(その二)中正誤

百五ページ二段終わりから十二行から十一行の「第百五号第七項第一号」は「第百五号第七項第一号」の誤り。
百七ページ三段三行から四行の「放射線障害の技術的基準」は「放射線障害の防止に関する技術的基準」の誤り。